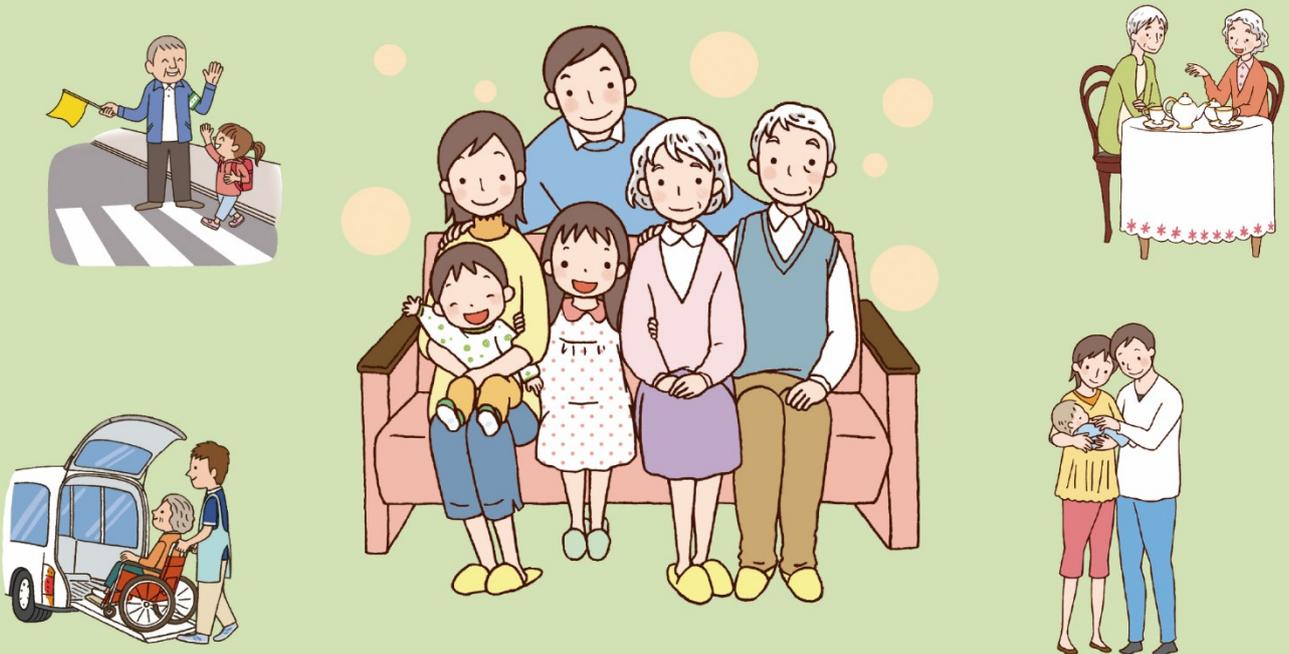


第2次中城村地域福祉推進計画

とよむ福祉プラン

手を取り互いを思いやる やさしい村 とよむ中城



令和4年3月

沖縄県 中城村

社会福祉法人 中城村社会福祉協議会

ごあいさつ



現在の地域福祉をめぐる情勢は、少子高齢化・人口減少社会の進展、一人暮らし高齢者を含む高齢者のみの世帯の増加、母子・父子世帯などの増加に伴い、福祉的支援に対する社会的構造の変化が著しい状況下にあります。

2020年からは新型コロナウイルス感染症の蔓延による社会・経済的な環境の大きな変化に伴い、生活困窮者、ひきこもり支援、8050問題、ダブルケア問題などの増加や、子育て家庭の孤立化や児童、障害者及び高齢者の虐待、ヤングケアラーなどの様々な課題が複雑かつ深刻化する傾向にあります。

本村は、豊かな風土と世界遺産「中城城跡」など歴史文化に恵まれ、南上原地区の区画整理事業の伸展に伴う人口増加の一方で、高齢化や人口減少が進む地区もみられるなど地域発展の不均衡が生じています。また、今回の住民アンケート調査においては、5割強の人が「地域活動にはほとんど参加していない」と回答し、住民同士のコミュニケーションの希薄化が示唆されております。

このような状況を踏まえ、「手を取りお互いを思いやる やさしい村 とよむ中城」を基本理念とし、2017年策定の前計画と同様、中城村社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画とも一体的な計画として第2次中城村地域福祉推進計画を策定しました。

今後は、専門的支援者である担い手不足の解消や福祉教育の充実など前計画から引き継ぐ課題の他、支援の「受け手」と「支え手」に分かれるのではなく、すべての人々が役割と生きがいを持ち、「このような地域で暮らしたい」と思える地域づくりを目指し、村民の皆様とともに地域福祉の推進に取り組んでまいりますので、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

本計画の策定にあたり、村民の皆様にはアンケート調査を通じて多くのご意見ご要望をお寄せいただきました。また、民生委員児童委員及び自治会長の皆様には、ひきこもりに関する調査にご協力頂きました。各調査の結果は、今後の福祉施策のみならず村政発展のために参考にさせて頂くとともに、ご協力いただいた皆様には心より感謝申し上げます。

結びに、中城村地域福祉推進計画策定委員会の皆様をはじめ関係機関の皆様にも貴重なご意見、ご提言を頂きましたことに対して感謝とお礼を申し上げ、ご挨拶と致します。

令和4年3月

中城村長 浜田 京介

ごあいさつ



近年、家族形態の変容や地域における相互扶助機能の低下等もあり、子どもの貧困や生活困窮者の増大、殊に生活困窮者の増大については、現下のコロナ禍においてはより顕在化し、その他虐待、孤立死、ひきこもり、防災、ヤングケアラー等多様な福祉課題が惹起しております。また、それらが複合的に個人や世帯にとって福祉課題となる例が多くなってきております。本村でも従来の集落地区に加え、南上原の市街地が併存し、各地域なりの多様な福祉課題が提起されております。

それらは、高齢・障害・児童等の個々の分野での対応は困難で、そのように複合化・複雑化した課題や制度の狭間にあるケース、あるいは自ら訴える術もなく地域の中で孤立しているケース等を地域生活課題と捉え確実に支援に繋げる必要があります。いわゆる地域を主体とした包括的な支援体制が求められております。地域での生活課題の早期把握や支え合い、そのための地域資源の発掘や構築、関係者・機関等の緊密な連携による支援等まさに地域福祉力の確立強化が求められております。

それらを背景に、なお一層の地域福祉の推進を図るべく、目的を同じくする村の地域福祉計画と社協の地域福祉活動計画を統合しての「第2次中城村地域福祉推進計画」を協働で策定することになりました。

本計画策定においては、前計画の総括や村民アンケート、民生委員児童委員および自治会長へのアンケートによる意見集約並びに多様な組織から構成される地域福祉推進計画策定委員会での討議を踏まえ、地域生活課題を捉え、その課題解決として包括的な支援策を目標に計画として定めております。計画期間中適宜必要に応じた見直し等も含め確かな進捗に努めたいと思っております。

本計画は、今後の地域福祉の確かな推進を図ることが目的であり、あらゆる施策・活動に反映されることが重要であります。村や社会福祉協議会等、関係機関・団体は勿論のこと、村民皆が地域福祉の推進主体として、役割をもつ地域づくりに参加することが大切だと考えております。

公私協働により、誰もが地域の中で安心して自分らしく暮らしていけるような地域づくりを目指して、村社会福祉協議会としても、各位のご理解・ご協力を得ながら取り組んでいきたいと存じます。

終わりに、本計画の策定に当たり、ご尽力・ご協力頂きました皆様に心より感謝申し上げます、ご挨拶と致します。

令和4年3月

社会福祉法人 中城村社会福祉協議会
会長 比嘉 盛行

目 次

I	はじめに	
1.	計画の策定にあたって	1
2.	計画策定の目的	3
3.	計画の位置づけと計画期間	4
4.	計画策定の方法	5
5.	持続可能な開発目標（SDGs）との関連	7
II	現状と課題	
1.	中城村の地域福祉を取り巻く状況	9
2.	中城村の地域福祉の主要な課題	11
III	中城村がめざす地域福祉	
1.	基本理念	13
2.	基本の方針	14
3.	施策の体系	15
4.	福祉圏域の設定（5年後の目標像）	16
	中城村の支え合いネットワーク図（イメージ図）	17
5.	重点的に取り組む事項	19
6.	取組みの目標指標	21
IV	取組みの内容（各論）	
	基本の方針1 誰もが役割をもつ地域づくりに参加してみよう	25
	基本の方針2 丸ごとつながる「しくみ」・「サービス」をつくろう	35
	基本の方針3 みんなで「安全・安心」な地域をつくろう	49
V	計画の着実な推進にむけて	
1.	計画の周知	57
2.	計画の評価と進行管理の徹底	57

資料編

I	中城村の概要	59
II	各種調査結果の概要	76
III	前計画の点検結果概要	82
IV	計画策定の経緯等	86
V	用語解説	88
VI	福祉の窓口等一覧	92

<文中の「※」がついている用語について>

「※」がついている用語については、資料編に用語解説を掲載しています。「※」は用語が最初に出てくる場所につけています。

<文中での下地区、上地区、南上原地区の行政区の範囲について>

下地区…伊集、和宇慶、南浜、北浜、津覇、奥間、県営中城団地、浜、安里、当間、屋宜、添石、伊舎堂、県営中城第2団地、泊、久場（おおむね海岸に面する平坦地域～斜面地域）

上地区…登又、サンヒルズタウン、新垣、北上原（台地地域）

南上原地区…南上原（台地地域、おおむね南上原土地区画整理事業の範囲）

I はじめに

1. 計画の策定にあたって

(1) 地域福祉とは

地域福祉とは、様々な生活課題や困りごとに対して、公的な制度やサービスだけではなく、私たちが暮らす地域を基盤とした人と人とのつながりや相互の助けあいにより、解決に向けて取り組むことです。人々が「このような地域で暮らしたい」と思えるような「より良い地域のあり方」を実現するためには、住民主体の活動、民間の支援事業、公的な機関や窓口の協力・連携が欠かせません。地域福祉の推進は地域資源の開発と活用が要であり、「地域づくり」と一体不可分の関係をもっています。

(2) 地域福祉をめぐる国、県、村の状況

前計画を策定した2017年以降、日本では更なる少子化・高齢化が進み、総人口1億2,522万人のうち高齢者は29.1%（2021年9月15日時点）*¹に達する一方で、2020年の出生数は過去最少の84万835人*²となっています。

このような社会構造の量的変化に加えて、厳しい社会経済環境の下での生活困窮者の増加、推計115万人を超えると見られるひきこもり*³、子育て家庭の孤立、過去最多を更新する205,044件となった児童虐待*⁴、養介護施設従事者等による高齢者への虐待が595件、養護者によるものが過去最多の1万7,281件に上る*⁵など、問題の深刻化・複雑化が見られます。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、解雇等見込み労働者数が2022年2月18日までの累積値で12万7,996人*⁶に達したほか、2010年以降減少傾向にあった全国の自殺者数は、2020年にとりわけ女性で急増（前年比15.4%増）*⁷といった更なる社会問題が生じています。

沖縄県では、人口が増加する一方で高齢化は進んでおり、高齢化率は19.6%（2015年）から22.6%（2020年）*⁸に上昇しています。また、新型コロナウイルス感染症が流行するまでは観光客が1,000万人訪れるなど経済が好調とされ、子どもの貧困率が29.9%から25%に減少する*⁹といった改善傾向が見られました。

しかし、感染拡大後は著しい経済的打撃を受けて完全失業者数が2021年8月まで17か月連続で前年同月比を上回り、有効求人倍率が2020年5月以降20か月連続で1倍を切る*¹⁰ 厳しい状況に置かれています。子育て世帯では低所得層ほど経済的影響を受けた割合が高く、ひとり親世帯では5割以上の減収が13.4%に上っています*¹¹。

中城村では、引き続き南上原地区を主として人口が増える一方で、高齢化や人口減少が進む地区も見られるなど地域発展の不均衡が生じています。また、本村においても住民同士のコミュニケーションが希薄化しており、今回実施したアンケート（有効回答数：384人）では、5割強の人が「地域活動にはほとんど参加していない」、約1割の人が近所の方と「ほとんど付き合いはない」と回答しています。

- *1 総務省統計局「統計トピックス No. 129 統計からみた我が国の高齢者」令和3年9月19日
- *2 厚生労働省「令和2年(2020)人口動態統計(確定数)の概況」
- *3 内閣府「若者の生活に関する調査報告書」平成28年9月、内閣府「生活状況に関する調査報告書」平成31年3月
- *4 厚生労働省「令和2年度児童相談所での児童虐待相談対応件数」
- *5 厚生労働省「令和2年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果」
- *6 厚生労働省「新型コロナウイルス感染症に起因する雇用への影響に関する情報について」令和4年2月18日現在
- *7 警察庁「令和2年度中における自殺の状況」令和3年3月16日
- *8 総務省統計局「平成27年～令和2年国勢調査結果」
- *9 沖縄県「平成30年度沖縄県小中学生調査中間報告記者発表資料」平成31年3月
- *10 沖縄県「令和3年12月の雇用状況」
- *11 沖縄県「令和2年度 沖縄子ども調査(未就学児調査)報告書」令和3年3月

(3) 第2次計画策定の背景

これまでの公的な福祉サービスは、高齢者、障がい者、児童といった対象者の属性ごとに対応してきました。しかし、8050問題^{*}やダブルケア問題^{*}など複合化した課題に対して、いまや福祉制度による対象者の属性ごとのサービス単体で解決することは困難となっており、行政だけの対応は限界を迎えています。

また、各地で発生する甚大な自然災害は、平時であれば支援・救援にあたる行政の機関や職員も被災したために、地域の安全確保や復旧が遅れるといった事態も生じさせています。

このように行政の限界が認識される中で、地域のもつ力を高めようと市民やNPO^{*}、民間企業等が連携して一人暮らしの高齢者や、障がい者などを支援する活動に取り組み、支え合いの仕組みを構築・強化する動きも全国各地で見られます。

地域福祉を推進するために自治体が策定する地域福祉計画は、2018年の社会福祉法改正により社会福祉分野の上位計画に位置づけられ、その自治体が目指す福祉のあり方を総合的に示すものとなりました。さらに2020年の同法改正により「包括的な支援体制の整備に関する事項」を地域福祉計画に記載することが義務とされ、“「住民に身近な圏域」において、住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備”、“「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備”、“多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築”が求められています。

前回の計画策定後の本村においては、子育て世代包括支援センター^{*}がこども課内に設置されたほか、子どもの居場所づくりや、生活支援コーディネーターを中城村社会福祉協議会(以下、村社協)に配置し介護予防を通して高齢者を支える地域づくりなど、地域でのつながりが広がっています。このような取組みを更に推し進めると同時に、包括的な支援体制を整備し新たな地域資源を開発したり活動を展開したりするために、第2次中城村地域福祉推進計画を策定いたします。

(4) 地域福祉活動計画との一体的策定について

地域福祉活動計画は、社会福祉協議会のほか民間(市民含む)の福祉活動に関する内容を盛り込み、社会福祉協議会が策定する計画です。前回と同様、第2次中城村地域福祉推進計画においても、村社協との協働により一体的に策定いたします。

2. 計画策定の目的

地域福祉を取り巻く諸課題である健康、介護、障がい者支援、子育て支援、生活困窮者支援、防災等が近年ますます重大となり、ニーズに応じた包括的な施策の展開が求められる状況となっています。地域社会を基盤とした地域福祉を計画的、総合的に推進していく観点から、これまでの福祉制度に基づく分野ごとの取組みを地域の視点で横断的に取りまとめていくことが必要となっています。

このような流れを踏まえて、村民の主体性に基づき、地域特性に応じた地域社会を基盤とした支え合いのしくみを構築するための計画として、第2次中城村地域福祉推進計画を策定します。村の地域福祉推進の理念、基本的方針、具体的な活動内容等を総合的体系的に整理するために、「地域福祉計画」（行政計画）と「地域福祉活動計画」（社会福祉協議会の計画）を一体的に策定していくこととします。

<参考資料>

■社会福祉法 第107条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

■社会福祉法 第109条（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

■社会福祉法 第106条の3（包括的な支援体制の整備）

市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

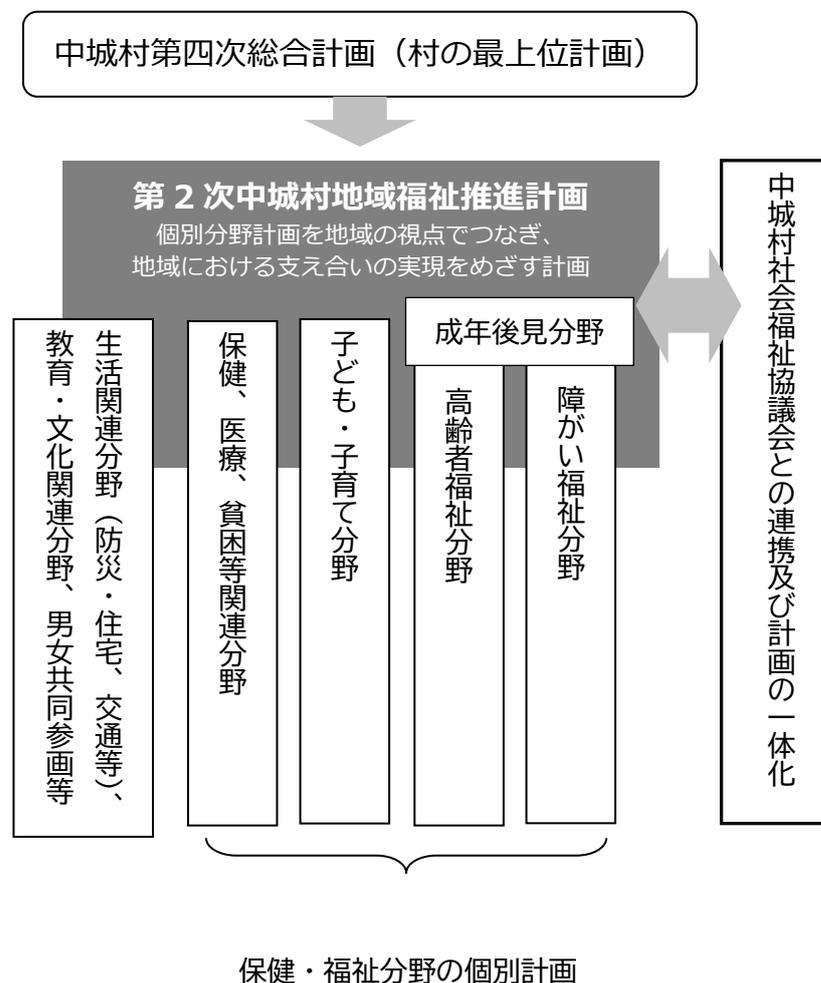
- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策
- 三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

3. 計画の位置づけと計画期間

(1) 計画の位置づけ

地域福祉推進計画は、中城村第四次総合計画を最上位計画として、保健福祉分野の各計画を「地域」の視点でつなぎ、生活課題を解決する取組みや仕組みを示す上位計画として位置づけます。防災や教育、交通など生活関連分野などの計画とも連携して住民参加による福祉のまちづくりを進めます。

また、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第14条において「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努める」とされていることから、中城村成年後見制度利用促進基本計画を包含した計画として位置づけます。



(2) 計画の期間

令和4年度を初年度とする5年間(令和4年度～令和8年度)の計画とします。国の福祉政策や成年後見制度などの動向を踏まえて、必要に応じて見直しを行います。

4. 計画策定の方法

第2次中城村地域福祉推進計画では、村民や行政・村社協、関係機関などが連携し、ともに支え合うしくみを幅広い視点で検討するため、村民のご意見をいただく機会として、村民アンケートや民生委員児童委員*・自治会長向けアンケートを実施しました。

同時に計画の前提となる中城村の福祉施策の現状や課題を把握することを目的に、庁内の関係課、村社協によるこれまでの取り組み状況等を点検しました。

また、多様な組織の参加者から構成する中城村地域福祉推進計画策定委員会、村の関係課や村社協の職員が参加する中城村地域福祉推進計画事務局会議で議論しながら策定しました。

(1) 第2次中城村地域福祉推進計画策定のための基礎調査

①村民アンケートの実施

計画策定にあたっての基礎資料とするため、村民の福祉に関する意識や地域福祉活動の実態等を把握することを目的に実施しました。

調査の概要

○調査対象：16歳以上79歳までの村民1,600名（住民基本台帳からの無作為抽出）

○調査方法：郵送による配布・回収のほか、パソコン等によるWeb回答も受付

○実施期間：令和3年8月27日（金）～令和3年9月24日（金）まで

	配布数	回収数	有効回収数	有効回収率
今回	1,600件	385件 (内Web 107件)	384件 (内Web 107件)	24.0% (郵送 17.3% Web 6.7%)
前回 (H28)	1,600件	382件	378件	23.6%

②民生委員児童委員・自治会長向けアンケートの実施

村内のひきこもり*¹に関する実態を把握し、本計画において適切な施策を位置づけるため、あわせて地域福祉の活動に関する状況を把握し、今後の活動を支援する際の検討材料とするため実施しました

調査の概要

○調査対象：中城村における民生委員児童委員33人、
自治会長21人（うち5人が民生委員児童委員を兼務） 合計49人

○調査方法：民生委員児童委員に対しては令和3年8月の定例会で配布
(当日来られなかった方には郵送)

自治会長に対しては郵送

回収は郵送または村役場窓口ないし村社協への提出

○実施期間：令和3年8月11日（水）～9月3日（金）まで

配布数	回収数	有効回収数	有効回収率
49 件	39 件	39 件	79.6%

*1 この調査における「ひきこもり」とは、15～64 歳までの方が「様々な要因の結果として社会的参加*2を避け、原則的に6か月以上にわたっておおむね家庭にとどまり続けている*3状態」を指します。この状態を目安としつつ、仕事や学校に行かず、人との交流がほとんど見られないなど類似していると思う場合、ひきこもり状態としてご回答いただくこととしています。

*2 社会的参加とは、義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊などのことです。

*3 おおむね家庭にとどまり続けているとは、他者と交わらない形での外出（一人でコンビニに行くなど）をしている場合も含まれます。ただし重度の障害、疾病、高齢等で外出できない場合は除きます。

③村および村社協の地域福祉に係る取組みの点検評価の実施

中城村の地域福祉に関する取組みについて、現状や課題を整理するため、施策の点検シートを作成し、担当課や村社協による点検評価を行いました。

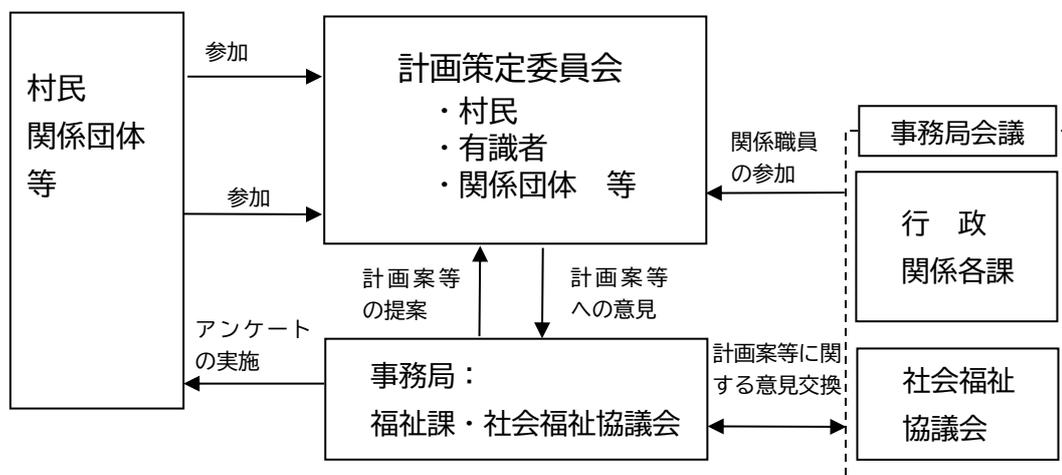
(2) 中城村地域福祉推進計画策定委員会の設置

学識経験者、村内の福祉関係者や地域活動の代表、村民など、さまざまな方からの意見を計画に反映させるため、「中城村地域福祉推進計画策定委員会」を設置し、策定にあたりました。

(3) 中城村地域福祉推進計画事務局会議の設置

行政内での検討にあたり、横断的に検討する場として「中城村地域福祉推進計画事務局会議」（以下事務局会議）を設置し、課題の検討や施策の調整等を行いました。

(4) 策定体制



5. 持続可能な開発目標（SDGs）との関連

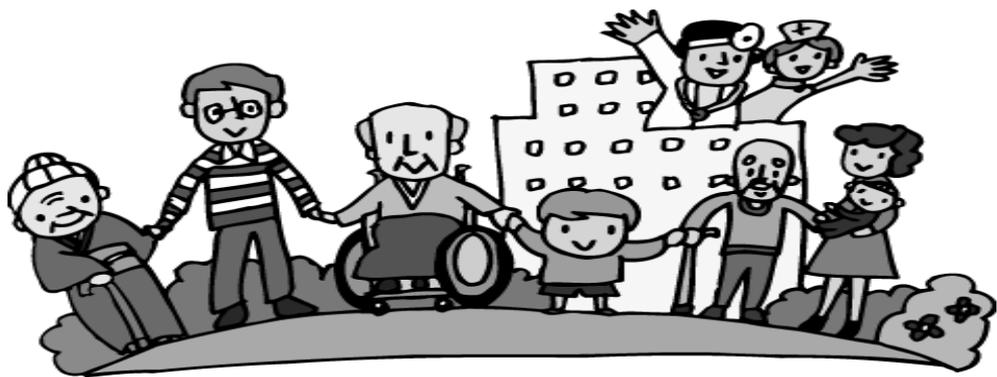
2015年9月の国連サミットで採択された、持続可能でよりよい世界を目指す「持続可能な開発目標 Sustainable Development Goals (SDGs)」を2030年までに達成するために、日本政府および沖縄県ほか各自治体が取組みを進めています。

本計画においてもSDGsを意識した施策推進ができるよう、SDGsが掲げる17の目標と本計画との関連を以下のように示します。SDGsは「誰一人取り残さない」、「もっとも取り残された人には最初に手を差し出す」を理念に掲げており、本村が目指す地域福祉のあり方と一致しています。

参考「第2次中城村地域福祉推進計画」に関連する、SDGsが掲げる目標

 <p>1 貧困をなくそう</p>	<p>1. 貧困をなくそう あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困を終わらせる</p>	 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	<p>5. ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う</p>
 <p>2 飢餓をゼロに</p>	<p>2. 飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>	 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p>8. 働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する</p>
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>3. すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>	 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>11. 住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>4. 質の高い教育をみんなに すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する</p>	 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	<p>16. 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>
 <p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p>	<p>17. パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化</p>		

参考資料：持続可能な開発目標（SDGs）と日本の取組み（外務省）



II 現状と課題

1. 中城村の地域福祉を取り巻く状況

【人口・世帯等の動向】

- ・本村の人口・世帯数は増加傾向にあります。世帯数の増加率が人口増加率を上回っており、令和2年国勢調査での一世帯当たり人員は2.46人です。
- ・近年、単独世帯や高齢世帯の実数が顕著に増加しており、なかでも高齢夫婦世帯や高齢単身世帯が増加しています。
- ・村内では南上原で土地区画整理事業の影響により、平成27年度から令和2年度にかけて人口・世帯数がともに30%以上増加しています。南上原を除いてみると、村全体では人口増減率0.9%に対して世帯増減率が10.4%と小規模世帯化が進行しています。
- ・令和2年度の高齢化率は19.3%と、高齢化が進展しています。
- ・平成27年の国勢調査によると、本村に常住する人のうち村内に日中いるのは12,191人と、夜間人口(19,454人)の62.7%にとどまります。

(参考)

本村に常住する人のうち村内に日中いる人数(12,191人)
= 昼間人口(16,406人) - 村外から通勤・通学する者(4,215人)

【村民アンケートの結果より】(配布1,600件、有効回答数384件)

- ・地域住民が安心して暮らせるように、約6割が環境美化活動など何らかの活動を行っています。
- ・自治会など何らかの地域活動に4割強が参加しているものの、前回より回答が少なくなっています。
- ・今後の地域活動には、約8割強が参加したい(続けたい)と回答しています。
- ・9割弱が近所の方と何らかの関わりがある一方で、ほとんど付き合いがない方は約1割います。
- ・自宅近くの避難所については7割弱が「知っている」と回答しています。
- ・コロナ禍で就労状況に影響を受けたのはおよそ5人に1人で、住宅費負担に影響を受けたのはおよそ4人に1人です。
- ・日常生活の悩みや不安として、「自分や家族の健康に関すること」が6割弱と最も高く、次いで「老後の生活や介護に関すること」に関する悩みや不安が約3割でした。
- ・仕事や学校に行かず、人との交流がほとんど見られない方について、1割強が「いる・聞いたことがある」と回答しています(45人)。そのうち15歳以上60代以下の本人・親族に関する回答について、厚生労働省等の定義を参考に「ひきこもり」に該当するか精査した結果、15歳~60代以下で「ひきこもり」に該当する方は9人でした。ひきこもりに至った経緯として、9人中5人が「学校や職場での人間関係がうまくいかなかった」ことがきっかけとなっています。

- ・村社協の認知度は9割弱。民生委員児童委員の活動内容の認知度は4割弱です。
- ・今後充実してほしい村社協の活動や支援に関して、4割弱が情報提供や包括的な支援体制づくりと回答しています。
- ・村で進んでいると思う取組みについては、「移動支援（護佐丸バスや移動販売など）」が約4割と最も高い一方で、「分からない」が3割強（34.4%）と2番目に高いです。
- ・村で遅れている・十分ではないと思われる取組みについての自由記述では、「移動支援」と「道路整備・施設整備」に関する意見がともに14件と最多でした。
- ・相談・情報提供の体制や拠点について期待する機能として、「身近な地域で相談でき、適切な機関につなぐ」が約5割でした。
- ・だれもが安心して暮らすことができる村づくりを進めるために必要なこととして、「身近なところでの相談窓口の充実」が5割弱、次いで「住民が気軽に立ち寄り、利用できる地域の福祉活動の拠点づくり」が4割強となっています。

【ひきこもり実態調査等の結果より】（配布45件、有効回答数39件）

- ・民生委員児童委員及び自治会長のうち43.6%（17人）は、担当地域で人との交流がほとんど見られない方が「いる・聞いたことがある」と回答しています。「交流がほとんど見られない方」として挙げられた27人について、厚生労働省等の定義を参考に「ひきこもり」に該当するか精査した結果、10代～60代で「ひきこもり」に該当する方は5人となっています。ひきこもりに至った経緯として、5人中2人が「学校や職場での人間関係がうまくいかなかった」ことがきっかけとなっています。
- ・ひきこもり状態にある方への今後必要な支援として、「行政や支援機関による訪問支援」が76.9%（30名）、「心身面について相談できる専門機関」が74.4%（29名）でした。
- ・ひきこもり状態にある方の家族や周囲にいる方への今後必要な支援として、「公的な相談窓口」と「秘密厳守で相談できる拠点」がそれぞれ66.7%（26名）でした。
- ・民生委員児童委員及び自治会長が、よく見聞きする地域の困りごとや相談内容として「精神面の不調・疾患」が35.9%（14名）と最も多く、次いで「身体に関する病気や衰え」が33.3%（13名）となっています。
- ・自治会や地域で促進したい福祉関連活動として、「高齢者や認知症の方の見守り」（74.4%、29名）と「高齢者や障がい者等の避難支援体制づくり」（71.8%、28名）がそれぞれ7割強となっています。

【中城村地域福祉推進計画 施策点検結果より】

基本目標1 地域に関心を持ち、地域活動に参加してみよう

福祉教育に関する取組みは計画通りに進んでおり、広報・啓発活動に関して近年SNS※などを活用し改善がみられます。一方で健康生活推進員※、母子保健推進員※、民生委員児童委員が年々不足してきていることに加えて、新型コロナウイルスの影響により福祉に関する活動に制限がかかっています。また、村社協が移転した吉の浦会館にボランティアセンターの拠点となる部屋がなく、新たに確保する必要があるなど、課題がみられます。

基本目標2 地域でつながる「しくみ」・「サービス」をつくろう

この間に地区ふれあい事業[※]の実施自治会が増えたほか、生活支援コーディネーターが精力的に活動しており、地域のネットワークづくりが進んでいます。役場では令和2年度に子ども課が新設されたほか、子育て世代包括支援センターができ、虐待防止や生活困窮への対応、子どもの貧困の解消に向けた取組みを拡充させています。一方で、「支え合いマップ」の活用・更新が滞っているほか、成年後見制度[※]の潜在的ニーズの掘り起こしや日常生活自立支援事業[※]のニーズ充足に課題がみられます。

基本目標3 みんなで「安全・安心」な地域をつくろう

避難行動要支援者[※]の名簿を作成しましたが、実際の避難行動をどう支援するか個別避難計画[※]の作成が課題となっています。自主防災組織[※]が5地区で立ち上がり、徐々に団体数が増えている一方で、村全域での立ち上げには時間がかかる見通しです。

ユニバーサルデザイン[※]等の普及については、どのような取組みを行っていくか検討が必要です。

また、移動支援に対しては村民の関心やニーズが高く、護佐丸バスが浸透している一方で、福祉車両の老朽化が進み運用が難しくなりつつあります。

2. 中城村の地域福祉の主要な課題

①担い手不足の解消と福祉教育の充実

前計画策定時から課題であった地域福祉の担い手不足が解消できていません。ボランティア養成講座を実施後、ボランティアとして活動できる場がないことから、地域福祉人材の育成がうまく進んでいません。村民アンケートから地域活動への参加意欲は高いことがうかがえますが、村民の4割近くが日中に村外へ通勤・通学する地域事情から実際の参加にはつながっていない状況です。ボランティアの担い手と受け手とをつなぐ機能が期待されるボランティアセンターに関しては、活動の拠点の確保が必要となっています。

また、若年層（0-19歳）で療育手帳取得者が増えていることから、子どものころから障がい全般への理解を深め、一人ひとりの違いを認める福祉教育の重要性が高まっています。

②村民の困りごとを丸ごと受け止める体制づくり

新型コロナウイルスの影響により、地域活動に支障が生じています。地区ふれあい事業などが活動内容の変更を余儀なくされたほか、生活支援コーディネーターや民生委員児童委員等の訪問活動も著しく制限され、これまで築かれてきた地域ネットワークが機能できない事態となりました。アフターコロナを見据えた支え合いの仕組みづくりや地域活動のあり方に関する検討が必要です。

また、村ホームページ上の情報の発信や更新に遅れがみられ、各種制度や支援策が目まぐるしく変わる中でタイムリーな情報提供をいかに行うか課題となっています。

コロナ禍は大人のみならず休校などで子どもへの影響も甚大であり、全国的には子どもの自殺が増えている現状があります。また、ヤングケアラーや生理の貧困といった課題もあります。村民アンケートからは乳幼児のいる世帯で半数以上が子育てに関する不安や悩みを抱えており、子どもとその周囲の大人へのケアの充実が早急に求められます。

村内では高齢単身世帯が増加しているほか、精神保健福祉手帳の取得者のうち高齢者が占める割合が増えてきており、成年後見制度の潜在的ニーズが高まっているものの新たな利用につながっていません。日常生活自立支援事業についても相談が増えていますが、対応が追いつかない状況です。認知症の方やその家族が安心して地域で過ごせるよう、平成30年度から村の商工会などと協力して村内の民間事業所と協定を結んでいる中城村地域見守り協力事業（高齢者等の見守り）の拡充や活動の周知が求められます。

村民アンケートおよび民生委員児童委員・自治会長向けアンケートからは、村内で社会的孤立や「ひきこもり」状態にある方が一定数いることが分かりました。民生委員児童委員等が把握していても当人や家族と関係を取り結ぶのが難しく、うまくアプローチできていない現状があり、民生委員児童委員等への関わり方の支援や当事者一人ひとりの事情に応じた継続的な支援が求められます。

村内のこのような課題に対応するべく、令和2年の社会福祉法改正を受けて自治体で実施できるようになった重層的支援体制整備事業※に向けた、庁内の人材育成等が喫緊の課題です。村民からは相談機能の充実を求められており、近年人口が増えている地区での相談拠点を検討するなど、身近な地域で包括的な相談対応を行える体制づくりを進める必要があります。

③防災・避難計画の充実

実際の避難行動に向けた計画（避難行動要支援者の個別避難計画）の策定や福祉避難所の設置はまだ十分に進んでおらず、自主防災組織の立上げにも時間がかかっている状況です。災害に備えて個人情報や民生委員児童委員等にどういったかたちでどの程度共有すべきか、その管理をどのように行うかといった検討が必要です。村内の身体障害者手帳交付者の3人に2人は65歳以上となっており、避難所のバリアフリー※化などのハード面の整備と介護対応などのソフト面での整備を進める必要があります。

④移動支援の拡充

村内で高齢者が増えるにつれて、免許返納などにより買い物や公民館等への移動が難しい村民から、護佐丸バスといった移動手段の拡充や移動支援の充実を求める声があがっています。移動のための手段がないと高齢者や障がい者が家にこもりがちとなり、心身機能の低下が危惧されます。

また、これまで村社協で運用してきた福祉車両は老朽化が進み事故の危険性が高まっていることから、車両更新等の対応が求められます。

Ⅲ 中城村がめざす地域福祉 ～どのような地域をめざすのか～

1. 基本理念

手をとりお互いを思いやる やさしい村 とよむ中城

村民は地域とつながり、支え合い、
人権や多様性が尊重されている

バリアフリーで外出しやすく快適
で安全・安心な住環境が整う

豊かな土地や風土、悠久の歴史に恵まれた中城村では、古くから人々が暮らし、支え合いながら生活が営まれてきました。近年は、人口増加が続く地域で若い世代が増え、子育て世帯が増えている一方、高齢化が進行していても地域行事を大切にしているなど、いろいろな地域特性がみられます。

ただ、村民アンケートによると地域活動にはほとんど参加していない村民も多く、住みよい地域づくりを進めていく上で「近所づきあいが減っている」ことがさまたげ（課題）になっていると感じている住民も少なくありません。だれもが安心して暮らし続けられる地域をめざすには、子育て、介護、生活困窮や災害対策など取り組むべき課題は多く、それらを行政だけで解決することは難しいため、地域の力が重要となってきています。

このような状況を受けて中城村と村社協は、すべての村民がお互いを尊重し、だれかを助けたり助けられたりしながら、自分らしい生活を営める社会「手をとりお互いを思いやる やさしい村 とよむ中城」をめざしていきます。

そのために、年齢や属性、障がいの有無などに関わらず相談を受け支援を行う包括的な支援体制を築き、良質かつ適切な福祉サービスを提供するとともに、地域で人と人がつながる支え合いのしくみづくりを強化し、福祉による地域づくりに取り組みます。地域の多様な活力・資源を育みつつ、公的なサービスと結びつけ、お互いに補完しながら基本理念の実現をめざします。

<参考> 中城村第四次総合計画 中城村の将来像

心豊かな暮らし ～住みたい村、とよむ中城～

「とよむ」とは・・・

「鳴り響く」の意味。中城村は、豊かな土地と景観に恵まれ、古くは貝塚時代（約3,500年前）から人が住みついていたことが知られている。琉球王朝時代の中城間切には、護佐丸や中城城などの歴史を彩る人物や史跡が登場し、琉歌にも「とよむ中城 吉の浦のお月 みかげ照りわたて さびやねさみ（世に名高い中城城から吉の浦を眺めると月が美しく照りわたり、なんと平和なことか、とても災いなどあるうはずがない）」とうたわれている。「とよむ」という言葉は、中城においては、この琉歌に由来して、文化・生活すべての面で活気があり、世に響き渡る理想的な村の姿を表す端的な言葉であると考えられる。この「とよむ」を、歴史ある中城村の枕詞として捉え、以前から広報や村内の行事などで常々使用し、村内外への浸透を図ってきた。

2. 基本の方針

基本理念を実現するため、以下の3つの基本の方針のもと、村民とともに目指す行動目標ごとに施策を位置づけ、具体的な取組みを地域と連携しながら展開していきます。

基本の方針1 誰もが役割をもつ地域づくりに参加してみよう

支援の「受け手」と「支え手」に分かれるのではなく、すべての人々が役割と生きがいを持ち、「このような地域で暮らしたい」と思える地域づくりのため、村民一人ひとりが地域に関心を寄せ、問題の解決に向けて行動できるよう、あらゆる世代で福祉のこころを育みます。

具体的には、福祉教育の充実や地域福祉に関する周知・啓発を進めるとともに、地域福祉活動の実践に触れ、自分のできるところから気軽に参加してみようと思えるようなきっかけづくりに取り組みます。また、地域活動を担う人材やリーダーの育成支援を行うとともに、現在地域で行われている活動やボランティア団体を支援し、地域住民が主体となった活動の活性化を促進します。そして、高齢者や障がい者、子育て家庭などが地域でつながる場づくりを進めます。

基本の方針2 丸ごとつながる「しくみ」・「サービス」をつくろう

地域で困っている人や生活課題にいち早く気づくことはとても大切です。

生活のさまざまな場面で生じる福祉ニーズを、地域の民生委員児童委員や自治会など身近なところで受け止め、村役場や村社協を通じて必要な支援につなげます。中城村は、若い世代が多い地域や高齢化が進む地域があるなど、地域特性に違いがあることから、地域の実情に応じたニーズ把握や支援のネットワークづくりを進めます。

相談者の属性に応じた縦割りのサービス提供ではなく、支援が必要な人の視点にたち、複雑化・多様化する問題を抱える世帯にも的確な福祉サービス等が届くようコーディネート機能を強化し、包括的な支援体制を築きます。多様な福祉サービスから必要な支援を受けられるよう、相談支援や権利擁護支援、生活困窮者支援の人員体制を整えます。

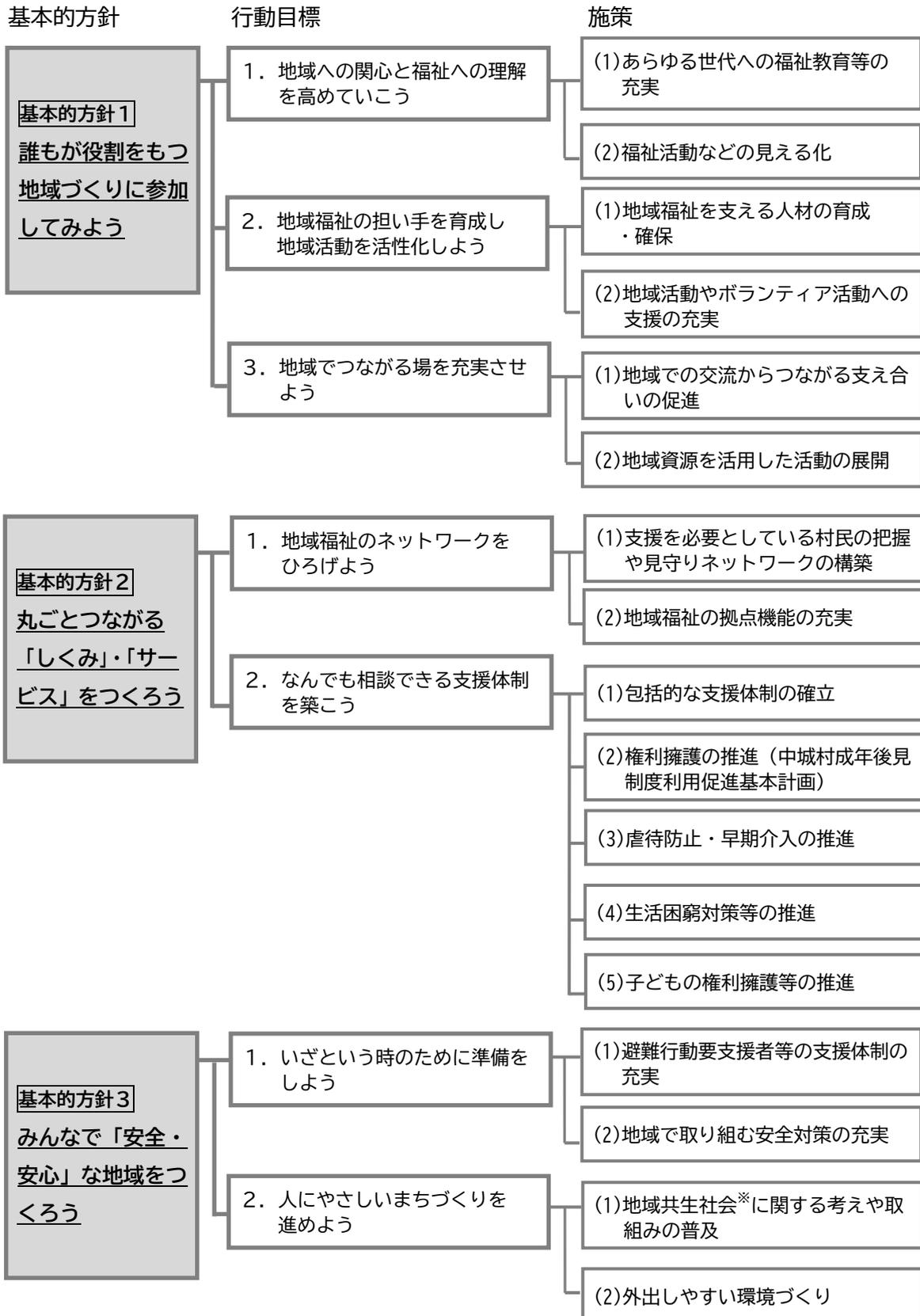
基本の方針3 みんなで「安全・安心」な地域をつくろう

住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、日本各地で頻発する災害の教訓を生かし、万一の時や減災に備えた環境整備や自主防災組織の立ち上げ促進、避難行動要支援者の情報整理・避難支援体制の強化に取り組みます。

さらに、高齢者や障がい者、妊娠中の方などが安心して移動や外出ができるよう、安全な道路交通環境の確保に努めます。公共施設等の整備にあたっては、だれもが快適に利用できるユニバーサルデザインの考え方を導入し、利用者ニーズを踏まえた整備を進めます。また、社会活動への参加や地域交流を促進するため、移動手段を充実させていきます。

3. 施策の体系

手を取りお互いを思いやる やさしい村 とよむ中城



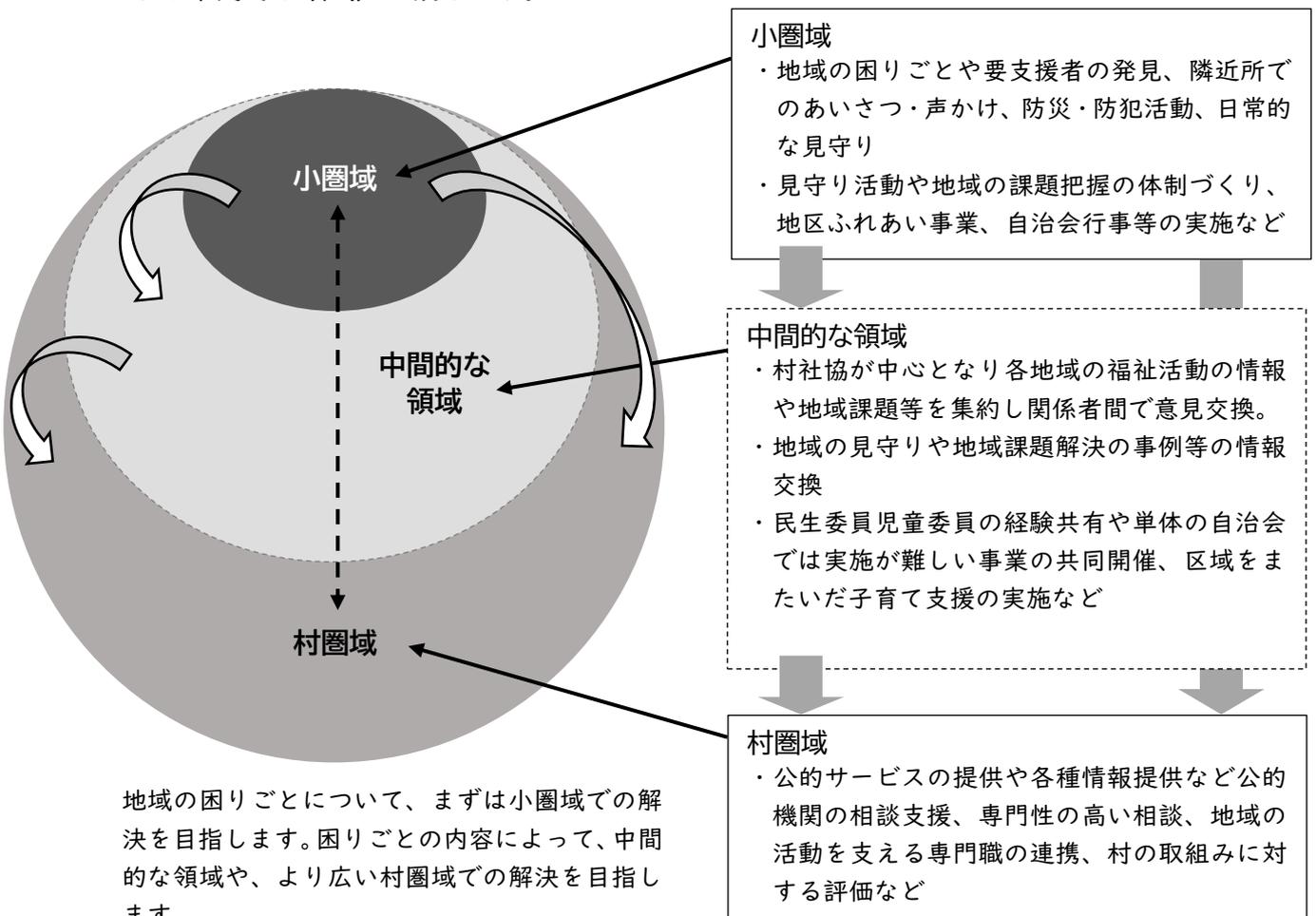
4. 福祉圏域の設定（5年後の目標像）

中城村に暮らす人々が望む「より良い地域のあり方」を実現するためには、住民主体の活動、民間の支援事業、公的な機関や窓口の協力・連携が不可欠です。「より良い地域のあり方」は一様ではなく、村内それぞれの地域特性に応じた違いがあり、その違いを踏まえた取組みが重要となります。そこで、中城村内を2圏域に分けた福祉圏域を設定します。

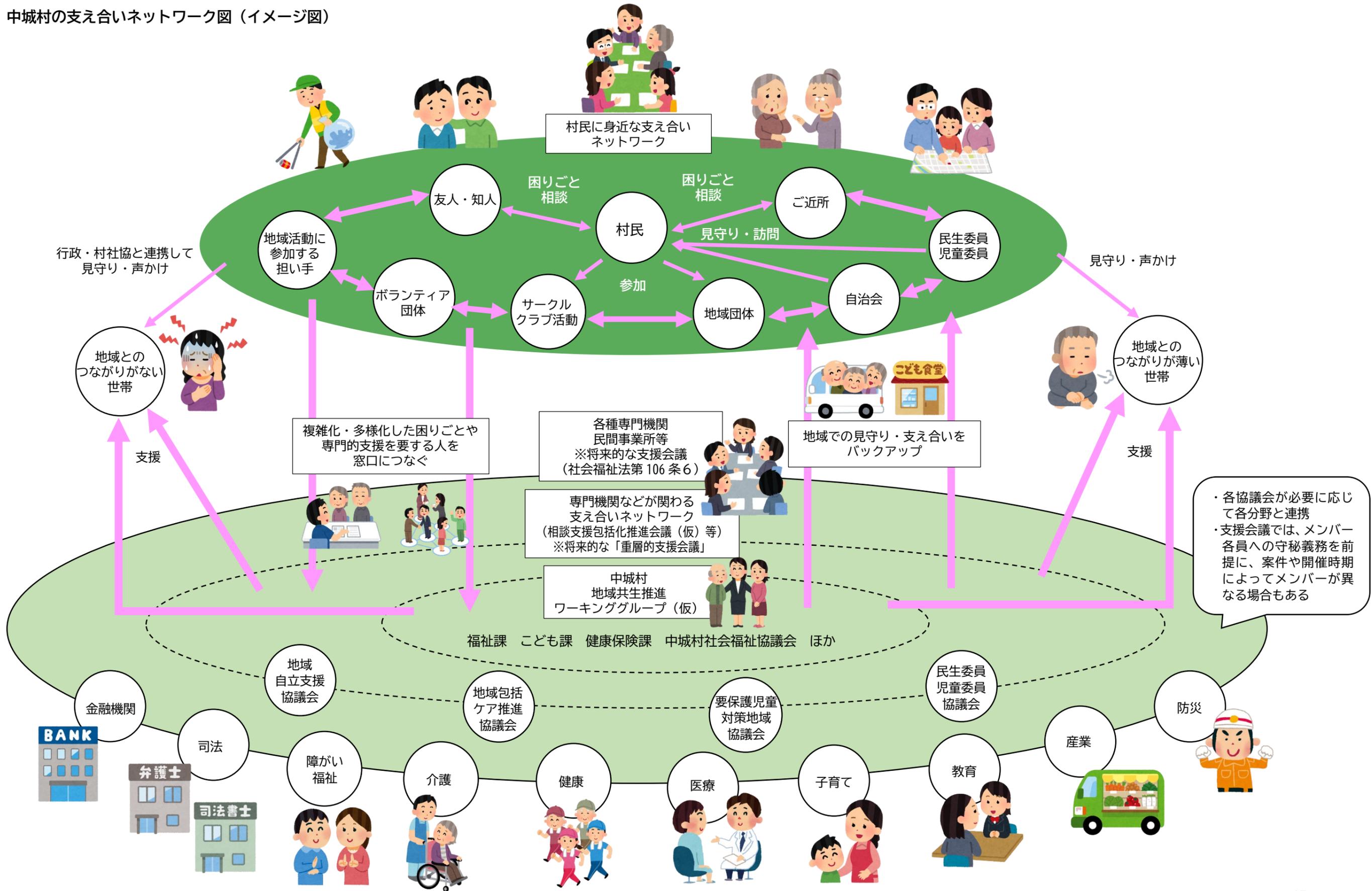
小圏域は、おおむね自治会を範囲として、その範囲内で行われる小規模の活動も含まれます。個人からの相談や家族・友人の気づき、サークルやクラブ活動による声かけ、自治会による活動を通じ、身近な福祉課題の発見や情報共有を行い、課題の解決に向けて地域での見守りや支え合いを行います。

村圏域は、村全体を範囲とします。行政や村社協がひろく村民の困りごと相談に応じつつ、地域の活動を支援するとともに、村内の福祉課題を把握・整理し、各種福祉計画に基づき対応していきます。福祉に関する協議会を定期的開催し、村の取組みに対する意見・提案をもらい評価を受けることで、取組みの向上につなげます。

また、特に小圏域では解決しにくい課題（買い物支援、移動手段の確保、災害時の避難支援など）を解消するしくみづくりに向けて、小圏域と村圏域の両方に柔軟に関わる村社協が中心となって、各自治会や関係団体との連絡・調整・協議の場（小圏域と村圏域を橋渡しする中間的な領域）を設けます。



中城村の支え合いネットワーク図（イメージ図）



5. 重点的に取り組む事項

本計画の基本理念「手をとりお互いを思いやる やさしい村 とよむ中城」を実現するためには、日常生活のちょっとした困りごとを抱える住民への対応や、声をあげられずにいる住民の発見、見守り・支え合い活動の充実が求められます。さらに、複雑化・多様化した困りごとを解消するために、複数の分野を組み合わせた横の連携による対応も重要です。

そのために、各論で位置づける取組みのうち、以下の事項を5年間で着実に進めることで、地域の見守りネットワークの強化や地域活動の活性化につながるきっかけとします。

(1) 支え合いマップの作成を通じた村民・地域・村社協・村役場の協働

支え合いマップは、地域の特性を踏まえて地域で支え合うためのツールとして、困りごとを抱えた人が地域のどこに暮らしているのか、地域の中でどういったつながりがあるかをマップ上に落としこんだものです。その地域の住民が支え合うためのツールとなることが重要で、作成目的が地域ごとに異なる場合もあります。村民、地域の人々、村社協や村役場の職員が地図を囲んで情報共有するだけでなく、実際に地域を歩いて、地域に何があるか見たり感じたりしたことも記録し、マップづくりに活用します。

マップづくりにおいては、高齢や障がい、家族へのケアといった理由から、買い物や通院など「したいこと」ができないでいる人の所在を把握し、その人の「したいこと」が「できること」になるために必要な支援やサービス、人とのつながりについて検討・共有します。また、困りごとを抱えた当人もマップづくりに加わっていただき、その人に「できること」が「誰かの助けになること」になり、支え合いにつながるよう取り組んでいきます。

さらに、支え合いマップを作成しておくことで、災害時などいざという時に誰にどういう避難支援や避難所でのケアが求められるか整理し、自主防災組織などと連携しながら防災に関する日頃からの準備を進めます。

(参考) 酒井保『「見守り活動」から「見守られ活動」へ 住民歴書とエゴマップのすすめ』全国コミュニティライフサポートセンター (2014年)

□実施スケジュール

R4年度	<ul style="list-style-type: none"> ・村、村社協、民生委員児童委員、自治会による、支え合いマップ作成の目的や方法、個人情報の保護などに関する合同協議 ・地域の福祉資源（福祉やコミュニティに携わる個人や団体など）の見える化
R5年度	<ul style="list-style-type: none"> ・モデル地域を募り、支え合いマップ作成の目的や方法、個人情報の保護などについて住民と協議
R6年度	<ul style="list-style-type: none"> ・モデル地域で支え合いマップの作成・活用
R7年度	<ul style="list-style-type: none"> ・支え合いマップ活用の振り返り、ほかの地域での作成に向けた声かけ
R8年度	<ul style="list-style-type: none"> ・複数地域で支え合いマップ作成の目的や方法などについて住民と協議
村民・地域	<ul style="list-style-type: none"> ・困りごとを抱えている人の把握や情報共有（したいけどできないでいることは何か、その人にできることは何か） ・困りごとを抱えている人へのマップ作成参加の声かけ ・支え合いマップの毎年更新、避難場所や避難経路の確認
行政・社協	<ul style="list-style-type: none"> ・支え合いマップ作成の声かけ、各種調整、各地域を見て回る調査や記録 ・個人情報保護に関する調査研究、避難行動要支援者名簿の整備、福祉避難所の確保

(2) 村民の困りごとに横の連携で対応する体制の確立

これまで村民の困りごとには高齢や障がい、子どもなどといった分野別の制度やサービスによって対応してきました。しかし複雑化・多様化した困りごとを解消するためには、複数の分野を組み合わせた横の連携による対応が必要不可欠です。たとえば、80代で認知症の方に関する相談を受け付けた際に、その方他に同じ世帯に50代で精神疾患を抱える方、20代で定職に就けず生活困窮の方がいる場合、80代で認知症の方だけに対応しても世帯全体の困りごとの解消にはいたりません。

今後必要となるのは、「何がその人や世帯を困らせているのか」を分析し、困りごとを生み出している要因を解消するために、複数分野の制度やサービスを組み合わせた対応です。そこで各相談窓口で内容に関わらず相談を受けとめ、その内容に応じて適切な支援制度や相談機関等につなぐ包括的な支援体制を構築するため、福祉課、健康保険課、こども課のほか村社協等からなる「地域共生推進ワーキンググループ（仮）」を立ち上げます。

あわせて、村社協を含めどの窓口で相談を受けても共通の様式をもとに対応を協議できるように、村民に尋ねる項目を統一した相談受付シートの調査研究を行い、作成・活用に取り組みます。

多機関による協働に向けて総合的なコーディネートを担う職員の配置についても検討し、高齢や障がい、子どもなどといった各分野に携わる人々が、複雑化・多様化した困りごとに関して定期的に共同で検討する「相談支援包括化推進会議（仮）」の設置を目指します。

将来的に重層的支援体制整備事業を実施する際には、「相談支援包括化推進会議（仮）」を「重層的支援会議」とするほか、社会福祉法第106条6に基づき、メンバーに守秘義務を課したうえで要支援者の情報共有を行う「支援会議」を開催します。

□実施スケジュール

R4年度	・地域共生推進ワーキンググループ（仮）の立ち上げに向けた検討・関係機関ヒアリング ・共通相談受付シートの調査研究
R5年度	・地域共生推進ワーキンググループ（仮）の立ち上げ ・共通相談受付シートの作成・活用 ・相談支援包括化推進会議（仮）の設置に向けた検討・関係機関ヒアリング
R6年度	・共通相談受付シートの運用振り返り、内容改善 ・総合的なコーディネートを担う職員の配置 ・多機関協働による相談支援包括化推進会議（仮）の設置・運営
R7年度	・相談支援包括化推進会議（仮）の定期開催
R8年度	・相談支援包括化推進会議（仮）の拡大（教育や防災分野等の参画・連携）
村民・地域	・民生委員児童委員、自治会員、母子保健推進員、健康生活推進員などの立場から地域で困りごとを抱えている人の把握や情報共有
行政・社協	・福祉課、こども課、健康保険課、村社協による検討会議の実施 ・庁内人材の育成、専門職職員の配置継続

6. 取組みの目標指標

基本理念である「手を取りお互いを思いやる やさしい村 とよむ中城」の実現に向けて、5年後に地域の状況や住民意識がどのように変化しているのか把握し、計画を進める中でどれだけ近づくことができたか評価する必要があります。

中城村の地域や住民の生活がこのようにあってほしいとする5年後の姿について、行動目標ごとの目標指標と、施策ごとの活動指標を以下の通り定め、計画の見直しの際には指標の達成状況を確認します。

目標指標一覧

行動目標	達成項目	策定時 (2021年度)	目標 (2026年度)	備考
1-1. 地域への関心と福祉への理解を高めたい	地域住民が安心して暮らせるように活動を行っている割合を増やす	60.7%	75.0%	令和3年度地域福祉に関する村民アンケート調査結果(問1)より
	10代~20代で「福祉への関心をもつ」と回答している割合を増やす	17.0%	27.0%	
1-2. 地域福祉の担い手を育成し地域活動を活性化しよう	地域活動に参加している割合を増やす	45.3%	65.0%	令和3年度地域福祉に関する村民アンケート調査結果(問4)より
	地域を担当している民生委員児童委員の名前(または顔)も活動も知っている割合を増やす	14.6%	25.0%	令和3年度地域福祉に関する村民アンケート調査結果(問32)より
1-3. 地域でつながる場を充実させよう	村民主体の地域福祉活動の実施地区数の維持	21地区	維持	
2-1. 地域福祉のネットワークをひろげよう	支え合いマップを活用した地区数	0地区	5地区	
	中城村地域見守り協力事業(高齢者等の見守り)締結数を増やす	53箇所	増加	
2-2. なんでも相談できる支援体制を築こう	障害児者相談支援事業*の認知度向上	48.7%	60.0%	令和3年度地域福祉に関する村民アンケート調査結果(問36)より
	地域包括支援センター*の認知度向上	63.8%	75.0%	
	ふれあい総合相談所*の認知度向上	37.0%	67.0%	
	乳幼児がいる世帯での「子育てに関すること」に悩みや不安を感じている割合を減らす	57.5%	47.0%	令和3年度地域福祉に関する村民アンケート調査のクロス集計結果(問18)より
	村内の自殺者数5年平均値の減少	2.6名	減少	2014~2018年合計13人

行動目標	達成項目	策定時 (2021年度)	目標 (2026年度)	備考
3-1. いざという時のために準備をしよう	被災後の生活において自主防災組織（自治会など）を頼りにする割合を増やす	17.2%	30.0%	令和3年度地域福祉に関する村民アンケート調査結果（問14）より
3-2. 人にやさしいまちづくりを進めよう	65歳以上の世帯員がいる世帯で、高齢者等のための設備がある住宅 ^{*1} の割合を増やす	41.3% (2018)	50.0% (2023)	総務省統計局「平成30年住宅・土地統計調査」結果 ^{*2} より
	護佐丸バスを利用した高齢者数	7,343名	10,675名	

(*1)「高齢者等のための設備がある住宅」とは、65歳以上の世帯員がいる世帯で、12項目のうち1つでも該当するものがある住宅のこと。項目内容は「手すりがある（玄関、トイレ、浴室、脱衣所、廊下、階段、居住室、その他）」、「またぎやすい高さの浴槽」、「廊下などが車いすで通行可能な幅」、「段差のない屋内」、「道路から玄関まで車いすで通行可能」の12項目。

住宅・土地統計調査	65歳以上の世帯員がいる主世帯数	高齢者のための設備がある	割合	主世帯数の伸び率	設備状況の伸び率
2008	1,660	800	48.2%		
2013	1,910	900	47.1%	1.15	1.13
2018	2,640	1,090	41.3%	1.38	1.21

(*2)「住宅・土地統計調査」とは、日本の住宅とそこに住まう世帯の居住状況や世帯が保有する土地等の実態を把握するために、5年ごとに総務省が実施している調査。次回は2023年（令和5年）実施予定。すべての住民に尋ねる国勢調査とは異なり、無作為抽出された世帯の回答を基に推計しているため、実際の数とは多少のズレがある。

活動指標一覧

施策	達成項目	策定時 (2021年度)	目標 (2026年度)	所管
1-1(1)あらゆる世代への福祉教育等の充実	ボランティア活動推進校の指定	4校 (村内小中学校全校)	継続	社会福祉協議会
1-2(1)地域福祉を支える人材の育成・確保	民生委員児童委員の増員	33名	39名	福祉課
	母子保健推進員の増員	16名	25名	こども課
	健康生活推進員の増員	22名	25名	健康保険課
	認知症サポーター養成講座の参加人数(村人口比)	8.2% (2020年)	10%	福祉課
	発達障がい児サポーター養成講座の参加人数(延べ)	182名	282名	社会福祉協議会
	ボランティア活動の人数	449名	500名	社会福祉協議会
1-2(2)地域活動やボランティア活動への支援の充実	個人のボランティア登録名簿の整備	未整備	整備	社会福祉協議会
	ボランティア団体の登録数増	16団体	増加	
2-1(1)支援を必要としている村民の把握や見守りネットワークの構築	専門資格を有する正規職員数(課長級以上は除く)の増加	こども課：7名 健康保険課：3名 福祉課：0名 村社協：2名	こども課：8名 健康保険課：4名 福祉課：2名 村社協：3名	各課
2-2(1)包括的な支援体制の確立	重層的支援体制整備事業への移行準備事業	検討	実施	各課
2-2(2)権利擁護の推進(中城村成年後見制度利用促進基本計画)	成年後見制度の申立費用の件数増	0件	増加	福祉課
	成年後見制度の報酬助成の件数増	2件	増加	福祉課
	日常生活自立支援事業の専任職員の配置	兼任配置	専任職員の配置	社会福祉協議会
	日常生活自立支援事業の利用者増	10名	増加	社会福祉協議会
2-2(4)生活困窮対策等の推進	ひきこもり状態からの自立支援	方法検討	支援実施	福祉課、 社会福祉協議会等
2-2(5)子どもの権利擁護等の推進	ヤングケアラーの実態把握・支援	未実施	支援実施・継続	福祉課、 こども課、 教育総務課
3-1(1)避難行動要支援者等の支援体制の充実	自主防災組織数の増加	5組織	15組織	総務課 実施は奥間、 久場、北浜、 サンヒルズタ ウン、南上原
	福祉避難所の増加	1箇所	増加	総務課、福祉課
3-2(2)外出しやすい環境づくり	福祉車両の更新	未更新	更新	社会福祉協議会



IV 取組みの内容（各論）

基本の方針 1 誰もが役割をもつ地域づくりに参加してみよう

行動目標 1. 地域への関心と福祉への理解を高めていこう

【取組みの方向】

これからの地域福祉は地域での人と人とのつながりがますます重要になっていきます。誰もが地域への関心を持ち、地域の困りごとに気づき問題解決に関われるよう、幼いころから地域を学び、支え手・受け手の関係を超越してお互いを思いやる福祉教育を進めます。

また、住民の地域活動への参加につながるよう、ホームページ・広報誌・地域の掲示板、SNS など多様な発信方法、各種講座・福祉まつりなどを通じて、地域福祉の取組みや魅力・大切さ等をわかりやすく伝えていきます。

目標指標	策定時 (2021 年度)	目標 (2026 年度)	備考
地域住民が安心して暮らせるように活動を行っている割合を増やす	60.7%	75.0%	令和3年度地域福祉に関する村民アンケート調査結果(問1)より
10代~20代で「福祉への関心をもつ」と回答している割合を増やす	17.0%	27.0%	

【村民や地域のみなさんは、こんなことから取り組んでみましょう】

- 村や村社協の広報誌、各種 SNS など発信する情報に目を通しましょう。
- 村や村社協が企画したり、自治会などで開かれたりする福祉関連の講座（勉強会）、イベントに参加してみましょう。
- 小・中学校や地域の店舗などに自治会だよりを貼ってもらい、子どもたちをはじめ幅広く地域の魅力や活動を知らせましょう。

【村や社会福祉協議会の取組み】

施策（1）あらゆる世代への福祉教育等の充実

これまでの主な取組み

- ・小中学校で福祉教育、人権教育等を行っているほか、小学校では各学年でボランティア活動に取り組み、中学校ではボランティア委員会を中心に活動しています。
- ・「ごさまるキッズ」では発達障がい児を含め家族全体の交流を通して、障がいへの理解が促進されています。
- ・村社協において村内の全小中学校をボランティア活動推進校に指定し、福祉体験学習や世代間交流を行っています。
- ・地域を知る機会となる防災講演会や社会教育講座を実施しています。

課題

- ・障がいや理由とする差別の解消、認知症に対する理解の促進や多様な価値観を認め合い、支え合いながら、地域共生社会の実現に向けた取組みの推進が全国的に必要とされています。
- ・本村においても高齢者や障害者手帳の取得者が増えていることから、子どもたちから障がいに対する理解を深め、一人ひとりの違いを認める福祉教育の重要性が高まっています。
- ・村民アンケートでは、福祉に対する意識を高める必要性が挙げられていますが、学校での福祉教育が進んでいると回答している割合が1割に満たなかったことを踏まえ、引き続き幼少期からの福祉教育を推進する必要があります。
- ・地域での活動や交流を通して、地域に多様な人が暮らしていることを知り、福祉意識を高めていく必要があります。

今後の村や社会福祉協議会の取組み

①児童・生徒が体験などを通じて学ぶ環境づくり

所管：福祉課／こども課／教育総務課／社会福祉協議会

- ア) 保育所や幼稚園などで、障がいの有無に関わらず児童がともに遊び、幼少期からお互いを尊重しながら、ともに生きるこころが育まれる環境づくりを進めます。
- イ) 福祉教育や道徳教育、人権教育などの学校教育活動を通じて、子ども同士や地域の人々と交流したり様々な体験をしたりすることで、障がい者や高齢者に対する正しい知識を身につけ、お互いを思いやるこころを育みます。

(社会福祉協議会の取組み)

- ウ) 村内小中学校で「ボランティア活動推進校事業」に取り組み、福祉体験や講座を開催します。また、児童生徒が地域への関心をもてるような事業を実施していきます。
- エ) 中城中学校で結成されているボランティア委員会では、地域の福祉施設への訪問活動などに取り組みしており、今後ともボランティア活動が推進されるよう支援します。また、卒業後も継続してボランティア活動に関われる機会を確保します。

②地域における福祉教育等の充実

所管：福祉課／社会福祉協議会／総務課／生涯学習課

- ア) 健康や介護、子育て、支援が必要な人への対応など福祉に関することや、村民にとって関心の高いニーズをもとに講座を開催します。防災に関する講座や社会教育講座などと連携し、地域への愛着や地域福祉の重要性について意識啓発を行います。
- イ) 地区ふれあい事業や読み聞かせボランティア、沖縄県身体障害者スポーツ大会などの地域活動やイベントへの参加協力を呼びかけ、さまざまな交流機会を創出します。

施策（1）の活動指標	策定時 (2021年度)	目標 (2026年度)	所管
ボランティア活動推進校の指定	4校 (村内小中学校全校)	継続	社会福祉協議会

施策（２）福祉活動などの見える化

これまでの主な取り組み

- ・村のホームページの更新、村社協のホームページの充実に取り組みました。村の広報や社協だより、ホームページのほか SNS を活用することで広報の活発化を図りました。
- ・令和元年度に第 1 回福祉まつりを開催し、活動報告や交流の場となりました。

課題

- ・タイムリーな情報を発信するために、ホームページ等に掲載している内容の更新が必要です。
- ・福祉まつりはこれまで 1 回しか開催できておらず、継続開催に努める必要があります。
- ・村、村社協、学校、地域、企業などが連携し、様々な広報活動や啓発活動を通して、福祉意識の醸成を図ることが重要です。
- ・村民の地域活動の参加促進のために、様々な地域活動を広く伝える必要があります。

今後の村や社会福祉協議会の取り組み

①各種媒体による福祉活動の広報・意識啓発

所管：福祉課 関連：社会福祉協議会

- ア) 村の広報誌やホームページなどを活用した地域福祉についての広報・啓発活動を進めていきます。また、新聞や SNS、動画など多様な手段を活用した情報の発信に努めます。「声の広報」についても検討を行います。
- イ) 地域での見守りや支え合いを進める際に重要となる個人情報の保護について、何が個人情報に該当するのか、こういった取扱いが必要かなどに関して住民向けに説明する機会について検討し、実施します。

(社会福祉協議会の取り組み)

- ウ) 村社協による「社協だより」、ホームページや SNS、マスメディアなどを活用した情報発信に引き続き努めるとともに、わかりやすい表現とするなどの工夫を行います。

②「福祉まつり」などの取り組みによる啓発

所管：社会福祉協議会 関連：福祉課

(社会福祉協議会の取り組み)

- ア) 村民や活動団体、地域の事業所の参加協力のもと、「福祉まつり」や「社会福祉大会」を定期的に開催し、参加団体や事業所、村内の地域福祉活動などを紹介するとともに、福祉への関心が高まるよう内容の充実を図ります。開催にあたっては、場所を問わず多くの人数が参加できるよう web などのツールを活用した開催も検討していきます。
- イ) 「赤い羽根共同募金運動」や「歳末たすけあい運動募金」などの必要性や目的の周知、協力依頼に努め、事業所などへの地域福祉の理解や社会貢献活動を促進します。

行動目標2. 地域福祉の担い手を育成し地域活動を活性化しよう

【取組みの方向】

支え合う地域にするためには、一人ひとりが福祉の担い手として主体的に行動することが大切です。地域には村民だけでなく、村外から働きに來たり学びに來たりしている人など、多様な人が村内で活動をしています。多くの人に呼びかけをして、地域福祉に関わったり中心的な役割を担ったりする活動への参加につなげます。地域に関心がある住民や各種講座の参加者が、活動団体（自治会等）につながるよう村社協のボランティアセンターの体制を整え、ニーズに合わせたコーディネートを行います。

自治会や活動団体のさらなる活性化を支援するために、活動団体間の情報共有や意見交換の場、活動に必要な勉強会を設けるなどの支援を行います。

目標指標	策定時 (2021年度)	目標 (2026年度)	備考
地域活動に参加している割合を増やす	45.3%	65.0%	令和3年度地域福祉に関する村民アンケート調査結果(問4)より
地域を担当している民生委員児童委員の名前(または顔)も活動も知っている割合を増やす	14.6%	25.0%	令和3年度地域福祉に関する村民アンケート調査結果(問32)より

【村民や地域のみなさんは、こんなことから取り組んでみましょう】

- 地域活動に関心がある方は、興味のあるテーマの活動やイベント等があったら参加してみましょう(一人で心細いときは、友だちと一緒に)。
- 村社協のボランティアセンターに登録し、自分の「できること」を地域で活かしましょう。
- 自治会や活動団体においては、地域活動に関心のある村民や担い手が活動に気軽に参加しやすい方法を検討しましょう(活動時間の工夫、当日参加でも可能な役割分担など)。

【村や社会福祉協議会の取組み】

施策(1) 地域福祉を支える人材の育成・確保

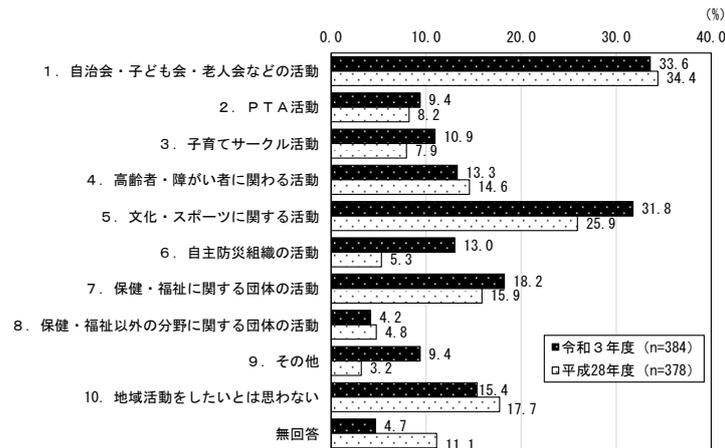
これまでの主な取組み

- ・認知症サポーター[※]養成講座や発達障がい児サポーター[※]養成講座を実施しました。さらに、認知症の方とその家族が集う認知症カフェ[※]や、認知症予防教室「ピーナッツ[※]」を地域の支援者と連携して開催しています。
- ・また、健康生活推進員に各種研修を実施し資質向上に努めたほか、特定健診未受診者への受診勧奨をすることで受診率が向上するなどの成果がみられました。母子保健推進員も地域で活動しています。
- ・生活支援コーディネーターが地域活動に参加することで支え合いの人材の発掘につながっています。

課題

- ・前計画策定時から課題であった地域福祉の担い手不足が解消できていません。
- ・ボランティア養成講座を実施後、ボランティアとして活動できる場がないことから、地域福祉人材の育成がうまく進んでいません。
- ・村民アンケートから地域活動への参加意欲は高いことがうかがえますが、村民の4割近くが日中に村外へ通勤・通学する地域事情から実際の参加にはつながっていない状況です。

◆村民アンケートより：地域活動への参加意向



今後の村や社会福祉協議会の取組み

①活動のきっかけづくり

所管：福祉課／社会福祉協議会 関連：総務課

- ア) 認知症サポーター養成講座、発達障がい児サポーター養成講座などニーズに応じた養成講座を実施し、多様なボランティア・地域福祉活動を担う人材の育成・確保を図ります。
- イ) 村ホームページ等で自治会の活動を紹介するなど情報を掲載することで、自治会活動への理解促進や活動に取り組むきっかけづくりに努めます。
- ウ) 福祉ボランティアに関心のある人に対しては、中城村や村社協などが行っている講座や講演会などを紹介するとともに、その講座内容の充実を図ります。講座等の受講と同時に地域活動を行っている団体等を紹介し、実践へとつなげていきます。

②地域活動のリーダーや担い手等の育成確保

所管：福祉課／健康保険課／こども課／社会福祉協議会

- ア) 村ホームページや広報誌などで地域福祉を支える民生委員児童委員や母子保健推進員の活動を周知するとともに自治会と連携することで、人材の確保に努めます。研修などの充実を図り、さらなる質の向上を促進していきます。

(社会福祉協議会の取組み)

- イ) 地区ふれあい事業や支え合いマップづくりなどの地域活動に必要な知識・ノウハウ、事例などを紹介し、地域福祉活動のリーダーや後を引き継ぐ担い手への研修を行うことで、地域福祉活動の継続・発展を支援します。

ウ) 地域のいろいろな技能を持っている人材を改めて掘り起こし、地域の支え合いの担い手として登録し、活動の場を確保していきます。

エ) 手話奉仕員の養成講座終了後も、さらなる技術向上が求められるため、必要な情報を提供するなどの支援を行います。

オ) 地域活動へ意欲のある高齢者や学生などを発掘し、地域活動の担い手として参加を呼びかけます。

施策（１）の活動指標	策定時 (2021年度)	目標 (2026年度)	所管
民生委員児童委員の増員	33名	39名	福祉課
母子保健推進員の増員	16名	25名	こども課
健康生活推進員の増員	22名	25名	健康保険課
認知症サポーター養成講座の参加人数 (村人口比)	8.2% (2020年)	10%	福祉課
発達障がい児サポーター養成講座の参加 人数(延べ)	182名	282名	社会福祉協議会
ボランティア活動の人数	449名	500名	社会福祉協議会

施策（２）地域活動やボランティア活動への支援の充実

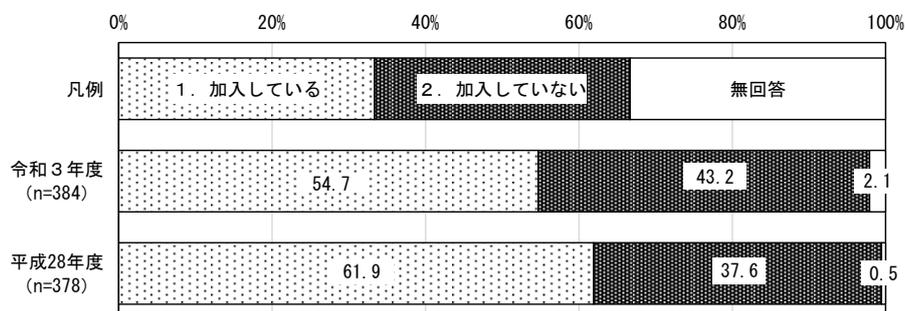
これまでの主な取組み

- ・ 地域福祉活動助成事業を実施して自治会等の活動に助成するとともに、コロナ禍の中でも地域の実情に応じた地区ふれあい事業を実施できるように支援を行いました。
- ・ ボランティア団体として現在 16 団体が登録されています。

課題

- ・ 2021 年に実施した村民アンケートによると、2016 年と比べて自治会への加入割合の減少傾向がうかがえます。自治会は地域福祉活動のベースとなることから、加入世帯の増加に向けた取組みの検討が必要です。
- ・ 地域におけるボランティア活動は、課題をかかえる地域住民を手助けするなど地域福祉を支える貴重な資源であり、制度の狭間など多様なニーズにきめ細かく対応することができることから、ボランティアの活動との連携や活性化の支援を図る必要があります。そのためにもボランティアに関する情報の収集・発信や相談窓口の充実・強化が求められています。
- ・ ボランティアの担い手と受け手とをつなぐ役割が期待されるボランティアセンターについては、ボランティアのコーディネート機能の充実が求められています。

◆村民アンケートより：自治会への加入状況



◆村民アンケートより：地域活動への参加状況

(複数回答)

	上段: 件数 下段: 横%	1. 自治会・子ども会・老人会などの活動	2. PTA活動	3. 子育てサークル活動	4. 高齢者・障がい者に関する活動	5. 文化・スポーツに関する活動	6. 自主防災組織の活動	7. 保健・福祉に関する団体の活動	8. 保健・福祉以外の分野に関する団体の活動	9. その他	10. 地域活動にはほとんど参加していない	無回答	
		全体	384 —	111 28.9	44 11.5	3 0.8	13 3.4	41 10.7	10 2.6	14 3.6	11 2.9	9 2.3	210 54.7
小学校区	中城小学校区	99 —	37 37.4	15 15.2	0 0.0	0 0.0	16 16.2	3 3.0	2 2.0	3 3.0	1 1.0	46 46.5	2 2.0
	津覇小学校区	103 —	37 35.9	5 4.9	1 1.0	5 4.9	10 9.7	5 4.9	5 4.9	1 1.0	5 4.9	50 48.5	1 1.0
	中城南小学校区	176 —	35 19.9	23 13.1	2 1.1	7 4.0	13 7.4	1 0.6	6 3.4	6 3.4	3 1.7	111 63.1	2 1.1
	無回答	6 —	2 33.3	1 16.7	0 0.0	1 16.7	2 33.3	1 16.7	1 16.7	1 16.7	0 0.0	3 50.0	0 0.0

今後の村や社会福祉協議会の取組み

①地域活動への支援

所管：福祉課／総務課／社会福祉協議会

ア) 地域の福祉活動団体等への補助金の支給を通じて、活動の活性化を促進します。また、地域の福祉活動団体等との定期的な意見交換の場を設けます。

イ) 当事者団体への各種情報提供や組織への参加を促進するなどのサポートを進めます。また、当事者団体の組織や活動状況を踏まえ、活動の活性化や自立におけた支援のあり方について検討しながら支援を行います。

ウ) 自治会運営補助金や自治会活動活性化補助金を通じて、自治会活動の活性化を促進します。また、小圏域での活動のベースとなる自治会への加入者増により活動が継続・発展するよう、自治会の加入促進に関する他市町村の事例を調査研究し、自治会等と協議の場を設けることを検討します。

(社会福祉協議会の取組み)

エ) 赤い羽根共同募金をもとにしている地域福祉活動助成事業を引き続き実施し、地域活動を支援します。

②ボランティアセンターの機能等の充実

所管：社会福祉協議会 関連：福祉課

(社会福祉協議会の取組み)

- ア) ボランティアが必要な人と支援活動を迅速に結び付けることができるよう、ボランティア登録を促進するとともに、マッチングやコーディネート機能を強化します。
- イ) ボランティアに関する情報収集とその発信を行います。ボランティア活動に関する相談窓口の充実・強化を図ります。
- ウ) 地域活動やボランティア活動の活性化に向けて、活動の担い手、ボランティア団体などが情報交換や交流を行える機会を創出します。

施策（２）の活動指標	策定時 (2021年度)	目標 (2026年度)	所管
個人のボランティア登録名簿の整備	未整備	整備	社会福祉協議会
ボランティア団体の登録数増	16団体	増加	



行動目標3. 地域でつながる場を充実させよう

【取組みの方向】

誰もが気軽に参加して交流する場があることは、いざという時の支え合い活動にもつながり、安心感につながります。すでに各地域で実施されている、地区ふれあい事業などの集いの場の充実や気軽に立ち寄れる場を増やすことで、より多くの人々が自分の居場所や生きがいを感じ、身近な人とつながることができる地域づくりをめざします。

また、地域の企業や専門的な活動をする団体と連携し、これまで地域の福祉問題などに対応し、福祉活動を担ってきた自治会や地域団体のさらなる活動の活性化を支援していきます。

目標指標	策定時 (2021年度)	目標 (2026年度)	備考
村民主体の地域福祉活動の実施地区数の維持	21地区	維持	

【村民や地域のみなさんは、こんなことから取り組んでみましょう】

- 地域の公民館等で行われる行事や活動に参加しましょう。
- 自治会においては、地域の活動団体や専門職をサポーターとして活用・連携しながら、公民館に気軽に立ち寄れる機会を増やしましょう。
- 福祉活動をしている人や福祉団体、福祉サービス事業所は、地域で勉強会を開催したり、地域の活動を支援したりしていきましょう。

【村や社会福祉協議会の取組み】

施策（1）地域での交流からつながる支え合いの促進

これまでの主な取組み

- ・地域が主体となった地区ふれあい事業を16地区で実施できるようになり、地区ふれあい事業は自治会の自主活動として定着してきています。

課題

- ・担い手の固定化や平均年齢の上昇が課題となっており、地域で新たな人材を探したり育てたりする方策を検討する必要があります。
- ・新型コロナウイルスの感染拡大によって対面での交流が制限される事態が起きたことから、アフターコロナを見据えた支え合いの仕組みづくりや地域活動のあり方に関する検討が必要です。

今後の村や社会福祉協議会の取組み

①地区ふれあい事業等の充実

所管：福祉課／社会福祉協議会

ア) 高齢者の健康維持・増進のために地域が主体となって行っている「地区ふれあい事業」や、健康づくり活動・友愛活動・社会奉仕を基本とする老人クラブ活動に携わる担い手の育成・確保、活動内容の充実等を支援するとともに、必要に応じて地域をサポートします。

(社会福祉協議会の取組み)

イ) 各地域の住民主体で行われている交流や集いの場の継続支援に努めます。また、一つの場所に集まることが難しい状況下でもスマートフォンやタブレット等の活用により、人と人とのつながりが保たれる方法を地域とともに検討していきます。

施策(2) 地域資源を活用した活動の展開

これまでの主な取組み

- ・各自治会の運営費を補助し、自治会活動の継続・活性化を促進してきました。
- ・とよむちよ筋教室を身近な自治会公民館で実施しており、健康意識の高い住民が増えることで介護予防の効果も期待できます。
- ・平成 29 年度から村内の社会福祉法人の連絡会を開催しており、連絡会での情報共有のほか、地域に対して人材の派遣や資器材の貸出を行っています。
- ・生活支援コーディネーターを村社協に 2 名配置し、介護予防などを通し、地域の居場所や地域づくりを支援しています。

課題

- ・村民が気軽に集い、日常的な交流を図ることができる「居場所づくり」や、世代を超えたふれあいの機会を引き続き充実させるとともに、地域の公民館等や既存施設を居場所として活用する取組みの促進が必要となっています。

今後の村や社会福祉協議会の取組み

①公民館等の活用促進

所管：総務課／生涯学習課／福祉課

- ア) 各自治会や公民館等での活動・行事等の情報発信をサポートし、だれもが気軽に参加できる交流・活動の場として公民館等の活用の促進を図ります。
- イ) 身近な生涯学習の場や介護予防の教室の場として、村の各種事業について公民館等を活用した開催により、地域住民同士の交流を促進します。
- ウ) 「地域の子どもは地域で守り育てる」をスローガンに毎年 12 月に各自治会公民館等で行われる、「御万人すりていクリーン・グリーン・グレイシャス運動※」(CGG 運動)を通じて、世代間交流を促進します。

②地域資源を活用した活性化の促進

所管：総務課／福祉課／社会福祉協議会

- ア) 立地する教育施設や福祉事業所等との地域活動の活性化に資する連携を行います。
- イ) 生活支援コーディネーターが自治会の困りごとなどを把握し、地域での課題の解決や地域でやってみたい活動の持続化・活性化におけたサポートを行います。

基本の方針 2 丸ごとつながる「しくみ」・「サービス」をつくろう

行動目標 1. 地域福祉のネットワークをひろげよう

【取組みの方向】

村民が抱える困りごとに専門性をもって対応できる体制づくりを推進します。また、関係機関や地域の連携のもと、地域の福祉課題の解決のために、多様なサービスや資源を活用できるようコーディネート機能を強化します。

地域の生活課題や複雑化・多様化した問題を地域で把握し、解決していくために、見守り・支え合い活動やそのサポート体制、連携のネットワークづくりを進めます。

若い世代が多く住む地域、高齢化が進む地域など、それぞれの地域実情に応じた支え合いのしくみやマップづくりを進め、地域福祉活動の底上げを図ります。

目標指標	策定時 (2021年度)	目標 (2026年度)	備考
支え合いマップを活用した地区数	0地区	5地区	
中城村地域見守り協力事業（高齢者等の見守り）締結数を増やす	53箇所	増加	

【村民や地域のみなさんは、こんなことから取り組んでみましょう】

- 散歩のときなど、ご近所さんとあいさつを交わしてみましょう。
- 地域では、住民や地域の事業所に声かけをして、地域活動のサポーター（協力者）を見つけていきましょう。
- 地域で困りごとを抱えている人がいたら、村社協などに相談しながら見守りのネットワークづくりを進めてみましょう。

【村や社会福祉協議会の取組み】

施策（1）支援を必要としている村民の把握や見守りネットワークの構築

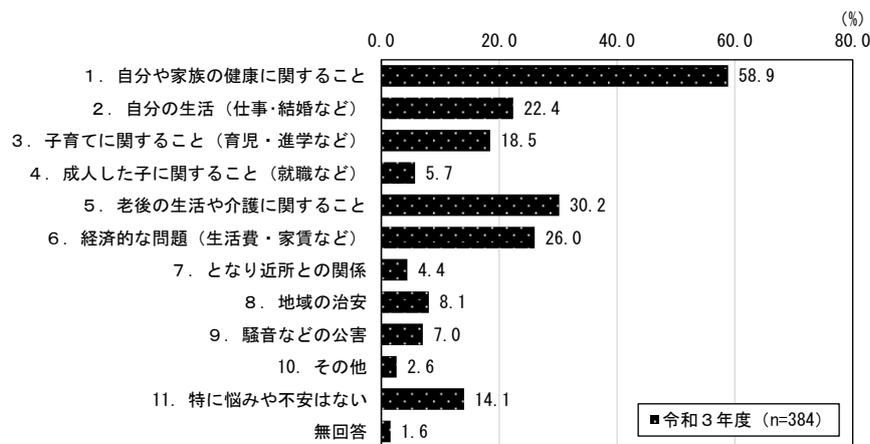
これまでの主な取組み

- ・村役場に社会福祉士、ケアマネージャー、保健師、看護師等を配置しています。
- ・地域ケア会議から「地域リハビリテーション活動支援事業※」が令和3年度に立ち上がり、リハビリ支援員の派遣を始めました。
- ・令和2年度から「こども課」が新設され、虐待の防止・早期介入のための連携を進めています。
- ・生活支援コーディネーターが地域活動の場や団体の集会に参加し、情報共有やネットワークづくりを行っており、困りごとの相談につながるケースも出てきています。

課題

- ・新型コロナウイルスの影響により、地域活動に支障が生じています。地区ふれあい事業などが活動内容の変更を余儀なくされたほか、生活支援コーディネーターや民生委員児童委員等の訪問活動も著しく制限され、これまで築かれてきた地域ネットワークが機能できない事態となりました。
- ・村民アンケート（回答数 384 件）によると、8割以上の方が日常生活の中でなんらかの悩みや不安を感じています。就労状況に関して、新型コロナウイルスの影響を受けたとみられる方はおよそ5人に1人となっています。また、住宅費用に関しては、およそ4人に1人が以前よりも強い負担を感じています。

◆村民アンケートより：日常生活の中で感じる悩みや不安



今後の村や社会福祉協議会の取組み

①福祉専門職の継続配置・充実

所管：福祉課／こども課／健康保険課／総務課／社会福祉協議会

ア) 住民や地域関係者のネットワークづくりを行ってきた生活支援コーディネーターを村社協に継続配置することで、引き続き関係機関との調整・情報共有や地域の社会資源を活用した支援策の提案などを行い、地域住民だけでは対応が難しい課題の解消に取り組みます。

イ) 村役場内に社会福祉士、ケアマネージャー、保健師、看護師等の専門資格をもつ職員の継続配置により、村民からの相談に専門性をもって対応できる体制の維持に努めます。

ウ) 専門職職員への研修の実施や、他機関による研修への参加支援により、複雑化・多様化する地域課題への対応力を向上させます。また、教育委員会を通じて教職員に対しても各種講座や研修等の案内を周知し、福祉の視点の充実を促進します。

②地域の見守りネットワークの活用と専門機関の連携による支援

所管：福祉課／社会福祉協議会

ア) 「困りごとを抱えている地域の人を地域で支える」理念のもと、これまでの住民同士の見守りに生活支援コーディネーターも関わることで、住民が主体的に地域生活課題の解決に取り組めるように見守りネットワークを整備するほか、地域とのつながりが薄い方への声かけや見守りも行えるように支援します。

イ) 地域ケア会議のほか、村社協と地域包括支援センターによる「かもめ会議」や、中城村障がい者地域活動支援センターむつみ[※]や村内の介護・障がい福祉事業所との支援会議を開催することで定期的に情報を共有し、専門機関同士の連携ネットワークを強化します。

③「支え合いマップ」の作成・活用

所管：福祉課／社会福祉協議会 関連：総務課

ア) 高齢単身世帯などの要支援者の情報をまとめた「支え合いマップ」の作成を通じて、民生委員児童委員と情報共有を進めながら地域の福祉資源や課題を整理し、平時の見守りから非常時の助け合いに活かします。

施策（１）の活動指標	策定時 (2021年度)	目標 (2026年度)	所管
専門資格を有する正規職員数 (課長級以上は除く)の増加	こども課：7名 健康保険課：3名 福祉課：0名 村社協：2名	こども課：8名 健康保険課：4名 福祉課：2名 村社協：3名	各課

施策（２）地域福祉の拠点機能の充実

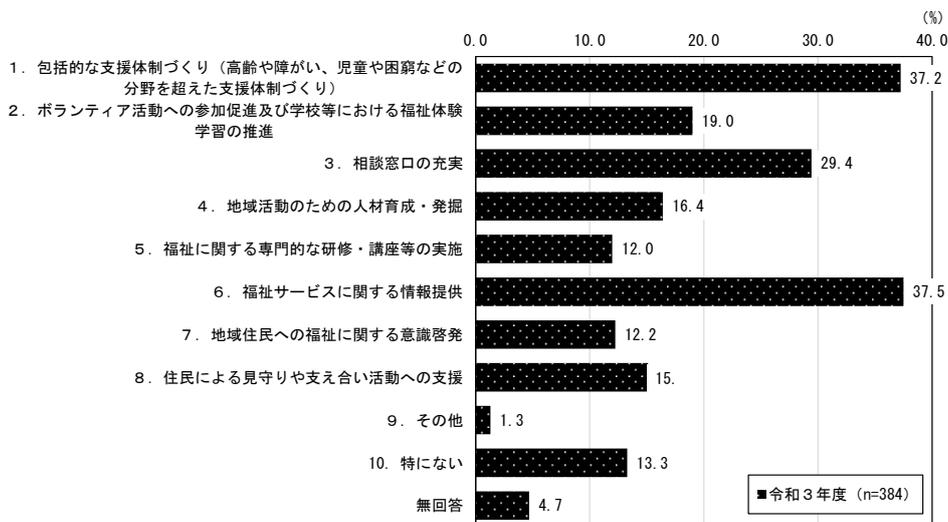
これまでの主な取組み

- ・村社協が老人福祉センターから吉の浦会館に移転しました。
- ・令和4年度の認知症グループホーム開設に向けて取り組んでいます。これにより村内の認知症グループホームが1箇所から2箇所に増えます。

課題

- ・老人福祉センターは老朽化により令和3年度から機能を停止しています。

◆村民アンケートより：社協の活動や支援で充実してほしいもの



今後の村や社会福祉協議会の取組み

①地域福祉の拠点機能の充実

所管：福祉課／こども課／社会福祉協議会

ア) 人口増地区における地域福祉の活動を促進するため、地域の民生委員児童委員や自治会などと意見交換を行いながら活動拠点整備の可能性や方向性について検討します。

(社会福祉協議会の取組み)

イ) 既存の施設等を活用しながら、地域の福祉活動の向上や相談支援等をサポートする拠点機能を充実させます。



行動目標2. なんでも相談できる支援体制を築こう

【取組みの方向】

地域で安心して暮らしていくために、生活する上での不安や悩みを気軽に相談することができ、必要な福祉サービスが受けられるよう、包括的な相談支援・情報提供の充実を図ります。加えて、権利擁護支援、虐待の防止・早期介入、生活困窮者支援、ひきこもりの方への支援、子どもの権利擁護などを推進していきます。

目標指標	策定時 (2021年度)	目標 (2026年度)	備考
障害児者相談支援事業の認知度向上	48.7%	60.0%	令和3年度地域福祉に関する村民アンケート調査結果(問36)より
地域包括支援センターの認知度向上	63.8%	75.0%	
ふれあい総合相談所の認知度向上	37.0%	67.0%	
乳幼児がいる世帯での「子育てに関すること」に悩みや不安を感じている割合を減らす	57.5%	47.0%	令和3年度地域福祉に関する村民アンケート調査のクロス集計結果(問18)より
村内の自殺者数5年平均値の減少	2.6名	減少	2014～2018年 合計13人

【村民や地域のみなさんは、こんなことから取り組んでみましょう】

- 民生委員児童委員など、困りごとを話せる相談相手や相談先をみつけておきましょう。
- 地域活動のチラシなど作成する場合は、伝わりやすくなる工夫をして作成しましょう。
- 地域でフードバンク※への食料品の寄付や、生活必需品(制服や学用品など)のリサイクル活動に取り組んでみましょう。
- 判断能力に不安のある方が財産管理や契約関係で困りごとを抱えていたら、村役場や村社協に相談してみましょう。

【村や社会福祉協議会の取組み】

施策(1) 包括的な支援体制の確立

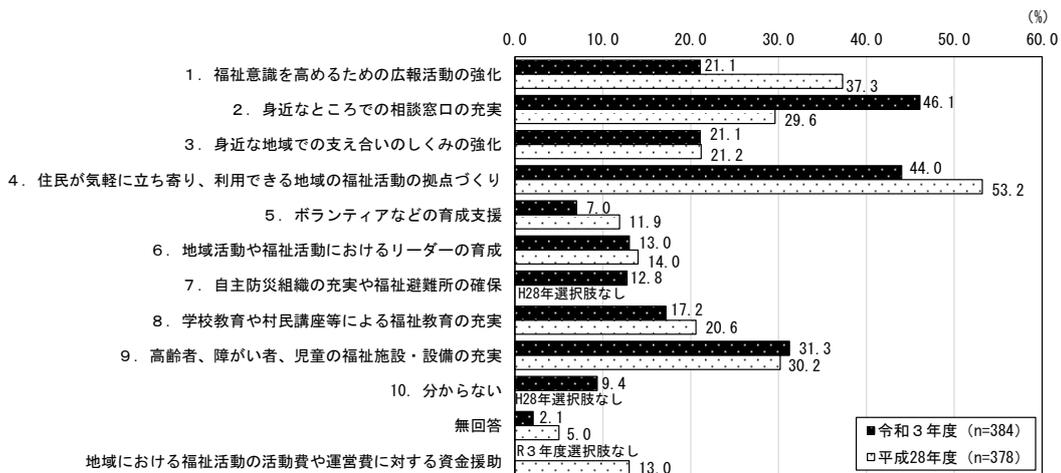
これまでの主な取組み

- ・令和2年度に子育て世代包括支援センターをこども課に設置し、切れ目のない支援ができるようにしています。
- ・産婦健診事業・産後ケア事業を充実させ産後の初期段階における支援を強化しました。
- ・村の窓口や電話での相談対応等、必要に応じて訪問を実施しています。地域のケアマネージャーと情報共有、同行訪問も行っています。
- ・広報誌、村ホームページ、子育て支援専用サイト「すくすくなかぐすく※」、村LINEを活用して子育て支援情報を周知しています。

課題

- ・令和2年の社会福祉法改正を受けて自治体で実施できるようになった重層的支援体制整備事業に向けた、庁内の人材育成等が喫緊の課題です。
- ・村民からは相談機能の充実を求められており、近年人口が増えている地区での相談拠点を検討するなど、身近な地域で包括的な相談対応を行える体制づくりを進める必要があります。
- ・福祉課で相談機能の多くを会計年度任用職員に依存している現状があり、中核を担うような職員を育てる必要があります。
- ・村社協に相談員が1人しかいないため、増員することで相談を入口として、支援につながられるようにする必要があります。
- ・村ホームページ上の情報の発信や更新に遅れがみられ、各種制度や支援策が目まぐるしく変わる中でタイムリーな情報提供をいかに行うか課題となっています。
- ・社会資源ハンドブックの更新や情報のバリアフリー化を進める必要があります。
- ・令和2年の国勢調査によると、村人口（22,157人）に占める外国人数（329人）の割合が1.5%となっていることから、日本語以外での言語対応が求められています。

◆村民アンケートより：今後、中城村で優先的に取り組むべきこと



今後の村や社会福祉協議会の取組み

①包括的な支援体制の確立に向けた整備

- 所管：福祉課／こども課／健康保険課／総務課／社会福祉協議会 関連：教育総務課
- ア) 生活に困りごとを抱えている人の年齢や属性、障がいの有無などに関わらず、部局や制度の垣根を超えた包括的な支援を実行できるよう、庁内の人材の育成や専門職の正規雇用に努めます。また、地域共生社会の実現のため、総合的なコーディネートを担う職員の配置について検討します。
- イ) 将来的な重層的支援体制整備事業の実施に向けて、福祉課・健康保険課・こども課・村社協等からなる「地域共生推進チーム(仮)」を立ち上げ、庁内関係各課や村内の関係機関との連携を進め、重層的支援体制整備事業への移行準備事業の実施を目指します。

ウ) 住民等から寄せられた相談内容をもとに適切な支援につなぐため、行政に配置されている相談員等の専門職、村社協の生活支援コーディネーター、その他関係機関や事業所との連携ネットワークを築き、「相談支援包括化推進会議（仮）」を設置するなど相談支援体制の強化を図ります。

エ) 地域包括ケア推進協議会※（地域自立支援協議会※を含む）、要保護児童対策地域協議会※や地域包括支援センターにおける個別の支援会議などに関係機関や団体が参加することで、引き続き情報を共有し連携しながら適切な支援を行います。

（社会福祉協議会の取組み）

オ) 住民主体の小圏域と行政主体の村圏域とを村社協がつなぎ、各自治会や関係団体との連絡・調整・協議の場を設けます。それにより、制度のはざままで埋もれていた住民のニーズを可視化し、必要に応じて行政に働きかけるとともに、地域での課題対応力の向上やアイデアを活かした地域福祉活動の活性化を促します。

②身近な地域での相談体制の構築

所管：こども課／福祉課／社会福祉協議会

ア) 村民がさまざまな生活課題を相談できるよう、地域包括支援センター、子育て世代包括支援センター、ふれあい総合相談所、中城村障がい者地域活動支援センターむつみ、人権擁護委員※など、相談窓口の周知と体制の充実を図ります。また、人口増加地区における相談拠点整備の可能性や方向性について検討します。

イ) 地域の身近な相談相手として、民生委員児童委員や母子保健推進員などの活動内容について村ホームページや広報誌、SNSなどで周知します。

③情報提供の工夫

所管：こども課／福祉課／社会福祉協議会

ア) 村ホームページや広報誌、「すくすくなかぐすく」のほか、各種 SNS 等を活用することで、村民のニーズにあった方法で福祉サービスや地域活動に関する情報を提供し、福祉サービスの利用や地域活動への参加につなげます。また、中城村の福祉サービスを取りまとめた「社会資源ハンドブック」の更新に努めます。

イ) 発信する内容もできるだけわかりやすい表現を用い、視覚障がい者など情報入手に配慮が必要な方々には、点字や音声による情報提供や、手話通訳者等を派遣するなど情報のバリアフリー化に努めます。

ウ) 当事者組織団体（母子寡婦福祉会、身体障害者福祉協会、家族会等）と連携し、各種サービスの情報提供に努めます。

エ) 日本語を第一言語としない方への情報提供のため、各種翻訳サービスを用いた相談対応を進めます。また、情報の必要性や緊急性が特に高いものに関しては、文章のすべてに振り仮名をつけた易しい日本語での広報を別途用意することについても検討します。

施策（１）の活動指標	策定時 （2021年度）	目標 （2026年度）	所管
重層的支援体制整備事業への移行準備事業	検討	実施	各課

施策（２）権利擁護の推進（中城村成年後見制度利用促進基本計画）

本施策内容をもって、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づく中城村成年後見制度利用促進基本計画として位置づけます。

これまでの主な取組み

- ・成年後見制度については、令和２年度に村長申立や報酬助成の要綱を改正し、村長申立に限らない報酬助成ができるようになりました。
- ・日常生活自立支援事業の実施に関して、令和元年度から村社協の２名が兼務で対応しています。
- ・平成 30 年度から村の商工会などと協力して、中城村地域見守り協力事業（高齢者等の見守り）を進め、村内の民間事業所と協定を結んでいます。

課題

- ・村内では高齢単身世帯が増加しているほか、精神保健福祉手帳の取得者のうち高齢者が占める割合が増えてきており、成年後見制度の潜在的ニーズが高まっているものの新たな利用にはつながっていません。
- ・日常生活自立支援事業に関する相談も増えていますが、対応が追いつかない状況です。
- ・権利擁護センター※を作るかについてはまだ検討がなされていないため、継続的な協議を行う必要があります。

今後の村や社会福祉協議会の取組み

①成年後見制度の利用促進

所管：福祉課／社会福祉協議会

- ア) 認知症の方や、知的障がい者、精神障がい者など財産管理や意思決定に関して支援を要する人の権利が守られるように、家庭裁判所から選任された後見人が財産管理や福祉サービスの利用契約などを執り行なう成年後見制度について、地域や関係機関に分かりやすく周知し制度の利用につなげます。
- イ) 成年後見制度の利用を経済的な面からためらうことがないよう、申立にかかる費用や後見人等への報酬を村から助成する制度の周知に努め、成年後見制度の利用を促進します。
- ウ) 成年後見制度に対するニーズの増加が今後見込まれるため、市民後見や法人後見の充実に向けて、市民後見人養成講座の開催について検討するほか、村社協を含め村内外の社会福祉法人と法人後見に関して協議する機会を設けます。

②中核機関の整備に向けた協議

所管：福祉課 関連：社会福祉協議会

- ア) 広報、相談、成年後見制度利用促進、後見人支援といった４つの機能を有する中核機関の整備に向けて、庁内で検討を進めるとともに、中核機関のあり方や運用等について村社協等の関係機関と協議します。

③地域連携ネットワークの構築に向けた連携

所管：福祉課／社会福祉協議会

ア)「権利擁護支援の必要な人の発見・支援」、「早期の段階からの相談・対応体制の整備」、「意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築」といった3つの機能を果たす地域連携ネットワークの構築に向けて、関係機関等との意見交換を踏まえながら検討します。具体的には民生委員児童委員、自治会、村社協、地域包括支援センター、障害児者相談支援事業、医療・福祉関係団体、専門職団体（沖縄県社会福祉士会、沖縄県司法書士会、沖縄県弁護士会等）などと協議します。

④福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）の利用促進

所管：社会福祉協議会

（社会福祉協議会の取組み）

- ア) 認知症、知的障がい、精神障がい等のある方、日常生活に不安のある方に対し、福祉サービス利用の手続き援助や金銭管理等の援助を行う事業の普及と利用を促進します。
- イ) 日常生活自立支援事業に関する利用相談が増えていることから、専任職員の配置や職務分担に向けて検討します。また、生活支援員を継続的に複数名配置できるよう担い手の確保に努めます。

施策（2）の活動指標	策定時 (2021年度)	目標 (2026年度)	所管
成年後見制度の申立費用の件数増	0件	増加	福祉課
成年後見制度の報酬助成の件数増	2件	増加	福祉課
日常生活自立支援事業の専任職員の配置	兼任配置	専任職員の配置	社会福祉協議会
日常生活自立支援事業の利用者増	10名	増加	社会福祉協議会

施策（3）虐待防止・早期介入の推進

これまでの主な取組み

- ・こども家庭総合支援拠点をこども課に設置予定です。
- ・虐待の発生や通報に対応する体制はこども課、教育総務課、福祉課でそれぞれ整っています。
- ・学校に心理相談員が常駐しているほか、県からスクールカウンセラー[※]やSSW（スクールソーシャルワーカー）[※]が配置されています。

課題

- ・全国的には児童虐待の件数は年々増加し、過去最多を更新する205,044件となっています（令和2年度「児童相談所での児童虐待相談対応件数」厚生労働省）。
- ・全国では養介護施設従事者等による高齢者への虐待が595件、養護者によるものが過去最多の1万7,281件に上ります（令和2年度「『高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律』に基づく対応状況等に関する調査結果」厚生労働省）

- ・生活環境や栄養状態が悪化しているにもかかわらず本人が周囲に助けを求めず、支援を拒否し続けるセルフネグレクト状態にある方への支援をどのように行うべきか検討する必要があります。

今後の村や社会福祉協議会の取組み

①虐待の防止及び早期対応のための支援体制の強化

所管：こども課／教育総務課／福祉課 関連：社会福祉協議会

ア) 要保護児童対策地域協議会による各種会議（代表者会議、実務者会議、個別支援会議）のほか、進行管理会議、受理会議、定例会を開催することで多職種・他機関連携を推進し、児童虐待の未然防止及び早期介入に努めます。

イ) 福祉サービス事業所との連携や、民生委員児童委員等による見守り活動を強化することで、高齢者や障がい者に対する虐待等の防止・早期介入に努めます。

ウ) 虐待の防止及び適切な対応を行うため、村や村社協、地域包括支援センター、地域包括ケア推進協議会（地域自立支援協議会を含む）要保護児童対策地域協議会での支援を強化します。

施策（４）生活困窮対策等の推進

これまでの主な取組み

- ・沖縄県中部福祉事務所の生活保護ケースワーカーと地域包括支援センターおよび障害児者相談支援事業との連携が進んでいます。
- ・困窮世帯については民生委員児童委員、自治会からの情報提供のほか、村社協のふれあい総合相談からも把握しています。
- ・フードバンクは民生委員児童委員が訪問するきっかけ（ツール）としても活用しており、困ったときはいつでも気軽に相談できるような関係性を築くことにつながっています。

課題

- ・新型コロナウイルス感染拡大後、沖縄県では著しい経済的打撃を受けて完全失業者数が2021年8月まで17か月連続で前年同月比を上回り、有効求人倍率が2020年5月以降20か月連続で1倍を切る厳しい状況に置かれています（「令和3年12月の雇用状況」沖縄県）。
- ・生活保護の要件に該当しないボーダーラインの世帯への支援をどのように行うか検討する必要があります。
- ・フードバンクに関しては食料の提供もニーズも増えていますが、専任の職員がおらず、また保管・管理場所もないため、今後の継続的な運用に向けた検討が必要です。
- ・法外援護やフードバンク等の利用者に関する情報の一元化を検討する必要があります。
- ・村民アンケートおよび民生委員児童委員・自治会長向けアンケートからは、村内で社会的孤立や「ひきこもり」状態にある方が一定数いることが分かりました。
- ・民生委員児童委員等が困っている人を把握していても当人や家族と関係をとりにくいの

が難しく、うまくアプローチできていない現状があり、民生委員児童委員等への関わり方の支援や当事者一人ひとりの事情に応じた継続的な支援が求められます。

- ・2010年以降減少傾向にあった全国の自殺者数は、2020年にとりわけ女性で急増（前年比15.4%増）しています（「令和2年度中における自殺の状況」警察庁）。

今後の村や社会福祉協議会の取組み

①生活困窮者の把握と相談窓口の周知

所管：福祉課／社会福祉協議会

ア) 働きたくても働けない方や住むところがない方などが適切な支援を受けられるよう、地域の方や民生委員児童委員等を通じて実態を把握するとともに、関係団体や関係機関との連携調整を強化します。また、村社協のふれあい総合相談所や沖縄県 就職・生活支援パーソナル・サポート・センター中部*など相談窓口の周知を図ります。

②生活困窮者に対する生活支援の推進

所管：社会福祉協議会

(社会福祉協議会の取組み)

ア) 村社協においては、現制度につなげるまでの一時的な支援として現金の支給を行う法外援助事業や、生活福祉資金貸付制度、フードバンク活動、歳末たすけあい義援金の支給を行っており、生活困窮者を把握し、引き続き事業を推進します。

③ひきこもり状態にある方への支援の推進

所管：福祉課／子ども課／社会福祉協議会 関連：教育総務課

ア) ひきこもり相談窓口を福祉課に設け、相談者の年齢や性別、障がいの有無に関わらず相談可能な体制を構築します。また、県内各所にあるひきこもり相談窓口についても周知します。
イ) 民生委員児童委員や生活支援コーディネーター等からの情報共有をもとに支援対象者を把握し、当人が望む自立のあり方（ニーズ）を汲んだ伴走型支援を実施します。
ウ) 支援対象者の家族や民生委員児童委員等のほか、学校など関係機関との情報共有と連携を進め、ひきこもり支援について定期的に協議します。

④自殺対策計画の策定・推進

所管：福祉課／健康保険課 関連：子ども課

ア) 生きることの包括的な支援として自殺対策に取り組むため、庁内の意思決定体制や地域ネットワークの構築、実態把握による関係者間での認識の共有、庁内の関連事業の整理を行い、自殺対策計画を策定・推進します。

施策（4）の活動指標	策定時 (2021年度)	目標 (2026年度)	所管
ひきこもり状態からの自立支援	方法検討	支援実施	福祉課 社会福祉協議会 等

施策（５）子どもの権利擁護等の推進

これまでの主な取り組み

- ・令和３年度時点で子どもの居場所を２箇所を設置しているほか、児童相談員を１名、こども支援員をこども課に２名、教育総務課に２名配置しています。
- ・子どもの居場所の利用者を沖縄県 就職・生活支援パーソナル・サポート・センターにつないだり、村社協のフードバンクを案内したりしています。
- ・県の子どもの貧困対策事業の一環として就学援助の利用を促すため、収入要件を緩和して対象世帯を増やしたり手続きを簡素化したりしています。
- ・沖縄県では令和２年４月１日から「沖縄県子どもの権利を尊重し虐待から守る社会づくり条例（子どもの権利尊重条例）」が施行されています。その第３条において「全ての子どもは、適切に養育されること、能力が十分に発揮されること、虐待から守られること、自己の意見を表明すること、その他の個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有する。」と規定されています。

課題

- ・コロナ禍は大人のみならず休校などで子どもへの影響も甚大であり、全国的には子どもの自殺が増えている現状があります。また、ヤングケアラー※や生理の貧困といった課題もあります。
- ・村民アンケートからは乳幼児のいる世帯で半数以上が子育てに関する不安や悩みを抱えており、子どもとその周囲の大人へのケアの充実が早急に求められます。
- ・見た目では把握しがたい貧困世帯への早期介入と、「貧困」に限定した居場所支援事業利用の難しさがあり、課題を抱える保護者自身が貧困に気づいていない場合に、どのような支援を届けるか検討する必要があります。

今後の村や社会福祉協議会の取り組み

①子どもの居場所づくり等の継続

所管：こども課／教育総務課

- ア) 「子どもの居場所わらびいくらぶ※」など子どもの居場所づくりを継続し、子どもへの学習支援や食事の提供を行い健やかな成長を促すとともに、保護者からの相談に応じ子育ての不安や負担感を軽減・解消します。
- イ) 地域のボランティア等と協力しながら子どもたちの身近な地域での見守りや支援体制を整備することで、子育て世帯の孤立防止に努めます。
- ウ) 「こども支援員」を小中学校に継続配置し、スクールソーシャルワーカーや関係機関と連携して、生活に困りごとを抱えている世帯やその子どもを支援します。また、困っている人が自分では気づくことができていない生活課題の把握・整理が行えるよう、「こども支援員」などへの研修等を実施し相談支援を強化します。

②就学援助制度の推進・無料塾の周知

所管：教育総務課 関連：こども課

ア) 経済的な理由により就学に必要な経費（給食費や学用品の購入等）の負担が困難な保護者に、経費の一部を引き続き援助していくとともに、就学援助制度の広報を強化し、利用を促進します。

イ) 就学援助を受けている世帯の小学1年生から中学3年生が利用できる無料塾（沖縄県の子育て総合支援モデル事業）の周知に努め、子どもたちの学びを支援します。

③不登校児童生徒への支援

所管：教育総務課／こども課

ア) 不登校の児童生徒について、学校がどのように対応しているのか把握するとともに、要保護児童対策地域協議会がどのように関わっていくのか検討し、それぞれの役割を明確にした支援を行います。

④ヤングケアラー・生理の貧困等への対応

所管：福祉課／こども課／教育総務課 関連：社会福祉協議会

ア) 18才未満の子どもで、家族の世話に追われ学校に行けないなどヤングケアラーとされる子どもの実態を把握することで、その世帯への支援策を関係機関で検討・実施します。あわせて、ヤングケアラーの定義について庁内で共通した見解のとりまとめに努めます。

イ) 経済状況などから生理用品を買えなかったり、家庭環境などから生理への適切な対処方法が分からなかったりすることがないように、公共施設等での生理用品の配布など支援のあり方に関する検討のほか、生理に対する理解の促進、相談窓口の周知に努めます。

⑤子どもの権利擁護に関する取組み

所管：こども課／教育総務課／福祉課 関連：社会福祉協議会

ア) 子どもの権利擁護の推進に先進的に取り組んでいる他の自治体の事例を調査研究し、中城村における子どもの権利擁護のあり方について検討します。

イ) 国連の「児童の権利に関する条約」第12条において児童の意見表明権が明記されていることから、児童に関わる取組みについて児童の意見を聴き、村や地域の取組みに反映させる方法等について調査研究を行います。

施策（5）の活動指標	策定時 (2021年度)	目標 (2026年度)	所管
ヤングケアラーの実態把握・支援	未実施	支援実施・継続	福祉課 こども課 教育総務課 (社会福祉協議会)



基本の方針 3 みんなで「安全・安心」な地域をつくろう

行動目標 1. いざという時のために準備をしよう

【取組みの方向】

高齢者や障がい者などの災害時の避難行動要支援者の方々が地域で安心して暮らすことができるよう、日頃からの状況把握や声かけに努めるとともに、避難行動要支援者の個別避難計画の作成等を進め、地域住民や関係機関による災害時の避難行動要支援者の避難体制の強化を促進します。同時に、犯罪や交通事故などを防止し地域の安全を守るため、危険な箇所の点検や改善を進めます。

目標指標	策定時 (2021年度)	目標 (2026年度)	備考
被災後の生活において自主防災組織（自治会など）を頼りにする割合を増やす	17.2%	30.0%	令和3年度地域福祉に関する村民アンケート調査結果（問14）より

【村民や地域のみなさんは、こんなことから取り組んでみましょう】

- 日頃から、近隣の人たちとあいさつをかわすなど、交流を深めましょう。
- 防災訓練などに積極的に参加しましょう。
- 地域では、防災、防犯、交通安全の視点から危険な箇所を把握しておくとともに、防災訓練、防犯パトロール等を行いましょ。
- 自主防災組織がある地域では、組織の維持・充実に努めましょう。
組織がない地域では組織の立ち上げについて、検討していきましょう。
- 時間を決め、各家庭で家の門灯をつけることを検討しましょう。

【村や社会福祉協議会の取組み】

施策（1）避難行動要支援者等の支援体制の充実

これまでの主な取組み

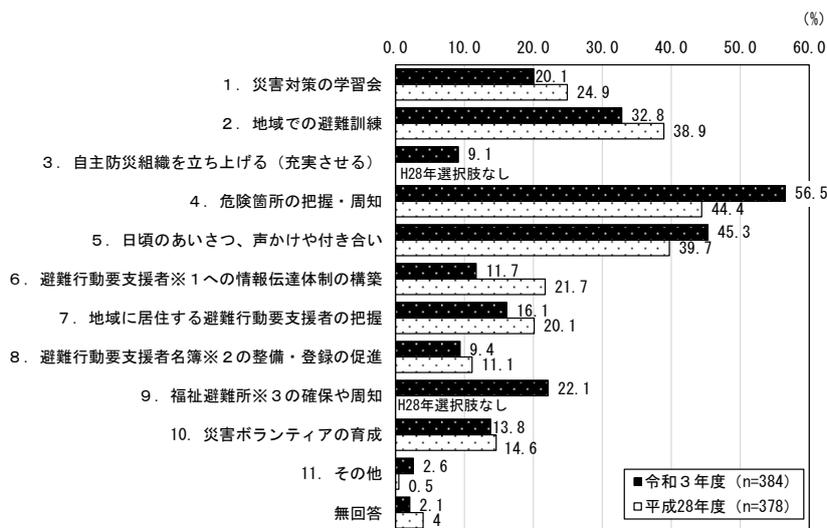
- ・避難行動要支援者名簿を令和2年度に更新しました。
- ・自主防災組織はこの間5地域で立ち上がっています。
- ・村内の福祉避難所は1カ所となっています。

課題

- ・避難行動要支援者名簿の記載者が想定対象者数を大幅に上回っていることから、その精査を行っていく必要があります。

- ・実際の避難行動に向けた計画の策定や福祉避難所の設置はまだ十分に進んでおらず、自主防災組織の立上げにも時間がかかっている状況です。災害に備えて個人情報を生委員児童委員等にどういったかたちでどの程度共有すべきか、その管理をどのように行うかといった検討が必要です。
- ・村内の身体障害者手帳交付者の3人に2人は65歳以上となっており、避難所のバリアフリー化などのハード面の整備と介護対応などのソフト面での整備を進める必要があります。

◆村民アンケートより：地域の災害時の備えとして、重要だと思うこと



今後の村や社会福祉協議会の取組み

①避難行動要支援者等の支援体制の充実

所管：福祉課／総務課 関連：社会福祉協議会

ア) 高齢者や障がい者などの避難行動要支援者名簿を精査し、名簿の更新を毎年行い、要支援者の把握を進めます。また、独居等の優先度を勘案し要支援者から毎年同意を得たうえで、村担当課が主体となり、福祉専門職等関係者との連携のもと、個別避難計画を作成・更新します。

イ) 個別避難計画に基づき、円滑に避難・誘導が行えるよう、関係者に対する個別避難計画情報の提供を進めます。そのために、村個人情報保護条例との関係を整理し、条例改正等必要な取組みを行います。

②防災に関する知識の普及と日頃からの準備

所管：総務課／福祉課／社会福祉協議会

ア) 住民が集まるあらゆる機会を活用し、災害時の避難行動要支援対策の周知や防災に対する知識の普及に取り組みます。

イ) もしもの時に円滑な支援が行えるよう、日頃からの声かけや災害を想定した訓練に取り組むなど顔のみえる関係づくりを支援するとともに、上記①「避難行動要支援者の支援体制の充実」に基づく、避難支援体制の確保に努めます。

ウ) 自主防災組織の重要性を啓発し、組織化支援を推進します。結成された自主防災組織の維持・充実に向け、避難訓練の実施支援、村社協と連携した「支え合いマップづくり」の支援等を行います。

エ) 福祉事業者との連携により、福祉避難所の拡充や周知を行います。

オ) 公民館等一般避難所が高齢者、障がい者、乳幼児とその保護者等災害弱者にとって、利用しやすい場所となるよう、地域との連携を図りながら、そのあり方を検討します。

施策（１）の活動指標	策定時 (2021年度)	目標 (2026年度)	所管
自主防災組織数の増加	5組織	15組織	総務課 実施は奥間、久場、北浜、サンヒルズタウン、南上原
福祉避難所の増加	1箇所	増加	総務課、福祉課

施策（２）地域で取り組む安全対策の充実

これまでの主な取り組み

- ・ 広報誌等を通して、村民の防犯意識や交通安全意識を高めるとともに、地域や警察等と連携し、防犯パトロール、交通安全パトロールを実施しています。
- ・ 村では、通学路安全推進会議（年１回）を実施し、村内小中学校の通学路の現状を確認し、必要に応じて、関係機関と連携し通学路の安全対策工事に取り組んでいます。

課題

- ・ 防犯対策の充実を図るため、地域等との連携により、「子ども110番の家」の設置増を進めていく必要があります。
- ・ 通学路を含む交通安全危険箇所については、村担当課で対応していくとともに警察と連携し、交通安全施設の整備等を検討していく必要があります。

今後の村や社会福祉協議会の取り組み

①防犯に関する意識啓発と地域で取り組む防犯対策

所管：教育総務課／住民生活課

ア) 地域の防犯について、広報活動などを通して村民の防犯意識を高めるとともに、地域や警察等と連携して、防犯パトロール等見守り活動を推進します。

イ) 子どもの安全確保については、高齢者をはじめとした地域住民、PTA、学校などと連携し、「子ども110番の家」の拡充を図るなど見守り活動等を進めます。

ウ) 街灯が少ない地域には、自宅の門灯、事務所や商店の看板等の夜間点灯などの協力を求めていきます。

②交通安全対策等の推進

所管：住民生活課／福祉課 関連：社会福祉協議会

- ア) 交通ルールやマナーを地域みんなで守るよう、宜野湾地区交通安全協会等と連携し、交通安全指導や意識啓発を行います。また、地域との協力のもと、特に注意が必要な地域の事故の多い箇所を確認し、地域住民に注意喚起を行うとともに交通安全施設の整備等を進めます。
- イ) 民生委員児童委員協議会が毎年実施している「子どもの遊び場・危険個所の安全点検」について、学校や地域等で情報を共有し、事件・事故等の防止に取り組むとともに、その改善に努めます。



行動目標2. 人にやさしいまちづくりを進めよう

【取組みの方向】

生活する地域が安全・安心で快適であるために、バリアフリーやユニバーサルデザイン等地域共生社会に関する考えを普及していきます。

そして、だれもが自由に外出や移動ができるよう、多くの人が利用する建築物、道路、公園等の公共施設等が、すべての村民にとって利用しやすい施設となるようバリアフリー化を進め、ユニバーサルデザインにもとづく利用者の視点にたった施設づくりをめざします。また、村民の外出や移動をより容易なものとするために、護佐丸バスの利用促進や外出・移動支援の拡充等を進めます。

目標指標	策定時 (2021年度)	目標 (2026年度)	備考
65歳以上の世帯員がいる世帯で、高齢者等のための設備がある住宅の割合を増やす（詳細はp.22参照）	41.3% (2018)	50.0% (2023)	総務省統計局「平成30年住宅・土地統計調査」結果より
護佐丸バスを利用した高齢者数	7,343名	10,675名	

【村民や地域のみなさんは、こんなことから取り組んでみましょう】

- 点字ブロックなどの上に車を止めたり、障害となるものを置いたりしないようにしましょう。
- 護佐丸バスを積極的に利用しましょう。
- 地域の公民館などを利用した移動販売に地域で取り組みましょう。
- 地域の行事をする際は、だれもが来場しやすいように工夫しましょう。

【村や社会福祉協議会の取組み】

施策（1）地域共生社会に関する考えや取組みの普及

これまでの主な取組み

- ・村社協では、ボランティア活動推進校に指定した村内小中学校において、福祉教育や福祉体験学習等を通じて、ユニバーサルデザインの考え方等の普及を進めています。

課題

- ・障害者差別解消法など誰もが安心して生活できる環境をめざす法律等について、その普及に十分に取組みしていないことから、取組方法等を検討し実施していく必要があります。
- ・既存の道路、公園等の公共施設におけるバリアフリー改修が進んでいないことから、調査に基づき、改修を進めていく必要があります。

今後の村や社会福祉協議会の取組み

①ユニバーサルデザイン等の考えや取組みの普及・啓発

所管：福祉課／社会福祉協議会 関連：総務課

- ア) 福祉教育や体験学習などを通し、バリアフリー、ユニバーサルデザインといった考えを普及させます。また、障がいのある人もない人も共に生きる社会をつくることを目的とした障害者差別解消法など、誰もが安心して生活できる環境を目指し、障害者週間（毎年 12 月初旬）等に併せてイベント（障害者作品展等）を開催し、法律等の普及・啓発を行います。
- イ) 障がい者差別、性差別、人種差別などあらゆる差別の解消、また深刻化する格差や社会的孤立など社会課題に関する庁内の勉強会の開催検討や研修への参加などにより、職員の理解促進や問題意識の向上に努めます。

②公共施設等のバリアフリー化とユニバーサルデザインによる整備

所管：都市建設課／福祉課

- ア) 既存の施設や道路、公園については、バリアフリー調査を実施し、緊急性の高い箇所などから計画的にバリアフリーの整備を進めていきます。公共施設を整備する際には、高齢者や障がい者、子ども、子育て家庭などの意見を把握し、沖縄県福祉のまちづくり条例に基づき、誰もが利用しやすい施設の整備を行います。
- イ) 高齢者等の住まいの段差解消や手すりの設置等、住宅の改修などに関する相談対応を進めます。

施策（2）外出しやすい環境づくり

これまでの主な取組み

- ・護佐丸バス利用者は増加傾向で、地域に定着しつつあります。
- ・平成 28 年度以降、JA 移動購買車「あじまあ号」が村内の公民館等を巡回しており、買い物弱者の支援となっています。

課題

- ・村民アンケートにおいて村で進んでいると思う取組みにとして、「移動支援」の回答が最も多い一方で、村で遅れている・十分ではないと思われる取組みについての自由記述でも「移動支援」に関する意見が最多だったことから、移動支援の更なる充実を村民が望んでいることがうかがえます。
- ・村内で高齢者が増えるにつれて、免許返納などにより買い物や公民館等への移動が難しい村民から、護佐丸バスといった移動支援の拡充を求める声があがっています。移動のための手段がないと高齢者や障がい者が家にこもりがちとなり、心身機能の低下が危惧されます。
- ・これまで村社協で運用してきた福祉車両は老朽化が進み事故の危険性が高まっていることから、車両更新等の対応が求められます。

今後の村や社会福祉協議会の取組み

①外出・移動支援の充実

所管：企画課／福祉課／産業振興課／社会福祉協議会

ア) 護佐丸バスについて、村民の貴重な移動手段として、利用者が増加していることから、村民の意向を踏まえ、引き続き利用の促進を図ります。

イ) 地域で買い物に困っている高齢者や障がい者などの買い物弱者を支援するために、自治会、事業者等と連携し、公民館等での移動販売の拡充を図ります。

ウ) 移動支援における他市町村の事例を調査研究しつつ、対象者と利用目的を明確にした支援のあり方や導入方法について検討します。

エ) イベントや行事を行う際、だれもが安全・安心で、快適に参加していただくための配慮を呼びかけるとともに、ユニバーサルデザインの視点からのイベント等の開催（イベント会場のハード及びソフト面でのバリアフリー化等）に努めます。

(社会福祉協議会の取組み)

オ) 外出困難な高齢者や障がい者が通院や買い物等で外出できるよう、外出支援事業（車いす対応の福祉車両の貸し出し）や福祉バスの貸し出しによる外出支援を推進します。また、老朽化した福祉車両について、公益財団法人の助成事業等を活用し、車両の更新を進めます。

カ) 地域の実情に応じた移動支援の実現に向け、移動支援の目的・範囲・手段など住民のニーズの把握・整理に努めます。

施策（２）の活動指標	策定時 (2021年度)	目標 (2026年度)	所管
福祉車両の更新	未更新	更新	社会福祉協議会



V 計画の着実な推進にむけて

1. 計画の周知

本計画は村民が主役であり、村社協、行政などがともに地域づくりを進める計画です。また、取り組む内容は多分野にわたっていることから、地域に関わるすべての方、ボランティア、NPO、各種団体、専門機関等の協働が大切です。

このため、本計画で示した基本理念や目標については、村や村社協の広報誌、ホームページ、SNS、地域の集まり等で周知を図り、みなさんと共有しながら地域における主体的な福祉等の地域活動を促進します。

2. 計画の評価と進行管理の徹底

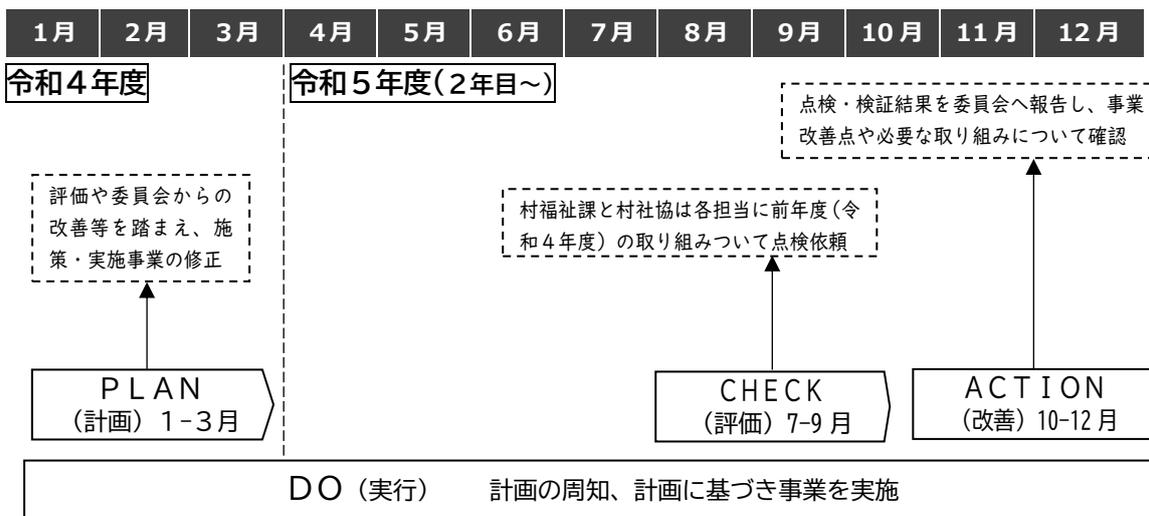
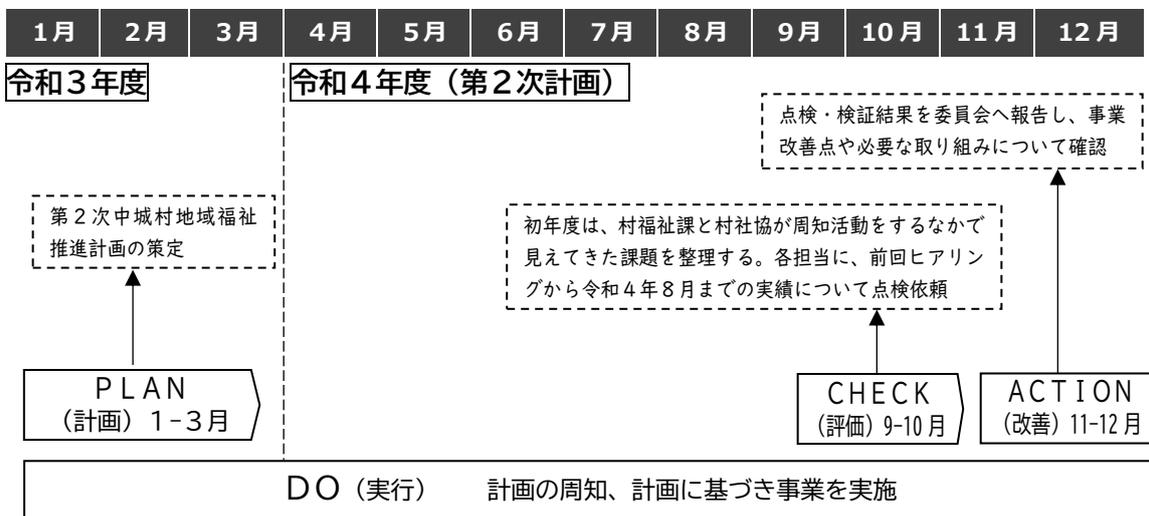
本計画の所管課である福祉課と村社協は協働で、定期的に計画の点検評価を行います。計画の推進・進行管理、取組みの評価にあたっては、本計画策定のために設置された策定委員会に、計画の推進・評価、改善に関する検討等の役割を引き続き担っていただきます。毎年度、担当課からの成果や課題を策定委員会へ報告し、計画どおり進んでいない事業や活動について、原因・問題点を洗い出すとともに、その結果を取組みの改善に活かします。

なお、初年度は計画の周知を図りつつ、計画を進めながらさまざまな課題を整理、改善しながら次年度の取組みに反映させ計画を進めることとします。

また、3年目（令和6年度）には住民向け懇談会の場を設け、それまでの取組み状況を報告するとともに、住民による地域活動の報告を受け、計画の更なる推進や見直しに向けた意見交換を実施します。計画最終年度には村民意識調査を実施し、目標指標の達成状況や村民意識等の変化等の評価を行います。

村民意識調査の結果は村民や地域の活動団体にも伝え、今後の活動を充実させることや、新たな取組みを一緒に創出していきます。

■第2次中城村地域福祉推進計画におけるPDCAサイクル※のイメージ



資料編

I 中城村の概要

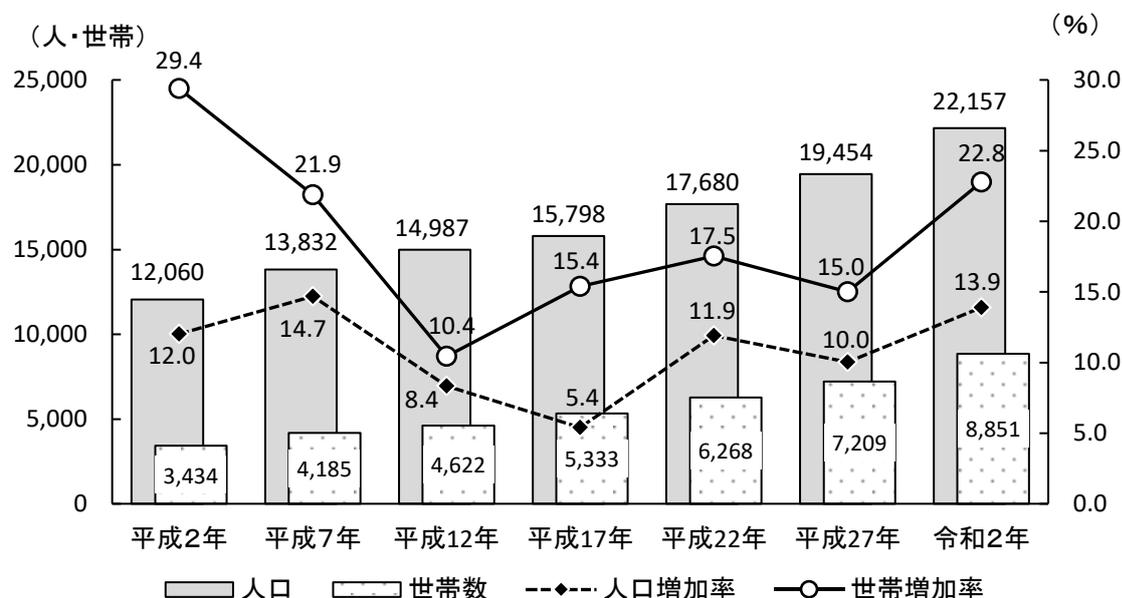
1. データから見る中城村の概要

(1) 人口・世帯等の推移

①村全体の人口・世帯の状況

令和2年国勢調査における本村の総人口は22,157人、世帯数は8,851世帯、1世帯当たりの人員は2.46人となっています。平成2年以降一貫して、各年人口・世帯数ともに増加傾向にあります。

また、1世帯当たりの人員をみると、平成2年の3.47人に対し、令和2年には2.46人と減少が続いており、単独世帯の増加にともなう世帯の小規模化が進んでいます。



出典：総務省統計局「国勢調査結果」

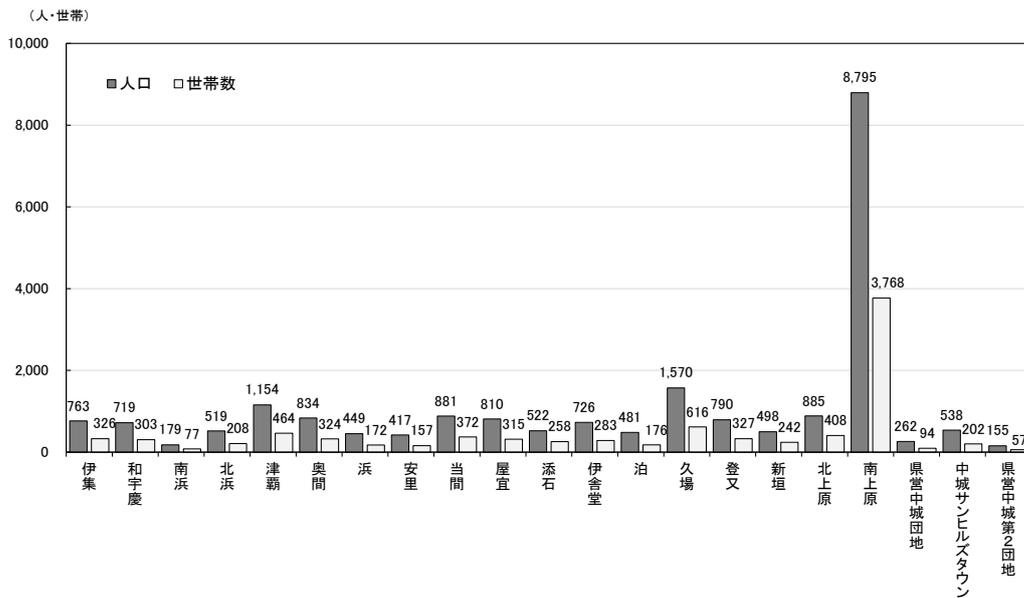
区分年	人口 (人)	人口増加数 (人)	人口増加率 (%)	世帯数 (世帯)	世帯増加数 (世帯)	世帯増加率 (%)	一世帯当たりの人員 (人)
平成2年	12,060	1,295	12.0	3,434	780	29.4	3.47
平成7年	13,832	1,772	14.7	4,185	751	21.9	3.24
平成12年	14,987	1,155	8.4	4,622	437	10.4	3.16
平成17年	15,798	811	5.4	5,333	711	15.4	2.90
平成22年	17,680	1,882	11.9	6,268	935	17.5	2.77
平成27年	19,454	1,774	10.0	7,209	941	15.0	2.64
令和2年	22,157	2,703	13.9	8,851	1,642	22.8	2.46

出典：総務省統計局「国勢調査結果」

②行政区別の人口・世帯の状況

住民基本台帳(令和2年3月)から、本村の行政区別人口及び世帯数をみると、南上原(8,795人)への集中が見られ、総人口の約4割(40.1%)を占めます。続いて久場(1,570人)、津覇(1,154人)の順となっており、また一番人口が少ない行政区は県営中城第2団地(155人)となっています。

南上原の人口・世帯増加率は30%を超えて著しく高い一方で、南上原を除いてみると村全体では人口増減率0.9%に対して世帯増減率が10.4%と小規模世帯化の進行がみられます。



資料：中城村住民基本台帳

	平成27年度		令和2年度		人口増加数・率		世帯増加数・率	
	人口	世帯数	人口	世帯数	増減数	増減率	増減数	増減率
中城村	19,604	7,763	21,947	9,149	2,343	12.0%	1,386	17.9%
(南上原以外)	13,037	4,873	13,152	5,381	115	0.9%	508	10.4%
伊集	786	297	763	326	-23	-2.9%	29	9.8%
和宇慶	759	285	719	303	-40	-5.3%	18	6.3%
南浜	207	75	179	77	-28	-13.5%	2	2.7%
北浜	492	194	519	208	27	5.5%	14	7.2%
津覇	1,177	425	1,154	464	-23	-2.0%	39	9.2%
奥間	864	305	834	324	-30	-3.5%	19	6.2%
浜	465	172	449	172	-16	-3.4%	0	0.0%
安里	435	149	417	157	-18	-4.1%	8	5.4%
当間	848	327	881	372	33	3.9%	45	13.8%
屋宜	748	272	810	315	62	8.3%	43	15.8%
添石	493	236	522	258	29	5.9%	22	9.3%
伊舎堂	687	242	726	283	39	5.7%	41	16.9%
泊	482	170	481	176	-1	-0.2%	6	3.5%
久場	1,492	530	1,570	616	78	5.2%	86	16.2%
登又	785	300	790	327	5	0.6%	27	9.0%
新垣	510	232	498	242	-12	-2.4%	10	4.3%
北上原	859	351	885	408	26	3.0%	57	16.2%
南上原	6,567	2,890	8,795	3,768	2,228	33.9%	878	30.4%
県営中城団地	287	88	262	94	-25	-8.7%	6	6.8%
中城サンヒルズタウン	498	170	538	202	40	8.0%	32	18.8%
県営中城第2団地	163	53	155	57	-8	-4.9%	4	7.5%

※外国人含む ※網掛け部分は人口以上に世帯数が増加していることを表す

資料：中城村住民基本台帳

③人口構造

令和 2 年国勢調査より年齢 3 区分別人口をみると、村全体では年少人口（15 歳未満）が 18.4%、生産年齢人口（15 歳～64 歳）が 62.0%、老年人口（65 歳以上）が 19.6%という構成になっています。

平成 22 年まで、年少人口割合の減少が続く一方で老年人口が増加傾向にあり、本村でも少子高齢化が進行しています。なお、平成 27 年以降は南上原地区への若い世代の転入もあり、年少人口割合が増加しています。

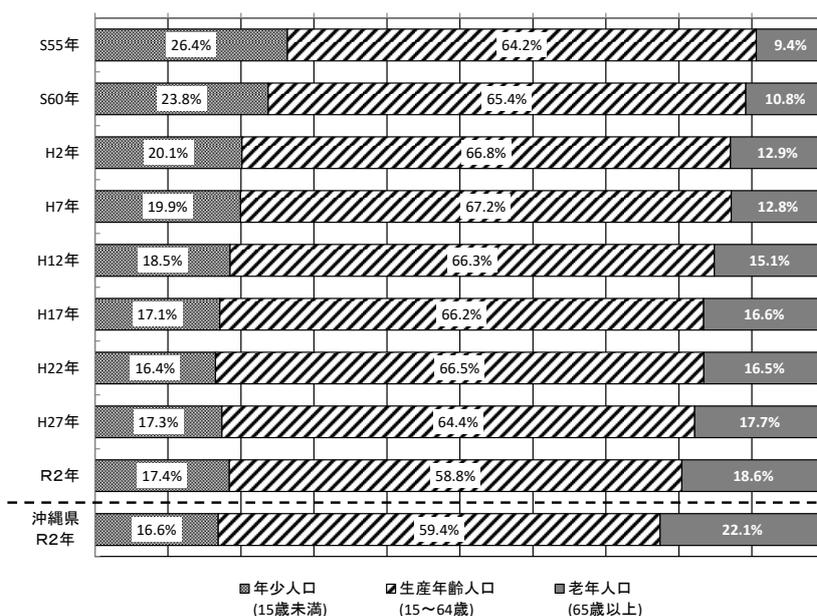
また令和 2 年沖縄県の年齢 3 区分別割合と比較すると、中城村は年少人口と生産年齢人口の割合が高く、老年人口の割合が低い構成となっています。

単位(上段:人、下段:%)

	総数	年齢3区分別人口			不詳
		年少人口 (15歳未満)	生産年齢人口 (15～64歳)	老年人口 (65歳以上)	
昭和55年	10,346	2,730	6,644	972	-
	100.0%	26.4%	64.2%	9.4%	-
昭和60年	10,765	2,557	7,042	1,166	-
	100.0%	23.8%	65.4%	10.8%	-
平成2年	12,060	2,424	8,060	1,560	16
	100.0%	20.1%	66.9%	13.0%	0.1%
平成7年	13,832	2,759	9,298	1,775	-
	100.0%	19.9%	67.2%	12.8%	-
平成12年	14,928	2,766	9,901	2,261	-
	100.0%	18.5%	66.3%	15.1%	-
平成17年	15,798	2,701	10,458	2,627	12
	100.0%	17.1%	66.2%	16.6%	0.1%
平成22年	17,680	2,904	11,757	2,913	106
	100.0%	16.5%	66.9%	16.6%	0.6%
平成27年	19,454	3,369	12,533	3,453	99
	100.0%	17.4%	64.8%	17.8%	0.5%
令和2年	22,157	3,865	13,021	4,113	1,158
	100.0%	18.4%	62.0%	19.6%	5.2%

※ 3 区分別割合は総数から年齢不詳を除いて算出。

出典：総務省統計局「国勢調査結果」



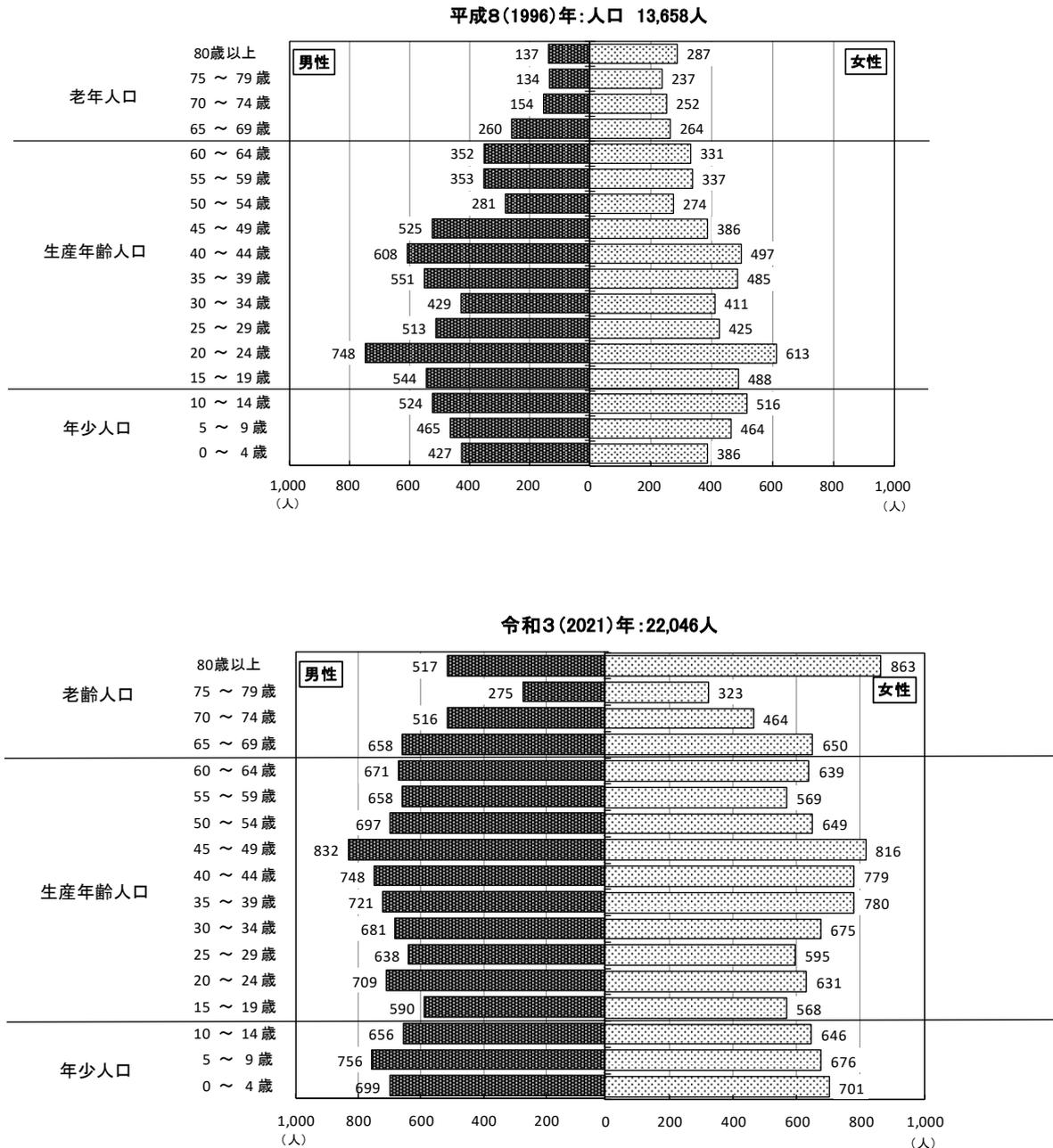
出典：総務省統計局「国勢調査結果」

本村における人口ピラミッドを過去と比較すると、以下のようになっています。

平成8（1996）年は、第2次ベビーブーム世代である20～24歳の男性が女性よりも多く、老年人口は、年少人口、生産年齢人口と比べると少ない年齢構成でした。

令和3（2021）年には、第2次ベビーブーム世代である45～49歳をみると男女共に増加しています。その他の年齢でも「20～24歳」の男性を除き、増加しています。

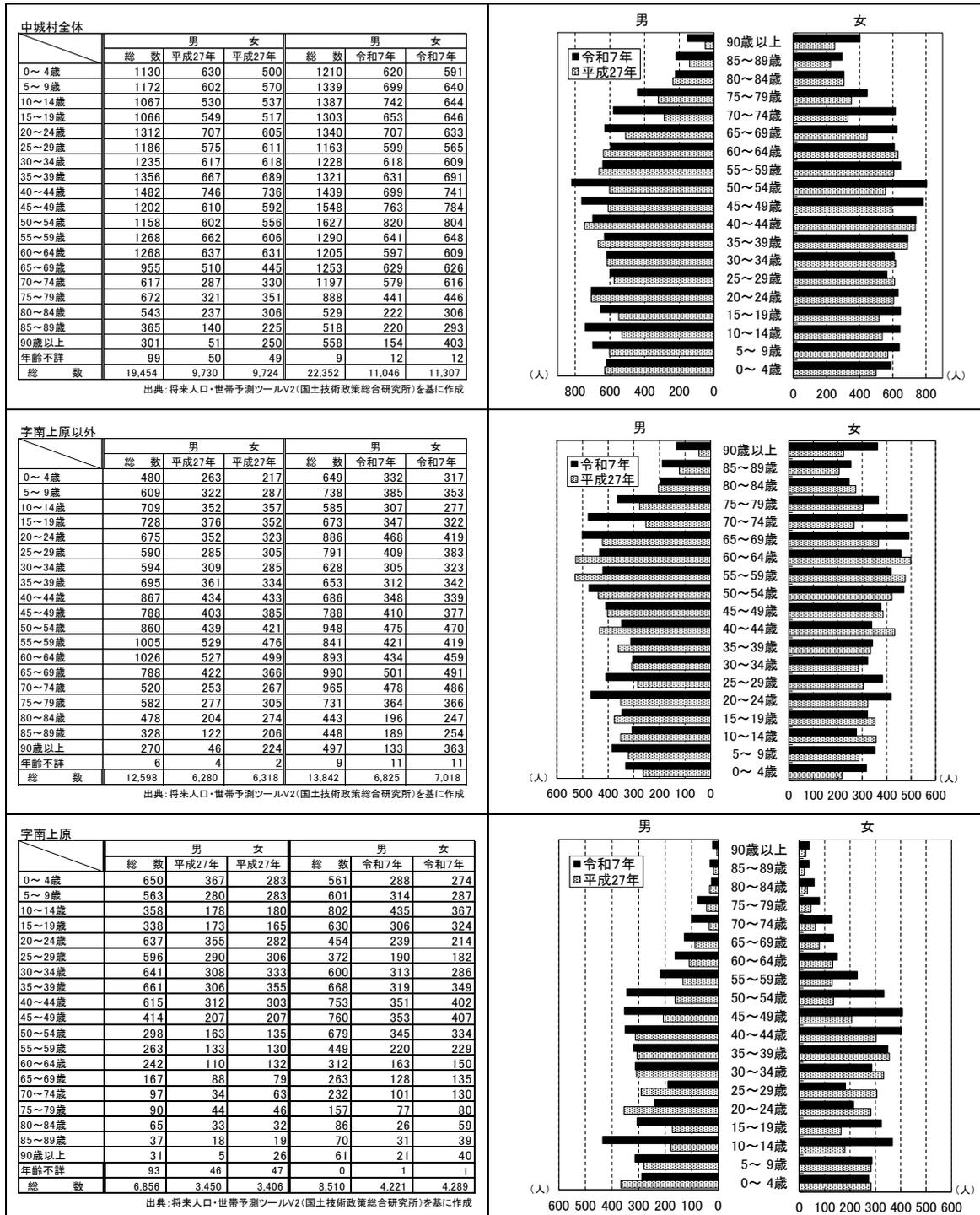
図 人口ピラミッド



出典：沖縄県企画開発部 地域・離島振興局市町村課、住民基本台帳人口の概況（平成8年分）
 沖縄県「住民基本台帳年齢別人口」（令和3年3月末）

国土交通省の国土技術政策総合研究所が開発した、国勢調査を基に字といった小地域の人口・世帯の将来推計を算出するツールを用いて、中城村の将来推計を行った結果が以下の人口ピラミッドです。南上原と、南上原以外の地区をあわせた人口ピラミッドを比較すると形がまったく異なり、南上原では54歳以下の人口が多いのに対して、南上原以外の地区では40歳～74歳が大きなボリュームゾーンとなっています。

図 将来人口・世帯予測ツールに基づく人口ピラミッド



出典：国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツールV2 (H27 国調対応版)」を用いた計算結果を加工して作成

④世帯類型別世帯数の動向

令和2年国勢調査より本村の世帯類型別世帯数をみると、一般世帯数は8,836世帯、うち核家族世帯数が4,751世帯と5割強(53.8%)を占めています。近年単独世帯が増加しており、平成27年から令和2年にかけては約1,000世帯増えて3,188世帯と、全体の4割弱(36.1%)となっています。

「65歳以上親族のいる一般世帯」の割合は29.0%、「高齢夫婦世帯」は6.4%、「高齢単身世帯」は7.1%と、いずれも沖縄県の割合を若干下回っています。

	平成2年		平成7年		平成12年		平成17年		平成22年		平成27年		令和2年		沖縄県(令和2年)	
	一般世帯数	構成比	一般世帯数	構成比												
総数	3,417	100.0	4,180	100.0	4,613	100.0	5,316	100.0	6,238	100.0	7,193	100.0	8,836	100.0	613,294	100.0
A 親族のみの世帯*1	2,477	72.5	2,976	71.2	3,409	73.9	3,776	71.0	4,322	69.3	4,903	68.2	5,384	60.9	374,684	61.1
I 核家族世帯	1,726	50.5	2,236	53.5	2,678	58.1	3,105	58.4	3,623	58.1	4,251	59.1	4,751	53.8	338,232	55.2
①夫婦のみの世帯 成る世帯	232	6.8	327	7.8	452	9.8	609	11.5	790	12.7	1,035	14.4	1,235	14.0	96,510	15.7
②夫婦と子供から 成る世帯	1,229	36.0	1,544	36.9	1,776	38.5	1,961	36.9	2,183	35.0	2,468	34.3	2,681	30.3	167,439	27.3
③男親と子供から 成る世帯	59	1.7	88	2.1	102	2.2	106	2.0	126	2.0	140	1.9	133	1.5	11,246	1.8
④女親と子供から 成る世帯	206	6.0	277	6.6	348	7.5	429	8.1	524	8.4	609	8.5	702	7.9	63,037	10.3
II 核家族以外の親族世帯	751	22.0	740	17.7	731	15.8	671	12.6	699	11.2	652	9.1	633	7.2	36,452	5.9
⑤夫婦と両親から 成る世帯	10	0.3	9	0.2	10	0.2	15	0.3	15	0.2	18	0.3	13	0.1	622	0.1
⑥夫婦とひとり親から 成る世帯	28	0.8	31	0.7	41	0.9	61	1.1	52	0.8	43	0.6	48	0.5	2,982	0.5
⑦夫婦、子供と両親 から成る世帯	85	2.5	87	2.1	81	1.8	83	1.6	75	1.2	70	1.0	58	0.7	2,115	0.3
⑧夫婦、子供とひとり親 から成る世帯	219	6.4	213	5.1	210	4.6	172	3.2	150	2.4	142	2.0	123	1.4	5,897	1.0
⑨夫婦と他の親族 (親、子供を含まない)から成る 世帯	17	0.5	13	0.3	25	0.5	21	0.4	20	0.3	21	0.3	35	0.4	1,661	0.3
⑩夫婦、子供と他の 親族(親を含まない)から成る 世帯	76	2.3	103	2.5	107	2.3	101	1.9	136	2.2	115	1.6	108	1.2	5,041	0.8
⑪夫婦、親と他の親 族(子供を含まない)から成る 世帯	28	0.8	21	0.5	21	0.5	9	0.2	15	0.2	17	0.2	7	0.1	556	0.1
⑫夫婦、子供、親と 他の親族から成る 世帯	184	5.4	146	3.5	103	2.2	74	1.4	75	1.2	50	0.7	33	0.4	1,442	0.2
⑬兄弟姉妹のみ から成る世帯	25	0.7	28	0.7	40	0.9	44	0.8	59	0.9	80	1.1	86	1.0	7,296	1.2
⑭他に分類されない 親族世帯	79	2.3	89	2.1	93	2.0	91	1.7	102	1.6	96	1.3	122	1.4	8,860	1.4
B 非親族を含む世帯*2	6	0.2	10	0.2	16	0.3	33	0.6	86	1.4	90	1.3	113	1.3	7,940	1.3
C 単独世帯*3	934	27.3	1,194	28.6	1,188	25.8	1,507	28.3	1,822	29.2	2,190	30.4	3,188	36.1	229,602	37.4
ひとり親 世帯																
母子世帯*4	22	0.6	57	1.4	63	1.4	99	1.9	109	1.7	159	2.2	138	1.6	13,575	2.2
父子世帯*5	17	0.5	13	0.3	21	0.5	24	0.5	15	0.2	19	0.3	15	0.2	1,651	0.3
高齢世帯																
65歳以上親族のいる一 般世帯	1,048	30.7	1,155	27.6	1,404	30.4	1,610	30.3	1,778	28.5	2,120	29.5	2,562	29.0	212,708	34.7
高齢夫婦世帯*6	100	2.9	130	3.1	194	4.2	267	5.0	328	5.3	442	6.1	568	6.4	50,578	8.2
高齢単身世帯*7	122	3.6	141	3.4	188	4.1	260	4.9	284	4.6	434	6.0	626	7.1	68,601	11.2

- * 1：親族のみの世帯＝二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のみからなる世帯。
- * 2：非親族を含む世帯：二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にない人がいる世帯。
- * 3：単独世帯＝世帯員が一人の世帯
- * 4：母子世帯＝未婚、死別又は離別の母親と、未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯（他の世帯員がないもの）をいう。
- * 5：父子世帯＝未婚、死別又は離別の男親と、未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯（他の世帯員がないもの）をいう。
- * 6：高齢夫婦世帯＝夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦1組のみの一般世帯。平成2年は夫又は妻のいずれかが65歳以上の夫婦1組のみの一般世帯。
- * 7：高齢単身世帯＝65歳以上の者一人のみの一般世帯（他に世帯員がないもの）をいう。

出典：総務省統計局「国勢調査結果」

(参考)

65歳以上の高齢者のいる世帯についてみると、令和2年現在2,979世帯と、全世帯(9,135世帯)の32.6%を占めています。さらに特養等の施設入所者を除いた世帯数は2,911世帯となっており、全体の31.9%となっています。また、65歳以上の単身世帯は全体の11.5%を占めています。

各年10月1日現在

	単位	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	
1 総世帯数 A	世帯	7,641	7,980	8,286	8,534	8,834	9,135	
2 高齢者のいる世帯	B 単身世帯(一人暮らし)(B/A)	世帯・%	686 9.0	700 8.8	781 9.4	905 10.6	972 11.0	1,052 11.5
	C上記のうち、特養等の施設入所者を除いた世帯数(C/A)	世帯・%	613 8.0	700 8.8	781 9.4	833 9.8	900 10.2	984 10.8
3	D高齢者世帯(D/A)	世帯・%	482 6.3	508 6.4	557 6.7	592 6.9	634 7.2	668 7.3
	E上記のうち、特養等の施設入所者を除いた世帯数(E/A)	世帯・%	482 6.3	508 6.4	557 6.7	592 6.9	634 7.2	668 7.3
4	Fその他の世帯(F/A)	世帯・%	1,208 15.8	1,223 15.3	1,245 15.0	1,253 14.7	1,275 14.4	1,259 13.8
	G上記のうち、特養等の施設入所者を除いた世帯数(G/A)	世帯・%	1,208 15.8	1,223 15.3	1,245 15.0	1,253 14.7	1,275 14.4	1,259 13.8
5 世帯	H高齢者のいる世帯総数((B+D+F)/A)	世帯・%	2,376 31.1	2,431 30.5	2,583 31.2	2,750 32.2	2,881 32.6	2,979 32.6
	I上記のうち、特養等の施設入所者を除いた世帯数((C+E+G)/A)	世帯・%	2,303 30.1	2,431 30.5	2,583 31.2	2,678 31.4	2,809 31.8	2,911 31.9

※平成28年および29年の「単身世帯のうち、特養等の施設入所者を除いた世帯数」は参考値。

資料：中城村福祉課

⑤国籍別外国人数・国籍別外国人数構成比

国勢調査によると、外国人総数は年々増加傾向にあります。

直近の令和2年においては、国籍別に多い順にベトナム(96人)アメリカ(51人)、中国(45人)となっています。特にベトナム国籍の外国人は平成27年から令和2年にかけて約20倍に増えています。

年度	総数(人)	国籍別外国人数・構成比												
		韓国、朝鮮	中国	アメリカ	フィリピン	タイ	イギリス	ブラジル	ペルー	インドネシア	ベトナム	インド	その他	不詳
H2	29	2	4	3	-	-	-	-	-	-	-	-	20	-
	100.0%	7%	14%	10%	-	-	-	-	-	-	-	-	69%	-
H7	53	2	12	11	4	-	-	5	9	-	-	-	9	1
	100.0%	4%	23%	21%	8%	-	-	9%	17%	-	-	-	17%	2%
H12	48	3	5	16	1	2	2	6	5	-	-	-	6	2
	100.0%	6%	10%	33%	2%	4%	4%	13%	10%	-	-	-	13%	4%
H17	80	6	8	31	5	-	1	6	9	-	-	-	14	-
	100.0%	8%	10%	39%	6%	-	1%	8%	11%	-	-	-	18%	-
H22	116	12	20	35	3	2	1	13	8	1	-	-	21	-
	100.0%	10%	17%	30%	3%	2%	1%	11%	7%	1%	-	-	18%	-
H27	150	5	24	51	5	2	3	11	7	8	5	1	28	-
	100.0%	3%	16%	34%	3%	1%	2%	7%	5%	5%	3%	1%	19%	-
R2	329	13	45	51	12	3	1	3	5	10	96	-	90	-
	100.0%	4%	14%	16%	4%	1%	0%	1%	2%	3%	29%	-	27%	-

※タイ・イギリス・ブラジル・ペルーは平成7年から項目として追加、インドネシアは平成17年から追加、ベトナム、インドは平成27年から追加のためそれ以前の記載がない。

出典：総務省統計局「国勢調査結果」

(2) 子ども、出生の状況

①出生数・合計特殊出生率

中城村の出生数は、平成24年までは200人前後で推移していましたが、平成25年以降増加傾向にあり、直近5年間の平均は254人となっています。近隣の他市町村と比べても中城村では出生数が増えている特徴がみられます。

合計特殊出生率をみると、H15～H19(1.55)まで減少傾向にありますが、直近のH25～29では1.86と、S58～S62の2.04に次ぐ高さとなっています。他方で、沖縄県や北中城村、宜野湾市よりも低い数値となっています。

■出生数

(単位:人)

	沖縄県	中城村	西原町	北中城村	宜野湾市	那覇市
平成20年	16,736	200	408	168	1,165	3,466
平成21年	16,744	173	389	181	1,275	3,362
平成22年	17,098	208	400	199	1,278	3,625
平成23年	16,918	205	374	191	1,312	3,386
平成24年	17,074	194	388	175	1,279	3,510
平成25年	17,209	217	375	161	1,282	3,495
平成26年	16,373	224	356	199	1,236	3,306
平成27年	16,941	235	368	191	1,252	3,296
平成28年	16,617	248	342	152	1,281	3,176
平成29年	16,217	261	335	175	1,241	3,084
平成30年	15,732	249	315	176	1,157	2,916
令和元年	14,902	277	326	174	1,136	2,818

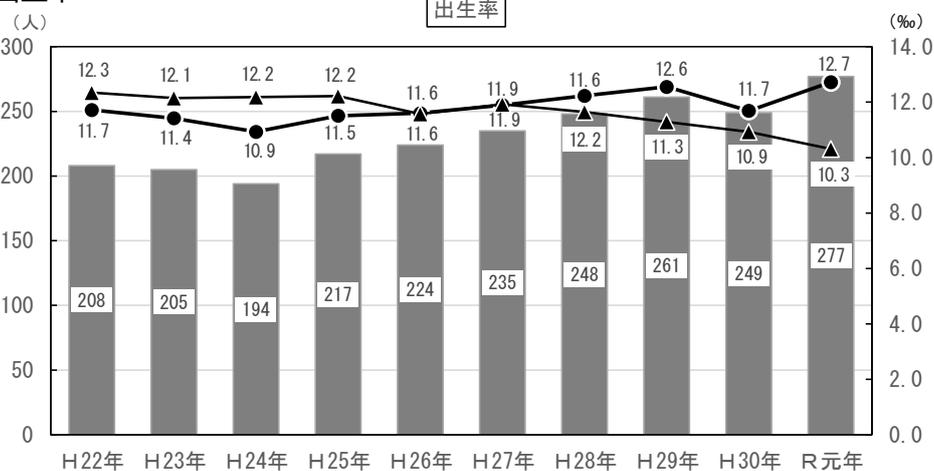
出典：衛生統計年報（人口動態編）

■合計特殊出生率（バイズ推定値）※

	全国	沖縄県	中城村	西原町	北中城村	宜野湾市	那覇市
S58～S62	-	2.25	2.04	2.32	2.07	2.12	2.04
S63～H4	-	2.03	1.72	2.12	1.94	2.00	1.84
H5～H9	-	1.90	1.68	1.87	1.93	1.95	1.66
H10～H14	1.36	1.83	1.57	1.75	1.87	1.83	1.57
H15～H19	1.31	1.74	1.55	1.64	1.92	1.70	1.51
H20～H24	1.38	1.86	1.67	1.70	1.87	1.85	1.63
H25～H29	1.43	1.93	1.86	1.75	1.91	1.95	1.68

出典：人口動態保健所・市区町村別統計（人口動態統計特殊報告）

■出生率※



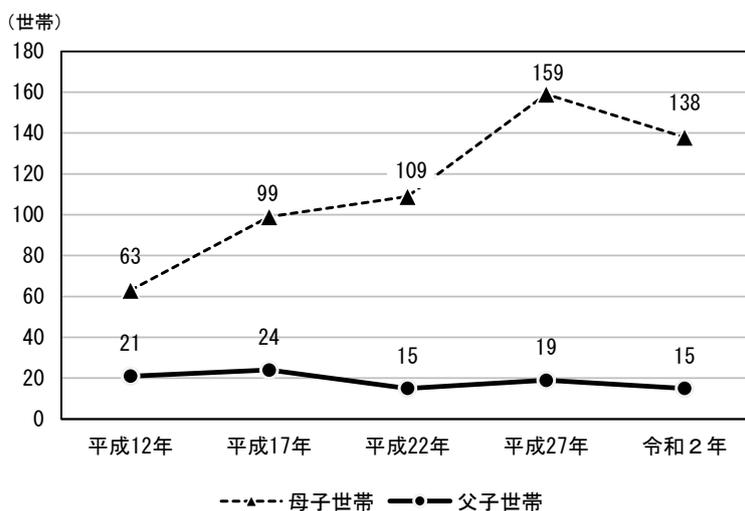
■ 中城村・出生数 ●● 中城村・出生率(%) ▲ 沖縄県・出生率(%)

出典：厚生労働省「衛生統計（人口動態編）」

(3) ひとり親世帯の状況

①ひとり親世帯の推移

国勢調査による本村の令和2年のひとり親世帯数は、母子世帯138世帯、父子世帯15世帯となっています。母子世帯は平成12年から平成27年にかけて増加していましたが、令和2年に減少に転じています。



母子世帯：未婚、死別又は離別の女親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯
 父子世帯：未婚、死別又は離別の男親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯
 出典：総務省統計局「国勢調査結果」

②児童扶養手当受給者の推移

令和3年の児童扶養手当受給対象者数は255人となっています。全体で見ると「母子世帯」が約9割を占めます。若干の増減が見られますが、近年は漸減傾向にあります。

各年4月1日現在

	児童扶養手当受給対象者			
	合計 (人)	対象児童との続柄		
		母	父	養育者
平成28年	262	234	21	7
平成29年	251	226	22	3
平成30年	261	233	26	2
令和元年	258	232	24	2
令和2年	258	232	21	5
令和3年	255	231	19	5

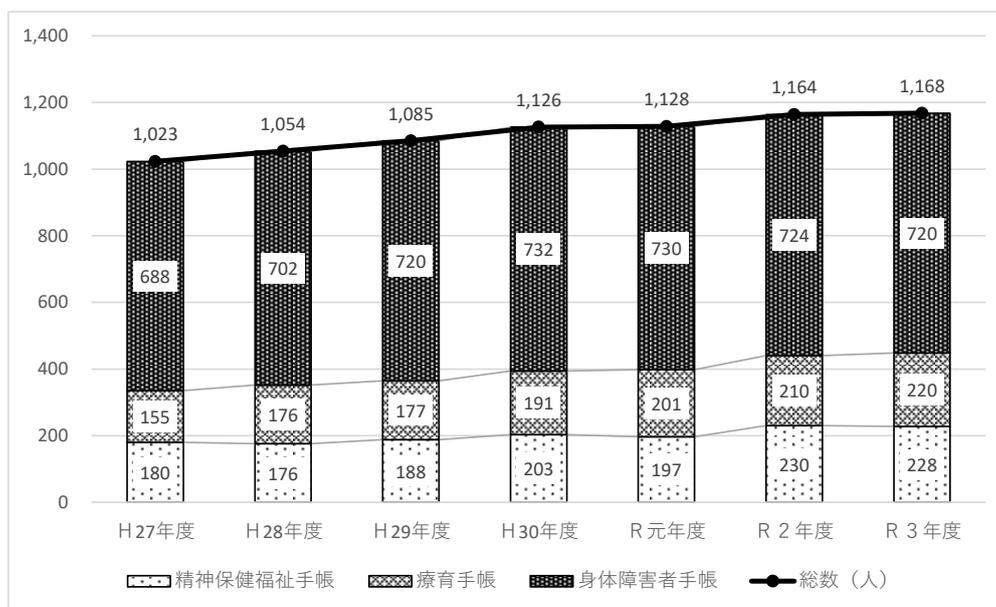
資料：中城村福祉課

(4) 障がい者の状況

障害者手帳（精神保健福祉手帳、療育手帳、身体障害者手帳）の所持状況をみると、令和3年度では総数1,168人となっています。平成27年度に比べ、精神障害は約1.27倍、知的障害では約1.42倍、身体障害は約1.05倍と増加傾向にあります。

■障害者手帳交付者数の推移

各年度3月31日時点



単位: 人 各年3月末時点

	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年	R3年	H27年比
精神保健福祉手帳	180	176	188	203	197	230	228	1.27
療育手帳	155	176	177	191	201	210	220	1.42
身体障害者手帳	688	702	720	732	730	724	720	1.05
総数 (人)	1,023	1,054	1,085	1,126	1,128	1,164	1,168	1.14

資料: 中城村福祉課

■精神保健福祉手帳交付件数

令和3年の交付件数は228人となっています。等級別にみると、平成27年と比べて、もっとも重い「1級」が約3ポイント増えたのに対し、「3級」が約3ポイント減っています。

各年3月末時点

等級	H27年		H28年		H29年		H30年		H31年		R2年		R3年	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
1級	47	26.1%	54	30.7%	58	30.9%	68	33.5%	63	32.0%	70	30.4%	67	29.4%
2級	104	57.8%	93	52.8%	99	52.7%	108	53.2%	99	50.3%	126	54.8%	131	57.5%
3級	29	16.1%	29	16.5%	31	16.5%	27	13.3%	35	17.8%	34	14.8%	30	13.2%
総数	180	100.0%	176	100%	188	100%	203	100%	197	100%	230	100%	228	100%

資料: 中城村福祉課

また、年代別にみると、65歳以上の割合が6.3ポイント増えて高齢化の傾向がみられると同時に、0-19歳でも2.9ポイント増えており若年層での交付も増えています。

	H27年	H28年	H29年	H30年	H31年	R2年	R3年
0-19歳	0.6%	0.0%	1.1%	2.0%	2.0%	3.0%	3.5%
20-64歳	75.0%	73.9%	72.3%	69.5%	70.6%	67.8%	65.8%
65歳以上	24.4%	26.1%	26.6%	28.6%	27.4%	29.1%	30.7%
件数	180	176	188	203	197	230	228

資料：中城村福祉課

■療育手帳交付件数

令和3年の交付件数は220人となっています。等級別にみると、「B1(中度)」が交付件数に占める割合が平成27年と比べて2.7ポイント増えています。また、年代別にみると、0-19歳の割合が3.7ポイント増えて若年層での交付が多くなっています。

各年3月末時点

等級	H27年		H28年		H29年		H30年		H31年		R2年		R3年	
	件数	%	件数	%	件数	%								
A1(最重度)	12	7.7%	12	7.3%	13	7.3%	14	7.3%	15	7.5%	15	7.1%	17	7.7%
A2(重度)	38	24.5%	42	25.6%	43	24.3%	50	26.2%	55	27.4%	56	26.7%	55	25.0%
B1(中度)	36	23.2%	37	22.6%	38	21.5%	40	20.9%	46	22.9%	49	23.3%	57	25.9%
B2(軽度)	69	44.5%	73	44.5%	83	46.9%	87	45.5%	85	42.3%	90	42.9%	91	41.4%
総数	155	100%	164	100%	177	100%	191	100%	201	100%	210	100%	220	100%

	H27年	H28年	H29年	H30年	H31年	R2年	R3年
0-19歳	29.0%	32.9%	32.8%	34.6%	34.3%	34.3%	32.7%
20-64歳	64.5%	61.6%	61.6%	58.6%	58.7%	59.0%	60.9%
65歳以上	6.5%	5.5%	5.6%	6.8%	7.0%	6.7%	6.4%
件数	155	164	177	191	201	210	220

資料：中城村福祉課

■身体障害者手帳交付件数

令和3年の交付件数は720人となっています。等級別にみると、もっとも重い「1級」が交付件数に占める割合が平成27年と比べて3.4ポイント増えています。また、年代別にみると、65歳以上の割合が3.8ポイント増えて3人に2人の割合となっています。

各年3月末時点

等級	H27年		H28年		H29年		H30年		H31年		R2年		R3年	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
1級	239	34.7%	246	35.0%	251	34.9%	259	35.4%	277	37.9%	268	37.0%	274	38.1%
2級	136	19.8%	132	18.8%	132	18.3%	128	17.5%	125	17.1%	131	18.1%	127	17.6%
3級	125	18.2%	131	18.7%	139	19.3%	142	19.4%	133	18.2%	136	18.8%	132	18.3%
4級	112	16.3%	117	16.7%	123	17.1%	128	17.5%	124	17.0%	120	16.6%	116	16.1%
5級	25	3.6%	25	3.6%	27	3.8%	26	3.6%	25	3.4%	24	3.3%	25	3.5%
6級	51	7.4%	51	7.3%	48	6.7%	49	6.7%	46	6.3%	45	6.2%	46	6.4%
総数	688	100.0%	702	100%	720	100%	732	100%	730	100%	724	100%	720	100%

	H27年	H28年	H29年	H30年	H31年	R2年	R3年
0-19歳	2.2%	2.4%	2.8%	3.1%	3.4%	3.9%	3.3%
20-64歳	35.6%	33.9%	34.3%	31.8%	30.3%	31.6%	30.7%
65歳以上	62.2%	63.7%	62.9%	65.0%	66.3%	64.5%	66.0%
件数	688	702	720	732	730	724	720

資料：中城村福祉課

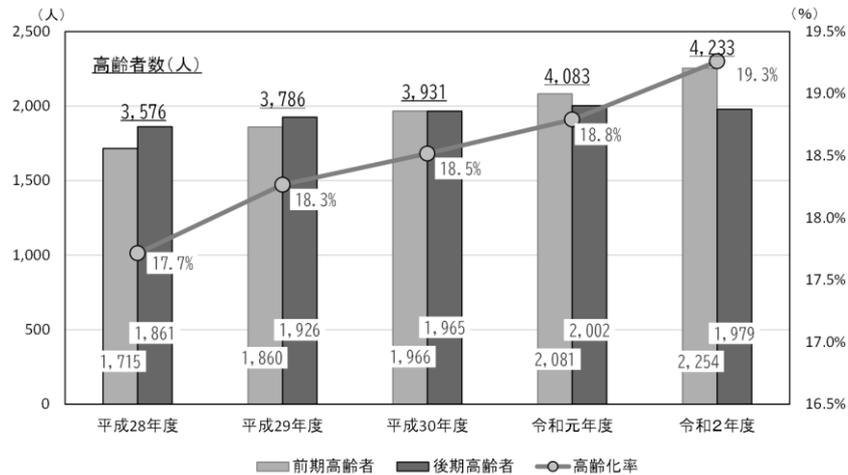
(5) 高齢者の状況

① 高齢者数の推移

令和2年度の高齢者数は4,233人となっており、高齢化率19.3%の高齢社会となっています。平成28年度以降は高齢者数と高齢化率ともに増加傾向にあります。

■ 前期・後期高齢者の推移

各年10月1日現在



	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
総人口数(人)	20,186	20,726	21,229	21,728	21,979
高齢者数(人)	3,576	3,786	3,931	4,083	4,233
前期高齢者	1,715	1,860	1,966	2,081	2,254
後期高齢者	1,861	1,926	1,965	2,002	1,979
高齢化率	17.7%	18.3%	18.5%	18.8%	19.3%

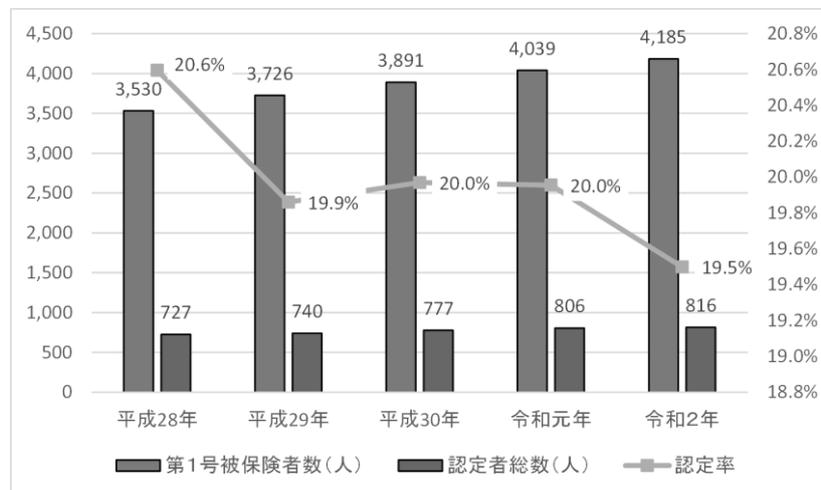
資料：中城村福祉課

② 要介護（要支援）認定者の状況

令和2年の第1号被保険者は4,185人で、要介護（要支援）認定者は816人（19.5%）となっています。第1号被保険者数は年々増加していますが、要介護（要支援）認定率は5年間で約1ポイント減少しました。

■ 要介護（要支援）認定者数の推移

各年9月末日現在



資料：中城村福祉課、沖縄県介護保険広域連合事業報告（各年度9月分）

(6) 生活保護の状況

生活保護世帯の推移をみると、令和3年3月末時点の被保護世帯数は163世帯となっており、直近3年間で微増だったのに比べ増加幅が大きくなっています。

また、中城村が含まれる中部福祉事務所管内についてみると、平成23年度末と比べて住宅扶助が1.35倍となっており、高齢者世帯は1.63倍となっています。

生活保護の状況（中城村）

各年3月末現在

	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	H31年	R2年	R3年
被保護世帯数	107	111	122	121	142	150	152	154	163
人員	133	140	150	150	170	177	183	191	198
保護率(%)	7.41	7.57	7.95	8.86	8.38	8.54	8.59	8.77	9.02

※保護率における単位%（パーミル）とは、1000分の1を表し、1%は0.1%のこと。

出典：沖縄県子ども生活福祉部中部福祉事務所「平成28～令和2年度版福祉事務所活動概況」

中部福祉事務所管内の各扶助世帯・人員の推移

年度	被保護扶助		生活扶助		住宅扶助		被保護扶助		生活扶助		住宅扶助	
	世帯数	人員	世帯数	人員	世帯数	人員	世帯数	人員	世帯数	人員	世帯数	人員
平成23年度	1,390	2,090	1,204	1,840	945	1,472	1	1	1	1	1	1
平成24年度	1,497	2,186	1,281	1,902	1,004	1,515	1.08	1.05	1.06	1.03	1.06	1.03
平成25年度	1,537	2,232	1,354	1,995	1,070	1,601	1.11	1.07	1.12	1.08	1.13	1.09
平成26年度	1,613	2,283	1,429	2,042	1,127	1,639	1.16	1.09	1.19	1.11	1.19	1.11
平成27年度	1,671	2,292	1,484	2,072	1,175	1,660	1.20	1.10	1.23	1.13	1.24	1.13
平成28年度	1,713	2,273	1,480	1,970	1,191	1,616	1.23	1.09	1.23	1.07	1.26	1.10
平成29年度	1,727	2,256	1,481	1,942	1,201	1,607	1.24	1.08	1.23	1.06	1.27	1.09
平成30年度	1,724	2,238	1,484	1,930	1,224	1,618	1.24	1.07	1.23	1.05	1.30	1.10
平成31年度	1,779	2,281	1,550	1,934	1,252	1,637	1.28	1.09	1.29	1.05	1.32	1.11
令和2年度	1,783	2,238	1,520	1,938	1,277	1,635	1.28	1.07	1.26	1.05	1.35	1.11

※平成31年度の生活扶助世帯数について出典元では「15,500」とあったが、「1,550」に修正している。

出典：沖縄県子ども生活福祉部中部福祉事務所「平成28～令和2年度版福祉事務所活動概況」

中部福祉事務所管内の各世帯の推移

年度	各年度末時点						平成23年度の数字を1とした場合の伸び率					
	高齢者世帯	母子世帯	障害者世帯	傷病者世帯	その他世帯	計	高齢者世帯	母子世帯	障害者世帯	傷病者世帯	その他世帯	計
平成23年度	619	115	435	221	1,390	1,390	1	1	1	1	1	1
平成24年度	644	145	467	241	1,497	1,497	1.04	1.26	1.07	1.09	1.09	1.08
平成25年度	662	109	485	278	1,534	1,534	1.07	0.95	1.11	1.26	1.10	1.10
平成26年度	757	110	257	227	1,612	1,612	1.22	0.96	1	1	1.18	1.16
平成27年度	827	113	272	231	1,671	1,671	1.34	0.98	1.06	1.02	1.03	1.20
平成28年度	891	104	274	236	1,713	1,713	1.44	0.90	1.07	1.04	0.94	1.23
平成29年度	956	72	268	133	1,727	1,727	1.54	0.63	1.04	0.59	1.35	1.24
平成30年度	946	84	274	136	1,724	1,724	1.53	0.73	1.07	0.60	1.29	1.24
平成31年度	998	82	291	136	1,779	1,779	1.61	0.71	1.13	0.60	1.23	1.28
令和2年度	1,008	75	291	129	1,783	1,783	1.63	0.65	1.13	0.57	1.27	1.28

※平成23～25年度の「障害者世帯・傷病者世帯」は合算の数字。

※平成26～31年度の「障害者世帯」、「傷病者世帯」の伸び率は平成26年度の数字を1とした場合の伸び率。

出典：沖縄県子ども生活福祉部中部福祉事務所「平成28～令和2年度版福祉事務所活動概況」

(7) 民生委員児童委員の委嘱状況

本村の民生委員児童委員の委嘱状況をみると、平成28年度に定数を39名に増員しましたが、定数割れが続く状況となっています。

	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
定数(人)	39	39	39	39	39	39
委嘱数(人)	-	36	33	35	36	34

資料：中城村福祉課

(8) 就業の状況

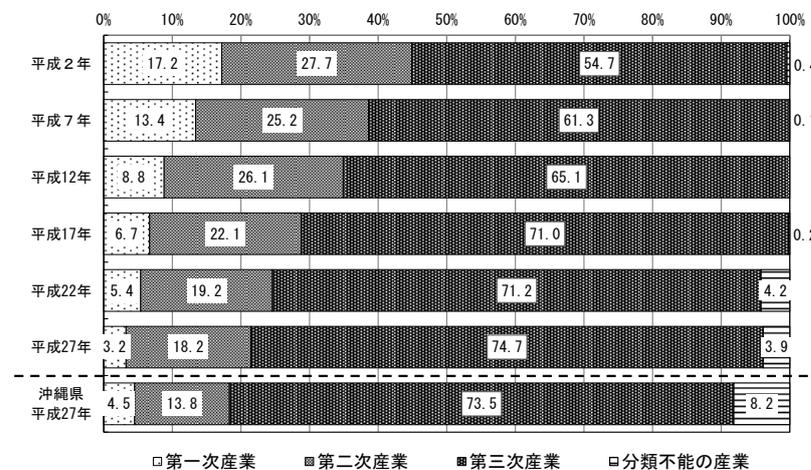
平成27年国勢調査結果より本村の就業構造をみると、第一次産業3.2%、第二次産業18.2%、第三次産業74.7%となっています。

平成2年の就業構造と比べると第一次産業と第二次産業は減少傾向にあり、第三次産業は増加が見られます。特に第一次産業は2割以下まで減少しています。

沖縄県の平成27年の就業構造と比較すると、第一次産業と第三次産業は、ほぼ同じ割合で、第二次産業は本村が上回る形となっています。

産業構造別にみると、本村では建設業(12.0%)、卸売業、小売業(14.1%)、医療、福祉(15.7%)の割合が高く、建設業の割合が高いことを除けば県と同様の傾向がみられます。

■就業構造の推移



出典：総務省統計局「国勢調査結果」

■平成27年度産業構造別の就業人口

	中城村		沖縄県	
	(人)	(%)	(人)	(%)
総数	8,801	100.0	589,634	100.0
第1次産業	286	3.2	26,593	4.5
農業、林業	270	3.1	23,977	4.1
うち農業	270	3.1	23,772	4.0
漁業	16	0.2	2,616	0.4
第2次産業	1,601	18.2	81,508	13.8
鉱業、採石業、砂利採取業	1	0.0	254	0.0
建設業	1,056	12.0	52,335	8.9
製造業	544	6.2	28,919	4.9
第3次産業	6,573	74.7	433,334	73.5
電気・ガス・熱供給・水道業	64	0.7	3,223	0.5
情報通信業	220	2.5	13,203	2.2
運輸業、郵便業	338	3.8	25,137	4.3
卸売業、小売業	1,244	14.1	81,924	13.9
金融業、保険業	106	1.2	11,034	1.9
不動産業、物品賃貸業	162	1.8	12,219	2.1
学術研究、専門・技術サービス業	254	2.9	17,069	2.9
宿泊業、飲食サービス業	461	5.2	45,897	7.8
生活関連サービス業、娯楽業	367	4.2	22,606	3.8
教育、学習支援業	707	8.0	31,647	5.4
医療、福祉	1,386	15.7	81,998	13.9
複合サービス事業	87	1.0	5,382	0.9
サービス業(他に分類されないもの)	759	8.6	48,390	8.2
公務(他に分類されるものを除く)	418	4.7	33,605	5.7
分類不能の産業	341	3.9	48,199	8.2

出典：総務省統計局「国勢調査結果」

中城村と周辺市町村との通勤・通学流出入の状況（国勢調査）

平成 27 年の国勢調査によると、本村で就業・通学する総数は 7,219 人で、そのうち 6 割弱（58.4%）にあたる 4,215 人が周辺自治体から中城村に通勤・通学する流入人口となっています。一方、本村に常住する者・通学者は 10,046 人で、そのうち約 7 割（70.6%）にあたる 7,092 人が村外に通勤・通学する者（流出人口）となっています。

村外に通勤・通学する人が、村外から通勤・通学する人よりも非常に多いため、昼間人口が夜間人口を大きく下回っており、昼夜間人口比率 84.3%は本島内では南城市の 82.0%に次ぐ低さとなっています。このような状況から、本村に常住する人のうち村内に日中いるのは 12,191 人と、夜間人口（19,454 人）の 6 割強（62.7%）にとどまります。

■昼夜間人口、流入・流出人口の状況（平成22年）		単位：人、%		■昼夜間人口、流入・流出人口の状況（平成27年）		単位：人、%	
昼夜間人口比率	85.5			昼夜間人口比率	84.3		
昼間人口	15,113			昼間人口	16,406		
本村で従業・通学する者	6,492	100.0		本村で従業・通学する者	7,219	100.0	
村内で就業・通学する者	2,264	34.9		村内で就業・通学する者	2,721	37.7	
村外から通勤・通学する者（流入人口）	3,750	57.8		村外から通勤・通学する者（流入人口）	4,215	58.4	
不詳	478	7.4		不詳	283	3.9	
流入率（流入人口/昼間人口）	24.8			流入率（流入人口/昼間人口）	25.7		
夜間人口	17,680			夜間人口	19,454		
本村に常住する就業者・通学者	8,925	100.0		本村に常住する就業者・通学者	10,046	100.0	
村内で就業・通学する者	2,264	25.4		村内で就業・通学する者	2,721	27.1	
村外に通勤・通学する者（流出人口）	6,371	71.4		村外に通勤・通学する者（流出人口）	7,092	70.6	
不詳	290	3.2		不詳	233	2.3	
流出率（流出人口/夜間人口）	36.0			流出率（流出人口/夜間人口）	36.5		

出典：総務省統計局「国勢調査結果」

（参考）

本村に常住する人のうち村内に日中いる人数（12,191 人）
 = 昼間人口（16,406 人） - 村外から通勤・通学する者（4,215 人）

■本島内昼夜人口比率

市町村	昼夜間人口比率
南城市	81.94%
中城村	84.33%
読谷村	85.91%
八重瀬町	85.98%
与那原町	90.29%

出典：総務省統計局「国勢調査結果」

(9) 地域交通の状況

本村では、地形的に分断されている村東側の平坦地区と西側の台地地区間を結ぶ路線の確保や、公共交通空白地域における村内移動手段の確保が課題にあります。

村内交通の充実をはかることを目的に、平成 27 年 6 月から護佐丸タクシー、同年 9 月から護佐丸バスの運行が開始されましたが、護佐丸タクシーは実証期間を終えて現在は運行していません。

通学・通勤に便利な朝晩
久場 琉大線 伊集 普天間線

● 平日日曜、祝祭の日、学校の夏休み・春休み・冬休み期間中は運行せず
※ 護佐丸バスでこの乗り場を降りる場合は、乗車料金を支払ってください。

久場 琉大線	伊集 普天間線
1 便 6:50 6:53 6:55 6:56 6:57 6:58 7:01 7:03 7:06 7:09 7:12 7:13 7:17 7:20	1 便 6:50 6:53 6:55 6:58 7:03 7:06 7:10 7:13 7:14 7:16 7:19
2 便 7:41 7:44 7:46 7:47 7:49 7:52 7:54 7:57 8:00 8:03 8:04 8:08 8:11 8:16	2 便 7:41 7:44 7:46 7:49 7:54 7:57 8:01 8:04 8:05 8:07 8:10

運賃	小学生	中学生、65歳以上、障がい者	200円 (左記以外)
回数券	50円券 (50枚)	100円券 (50枚)	200円券 (50枚)
	2,500円	5,000円	7,500円 (子供割引あり)

護佐丸バスに2乗する
お問い合わせ

護佐丸バス時刻表

● 護佐丸バス専用バス停 ● 路線バス専用バス停

護佐丸バス 位置情報サービス

バス停名	バス停名
1 道の会館前	20 田代町
2 道の会館前	21 吉野町
3 道の会館前	22 第二交差点
4 道の会館前	23 第一丁
5 北原	24 天間川
6 北原	25 第一丁
7 和字	26 和字
8 伊集	27 伊集
9 ハートランドクリニック	28 中城モーター
10 伊集	29 中城モーター
11 伊集	30 伊集
12 サニー前	31 伊集
13 伊集	32 伊集
14 伊集	33 伊集
15 伊集	34 伊集
16 伊集	35 伊集
17 伊集	36 伊集
18 伊集	37 伊集

買い物・通院に便利な日中便
伊集 回り線

● 平日日曜、祝祭の日、学校の夏休み・春休み・冬休み期間中は運行せず
※ 護佐丸バスでこの乗り場を降りる場合は、乗車料金を支払ってください。

買い物・通院に便利な日中便
久場 回り線

● 平日日曜、祝祭の日、学校の夏休み・春休み・冬休み期間中は運行せず
※ 護佐丸バスでこの乗り場を降りる場合は、乗車料金を支払ってください。

伊集 回り線	久場 回り線
1 便 8:30 8:31 8:33 8:34 8:35 8:38 9:01 9:04 9:06 9:08 9:12 9:16 9:19 9:20 9:24 9:30 9:32 9:34 9:37 9:40 9:41 9:44 9:46 9:49 9:52 9:55 9:59 10:04 10:08 10:11 10:13 10:14 10:15 10:17 10:18 10:19	1 便 8:40 8:41 8:42 8:44 8:45 8:48 8:51 8:54 8:58 9:03 9:05 9:08 9:11 9:14 9:17 9:18 9:21 9:24 9:26 9:28 9:31 9:38 9:39 9:44 9:47 9:49 9:52 9:55 9:58 10:01 10:02 10:03 10:07 10:08 10:09
2 便 10:20 10:21 10:22 10:24 10:25 10:26 10:28 10:31 10:34 10:38 10:41 10:42 10:45 10:48 10:51 10:54 10:58 11:01 11:04 11:06 11:08 11:11 11:14 11:20 11:22 11:24 11:27 11:30 11:31 11:34 11:36 11:39 11:42 11:45 11:49 11:54 11:58 12:01 12:02 12:08 12:09	2 便 10:20 10:21 10:22 10:24 10:25 10:26 10:28 10:31 10:34 10:38 10:41 10:42 10:45 10:48 10:51 10:54 10:58 11:01 11:04 11:06 11:08 11:11 11:14 11:20 11:22 11:24 11:27 11:30 11:31 11:34 11:36 11:39 11:42 11:45 11:49 11:54 11:58 12:01 12:02 12:08 12:09
3 便 13:30 13:31 13:33 13:34 13:35 13:38 13:41 13:44 13:46 13:49 13:52 13:56 13:59 14:00 14:04 14:10 14:12 14:14 14:17 14:20 14:21 14:24 14:26 14:29 14:32 14:35 14:39 14:44 14:48 14:51 14:53 14:54 14:55 14:57 14:58 14:59	3 便 13:02 13:03 13:04 13:06 13:07 13:08 13:10 13:13 13:16 13:20 13:25 13:27 13:30 13:33 13:36 13:39 13:40 13:43 13:46 13:48 13:50 13:56 14:00 14:01 14:06 14:09 14:11 14:14 14:17 14:20 14:23 14:24 14:25 14:29 14:30 14:31
4 便 15:10 15:11 15:13 15:15 15:16 15:20 15:23 15:26 15:28 15:30 15:34 15:38 15:41 15:42 15:45 15:48 15:54 15:56 15:58 16:01 16:04 16:06 16:08 16:11 16:14 16:17 16:20 16:24 16:29 16:34 16:37 16:39 16:40 16:41 16:43 16:44 16:45	4 便 14:50 14:51 14:52 14:54 14:55 14:56 14:58 15:01 15:04 15:09 15:14 15:16 15:19 15:22 15:25 15:29 15:31 15:34 15:37 15:39 15:41 15:47 15:50 15:54 16:00 16:03 16:06 16:08 16:12 16:16 16:19 16:20 16:21 16:25 16:26 16:27
5 便 17:05 17:06	5 便 16:40 16:41 16:42 16:44 16:45 16:46 16:48 16:51 16:54 16:59 17:04 17:06 17:09 17:12 17:15 17:19 17:21 17:24 17:27 17:29 17:31 17:37 17:40 17:43 17:44 17:50 17:53 17:55 17:58 18:01 18:06 18:09 18:10 18:11 18:15 18:16 18:17

資料：護佐丸バス（リーフレット令和3年1月版）



II 各種調査結果の概要

2-1. 村民アンケート調査結果

中城村地域福祉推進計画策定のための村民意識調査結果の概要

(1) 調査の目的

誰もが住みなれた地域で、安心して暮らせる村づくりを目指す「中城村地域福祉推進計画」の改定にあたり、「こんな地域で暮らしたい」という村民の意向を把握し、計画策定に反映させるとともに、今後の中城村の福祉行政を推進するための資料とする。

(2) 調査の概要

1) 調査対象	<ul style="list-style-type: none"> ・16歳以上79歳までの村民のうち1,600人 ・年代割による、住民基本台帳からの無作為抽出 (令和3年8月末現在の16歳以上79歳以下の人口:22,166人)
2) 調査方法	<ul style="list-style-type: none"> ・郵送による配布・回収 ・回答はパソコン、スマートフォン等を用いたWeb回答も受付
3) 調査期間	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年8月27日(金)～令和3年9月24日(金)まで ・9月6日(月)に村ホームページ及びLINEにて広報・周知 ・当初の回収期限であった17日(金)に村ホームページ及びLINEにて再び広報・周知を行い、回収期限を24日(金)に延長
4) 回収結果	<ul style="list-style-type: none"> ・配布数、回収数については以下の通り

	配布数	回収数	有効回収数	有効回収率
今回	1,600件	385件 (内Web 107件)	384件 (内Web 107件)	24.0% (郵送 17.3% Web 6.7%)
前回(H28)	1,600件	382件	378件	23.6%

(3) 調査結果概要

1) 回答者について

- ・年代は「40歳代」と「30歳代」がそれぞれ2割弱、「60歳代」が1割強。前回よりも若い世代の回答が多くなっている一方で、60代以上の回答が減少しています。
- ・出身地は中城村が約4割、中城村以外が5割強。
- ・居住地別の回答者の割合は、「南上原」が3割強、他の地域は1割未満で、本村の実際の人口構成とおおむね同様の傾向となっています。
- ・世帯構成については、「親と子」世帯が6割弱、「夫婦のみ」世帯が約2割、「親と子と孫」世帯が約1割、「単身(一人暮らし)」世帯が1割弱。平成27年の国勢調査に基づく本村の実際の世帯構成比より、「単身(一人暮らし)」の割合が顕著に低くなっています。
- ・5割の世帯で配慮を要する同居者(乳幼児や高齢者、要介護者、障がい者)がいます。

2) 地域福祉に対する考え方について

- ・地域住民が安心して暮らせるよう現在している活動としては、「環境美化活動」や「地域行事への参加」、「福祉への関心をもつ」といった回答が2割ほどみられるものの、「特にない」が約4割を占めています。
- ・近所で困っている家庭に対してできる手助けは、「安否確認などの声かけ」（6割強）、「緊急時の手助け」（6割弱）、「相談相手・話し相手」（3割強）が上位に挙げられています。
- ・住みよい地域づくりを進める上での問題としては、「近所づきあいが減っている」が6割強と高く、その他、「日中、地域を離れている人が多い」や「高齢化が進んでいる」もそれぞれ3割前後と高くなっています。

3) 地域活動について

- ・参加している活動は「自治会・婦人会・子ども会・青年会・老人会などの活動」が多くなっています。
- ・地域活動に参加していない方が5割強と前回より多くなっています。
- ・ほとんど参加していない理由としては、「仕事が忙しくて時間がないから」が4割弱、「活動の情報が入ってこない」が1割でした。
- ・今後の地域活動には、約8割強が参加したい（続けたい）と回答しています。
- ・今後、地域活動やボランティア活動の輪を広げていくために必要なこととして、地域の人々が知り合う機会（交流の場）を増やすことや、地域活動等に関する機会や情報の提供などが求められています。

4) 近所や自治会との関わりについて

- ・9割弱の方が近所の方と何らかの関わりがある一方、ほとんど付き合いがない方は約1割。
- ・5割強が自治会に加入しており、加入していない方は4割強です。
- ・自治会に加入している理由は「ここに住んでいる責任があるから」が6割弱。「住み続けたい気持ちがあるから」や「地域の安全・防犯に協力したいから」といった回答も3～4割みられます。

5) 災害時における助け合い等について

- ・災害時、住民同士で必要な支え合いとしては、「災害直後の安否確認や声かけ」が7割強。次いで「災害や避難場所に関する情報共有」（約6割）となっています。
- ・自宅近くの避難所については7割弱が「知っている」と回答しました。
- ・地域における災害時の備えで重要なことは、「危険箇所の把握」が6割弱、「日頃からのあいさつ、声かけや付き合い」、「地域での避難訓練」が3～4割程度と高くなっています。
- ・被災後の生活において頼りにするのは、「家族・親族」が9割弱、「行政」が約5割。その他、近所の人や自主防災組織に頼るとの回答もみられることから、災害時における地域の役割を重視している状況がうかがえます。

6) 新型コロナウイルス感染拡大の影響について

- ・新型コロナに関連する困り事や不安については、「感染した場合に重症化しないか不安」が6割強、次いで「家族や介助してくれる人が感染した場合、日常生活を送ることができるか不安」が5割強となっています。
- ・コロナ禍での就労状況については、「同じ仕事をしており収入もほぼ同じ」が5割弱である一方で、コロナ禍による影響を受けたとみられる回答を合わせると、19.3%とおよそ5人に1人に上りました。
- ・コロナ禍での住宅費負担については、「以前と変わらない」が5割弱と最も高くなっている一方で、コロナ禍による影響を受けたとみられる回答を合わせると、26.1%とおよそ4人に1人に上りました。

7) 日常生活の課題や解決方法について

(日常生活の悩みや不安)

- ・「自分や家族の健康に関すること」が6割弱と最も高く、次いで「老後の生活や介護に関すること」に悩みや不安を感じている方が約3割となっています。その他「自分の生活（仕事・結婚など）」、「経済的な問題」に関する悩みや不安を感じている方もそれぞれ2割を超えています。
- ・悩みの相談相手については、家族や友人など身近な方が大半を占めています。一方で、「特に相談しない」や、「どこに相談してよいかわからない」も5%前後みられます。

(「ひきこもり」関連)

- ・仕事や学校に行かず、人との交流がほとんど見られない方について、1割強（45人）が「いる・聞いたことがある」と回答していますが、近隣住民も含むため重複している可能性もあります。
- ・45人のうち厚生労働省等の定義を参考に、15歳以上60代以下の本人・親族に関する回答について、「ひきこもり」に該当するか精査した結果、該当者は9人でした。ひきこもりに至った経緯として、9人中5人が「学校や職場での人間関係がうまくいかなかった」ことがきっかけとなっています。

8) 福祉サービスについて

- ・福祉サービスを利用している（したことがある）方は3割弱です。
- ・利用していない（したことがない）理由については、現時点で必要性がない、感じていない方が大半を占めますが、「サービス内容や利用の仕方がわからない」が2割弱みられ、情報の提供方法を工夫する必要があります。

9) 社会福祉協議会や民生委員児童委員について

- ・村社協の認知度は9割弱。そのうち「どのような仕事をしているかわかる（もしくは、だいたいわかる）」のは3割強。

- ・知っている取り組みについては、「赤い羽根共同募金運動」（5割弱）、「生活困窮者への支援事業（フードバンク活動、生活福祉資金の貸付など）」が4割強、「広報活動（社協だよりの発行、ホームページ、ブログ）」が4割弱と上位にあげられています。
- ・今後充実して欲しい活動・支援は、「福祉サービスに関する情報提供」（4割弱）、「包括的な支援体制づくり」（4割弱）、「相談窓口の充実」（約3割）が上位にあげられています。
- ・民生委員児童委員の活動内容の認知度は4割弱。

10) 福祉に対する意識等について

（福祉への関心）

- ・関心をもつ取り組みは、「児童福祉に関する取り組み」や「高齢者福祉に関する取り組み」がそれぞれ5割を超えています。
- ・福祉に関する情報について、約7割が「村や社協の広報誌」で情報を得たいと回答。

（相談窓口）

- ・障害児者相談支援事業については「名前も聞いたことがない」が5割強を占め、「利用したことはないが、相談窓口があることは知っている」のは4割強。
- ・地域包括支援センターについては「利用したことはないが、相談窓口があることは知っている」が6割弱で、「名前も聞いたことがない」が4割弱。
- ・ふれあい総合相談所については「名前も聞いたことがない」が6割強を占め、「利用したことはないが、相談窓口があることは知っている」のは約3割。

11) 福祉行政について

（中城村の取り組みについて）

- ・進んでいると思う取り組みについては、「移動支援（護佐丸バスや移動販売など）」が約4割と最も高く、「地域での支え合い（地区ふれあい事業など）」が2割強となっている一方で、「16.分からない」が3割強（34.4%）と2番目に高くなっています。相談・情報提供の体制や拠点に期待する機能として、「身近な地域で相談でき、適切な機関につなぐ」が約5割と最も高くなっています。

（今後の福祉施策について）

- ・だれもが安心して暮らすことができる村づくりを進めるためには、「身近なところでの相談窓口の充実」（5割弱）、「住民が気軽に立ち寄り、利用できる地域の福祉活動の拠点づくり」（4割強）が必要と考えられています。その他、「高齢者、障がい者、児童の福祉施設・設備の充実」（3割強）、「福祉意識を高めるための広報活動の強化」、「身近な地域での支え合いのしくみの強化」（ともに2割強）が上位にあげられています。

2-2. 民生委員児童委員・自治会長アンケート調査結果

民生委員児童委員・自治会長向けアンケート「ひきこもりに関する実態調査」の概要

(1) 調査の目的

村内のひきこもり*1に関する実態を把握し、新しい計画において適切な施策を位置づけるため。あわせて地域福祉の活動に関する状況を把握し、今後の活動を支援する際の検討材料とするため。

(2) 調査の状況

1) 調査対象	中城村における民生委員児童委員 33 人、自治会長 21 人（うち 5 人が兼務）合計 49 人
2) 調査方法	民生委員児童委員に対しては令和 3 年 8 月 11 日の定例会で配布（当日来られなかった方には郵送） 自治会長に対しては郵送 回収は郵送または村役場窓口ないし村社協への提出
3) 調査期間	令和 3 年 8 月 11 日（水）～9 月 3 日（金）
4) 回収状況	79.6%（39 人）

- *1 この調査における「ひきこもり」とは、15～64 歳までの方が「様々な要因の結果として社会的参加*2を避け、原則的に 6 か月以上にわたっておおむね家庭にとどまり続けている*3状態」を指します。この状態を目安としつつ、仕事や学校に行かず、人との交流がほとんど見られないなど類似していると思う場合、ひきこもり状態としてご回答いただくこととしています。
- *2 社会的参加とは、義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊などのことです。
- *3 おおむね家庭にとどまり続けているとは、他者と交わらない形での外出（一人でコンビニに行くなど）をしている場合も含まれます。ただし重度の障害、疾病、高齢等で外出できない場合は除きます。

(3) 調査結果概要

1) 回答者について

- ・ 民生委員児童委員から 23 人、自治会長から 13 人、民生委員兼自治会長から 3 人が回答。
- ・ 現在の役職を 6 年以上続けている方が 38.5%（15 人）と最多。

2) 仕事や学校に行かず、人との交流がほとんど見られない方について

- ・ 「いる・聞いたことがある」と回答した方は 4 割強（17 人）で、「交流がほとんど見られない」として挙げた人数をあわせて 27 人。厚生労働省等の定義を参考に、年代が 10 代～60 代の方について精査した結果、本調査で「ひきこもり」に該当する方は 5 人。ひきこもりに至った経緯として、5 人中 2 人が「学校や職場での人間関係がうまくいかなかった」ことがきっかけ。
- ・ 該当者を知った経緯として、「自身の訪問」が 3 割弱（7 人）。
- ・ 該当者の年齢は、10 代と 80 代以上が 2 割弱（5 人）。

- ・交流状況として、「家族以外の人とは交流がない」が6割強（17人）。
- ・外出状況として「ほとんど外出しない」が約4割（11人）。
- ・該当者がその状態にある期間として、「1年～3年未満」が約3割（8人）。
- ・その状態に至った経緯として、「学校や職場での人間関係がうまくいかなかった」と「心身面で長期療養が必要な病気になった」がそれぞれ1割強（3人）。一方で、約4割（11人）が「分からない」状況。
- ・人との交流がほとんど見られない方（27人）について、村社協などに連絡や相談をしたことがあるのは3割弱（7人）。

3) 相談窓口等の認知度、必要な支援について

- ・ひきこもり状態の方の相談窓口や支援機関として、民生委員児童委員及び自治会長（39人）の7割強（28人）が中城村役場と村社協と回答。
- ・ひきこもり状態にある方への今後必要な支援として、「行政や支援機関による訪問支援」が8割弱（30人）、「心身面について相談できる専門機関」が7割強（29人）。
- ・ひきこもり状態にある方の家族や周囲にいる方への今後必要な支援として、「公的な相談窓口」と「秘密厳守で相談できる拠点」がそれぞれ7割弱（26人）。

4) 地域での活動について

- ・地域で困っている人の情報について「地域住民から」が6割弱（22人）。
- ・よく見聞きする地域の困りごとや相談内容として「精神面の不調・疾患」が4割弱（14人）、次いで「身体に関する病気や衰え」が3割強（13人）。
- ・自治会や地域で促進したい福祉関連活動として、「高齢者や認知症の方の見守り」（74.4%、29人）と「高齢者や障がい者等の避難支援体制づくり」（71.8%、28人）がそれぞれ7割強。
- ・日常生活や福祉に関する相談・情報提供の体制や拠点が中城村内に整備される場合に、期待する機能として「困っている人の所まで必要に応じて訪問し、相談事に対応してくれる」が5割弱（18人）。

Ⅲ 前計画の点検結果概要

1. 地域福祉計画の点検評価について

平成 29 年 3 月に策定された「地域福祉推進計画」の理念「誰もが住みなれた地域で、安心して暮らせる村づくり」のもと、中城村各課・村社協が各施策に関する具体的な取組みを行ってきました。

令和 3 度に地域福祉推進計画の計画期間（平成 29 年度から令和 3 年度）の状況について点検を行い、各課・村社協における取組み毎の「実施状況」、「評価（自己評価）」をとりまとめました。点検結果を集約した概要は策定委員会にて審議し、取組み状況に対するご意見をいただきました。

2. 施策点検評価書 各課取組みの評価基準について

A～E で評価したうえで各年度の取組み、成果や課題についても記載しました。

- A：計画以上に進んでいる
- B：計画通りに進んでいる
- C：取り組んでいるが、遅れている
- D：大幅に遅れている。もしくは、着手したばかり
- E：取り組めていない

また、今後の方向性については以下の①～④で見通しを立てました。

- ①現状通り継続
- ②継続するが改善・見直しが必要
- ③廃止・休止
- ④完了

地域福祉推進計画の点検結果は以下の通りです。個別事業評価は事業に関する各課の評価を基にしており、施策別評価は個別事業評価を踏まえつつ、事業を包含する施策に対する総合的な評価を表しています。今後の方向性は、各課の事業の位置づけを基にしています。

次ページに掲載している点検一覧の内容をまとめたものが以下の表になります。32 ある個別事業のうち 21 の事業で、また 16 施策のうち 11 の施策で B 評価（計画通りに進んでいる）となっています。今後の方向性として「①現状通り継続」となっているのは 16 事業です。

	個別事業評価	施策別評価	今後の方向性
A	0	0	/
B	21	11	
C	8	4	
D	3	1	
E	0	0	
①	/		16
②			16
③			0
④			0

中城村地域福祉推進計画 点検結果一覧

基本目標	行動目標	施策・事業等の内容	事業番号	個別事業評価	施策別評価	今後の方向性	資料ページ	総務課	企画課	住民生活課	福祉課	子ども課	健康保険課	都市建設課	教育総務課	生涯学習課	産業振興課	社会福祉協議会				
基本目標1 地域に関心をもち、地域活動に参加してみよう	1 地域への関心と福祉への理解を高めていこう	(1)あらゆる世代への福祉教育の充実																				
		①児童・生徒が体験などを通じて学ぶ環境づくり	1	B	B	①	1				B					B				B		
		②地域における福祉教育の充実	2	B	B	①	5	B			B	E					B				B	
		(2)広報・啓発活動の充実																				
	2 地域福祉の担い手を育成し地域活動を活性化しよう	①各種媒体による広報・啓発	3	B	B	①	10				B										B	
		②「福祉まつり」などの取り組みによる啓発	4	C	B	②	13				D										B	
		(1)地域福祉を支える人材の育成・確保																				
		①活動のきっかけづくり	5	C	B	②	16				C											B
基本目標2 地域でつながる「しくみ」・「サービス」をつくる	1 地域福祉のネットワークをひろげよう	②地域活動のリーダーや担い手等の育成確保	6	B	B	①	19				C	B	B								B	
		(2)地域活動やボランティア活動の拠点機能の充実																				
		①地域活動への支援	7	B	C	①	24				B											B
		②ボランティアセンターの機能の充実	8	D	C	②	26															D
	2 安心して利用できる福祉サービスを提供しよう	(1)地域での交流からつながる支え合いの促進																				
		①地区ふれあい事業等の充実	9	B	B	①	28				B											
		(2)支援を必要としている村民の把握や見守りネットワークの構築																				
		①生活支援コーディネーターの育成・確保	10	B	B	①	30				B											B
基本目標3 みんなが地域をつくる	3 地域でのふれあい拠点を活性化しよう	②地域の見守りネットワークづくりと専門機関の連携による支援	11	B	B	①	32				B										B	
		③「支え合いマップ」の充実	12	C	B	②	35														C	
		④各種協議会の充実と連携強化	13	B	B	①	36				C	B										
		(1)各種サービスの適切な利用の促進																				
	1. いざという時のために準備をしよう	①相談支援体制の充実	14	B	B	①	40				C	B										B
		②情報提供の工夫	15	C	B	②	44				D	C										B
		(2)権利擁護の推進と虐待防止																				
		①成年後見制度等の推進	16	C	C	②	47				C											
2. 人にやさしいまちづくりを進めよう	②福祉サービス利用援助事業(旧日常生活自立支援事業)の充実	17	C	C	②	49															C	
	③虐待防止・早期対応のための支援体制の強化	18	B	B	①	52				B	A				B						B	
	(3)生活困窮対策の推進																					
	①生活困窮者の把握と相談窓口の周知	19	B	B	①	56				B											B	
基本目標4 安全・安心な地域をつくる	1. いざという時のために準備をしよう	②生活困窮者に対する生活支援の推進	20	B	B	②	58														B	
		(4)子どもの貧困対策事業の推進																				
		①子どもの居場所づくりや無料塾等の取り組みの推進	21	B	B	②	60				C					B						B
		②就学援助制度の推進	22	B	B	②	63									B						
	2. 人にやさしいまちづくりを進めよう	(1)地域の活性化促進																				
		①公民館の活用促進	23	B	B	②	65	B			B											B
		②地域資源を活用した活性化の促進	24	B	B	②	68	B														B
		(2)地域福祉の拠点機能の充実																				
基本目標5 安全・安心な地域をつくる	1. いざという時のために準備をしよう	①地域福祉の拠点機能の充実	25	C	C	①	70				C										C	
		(1)要援護者等の支援体制の充実																				
		①要援護者の状況把握	26	C	D	②	72				C											
		②防災に関する知識の普及と日頃からの準備	27	D	D	②	74	C			E											E
	2. 人にやさしいまちづくりを進めよう	(2)地域で取り組む安全対策の充実																				
		①防災に関する意識啓発と地域で取り組む防犯対策	28	B	B	①	77				B					B						
		②交通安全対策の推進	29	B	B	①	79				B											
		(1)バリアフリー、ユニバーサルデザイン等に関する普及																				
基本目標6 安全・安心な地域をつくる	2. 人にやさしいまちづくりを進めよう	①ユニバーサルデザインの考え等の普及	30	D	C	②	80				D				E						B	
		②公共施設等のバリアフリー化とユニバーサルデザインによる整備	31	B	C	①	82				B				C							
		(2)外出しやすい環境づくり																				
		①外出・移動支援の充実	32	B	B	②	84		B		C											B

事業に対する各課の評価（一覧表の右側部分）をまとめた結果は以下の通りです。

各課評価	総務課	企画課	住民生活課	福祉課	子ども課	健康保険課	都市建設課	教育総務課	生涯学習課	産業振興課	社会福祉協議会	総計
A	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
B	3	1	2	11	3	1	0	5	2	1	18	47
C	1	0	0	8	2	0	1	0	0	0	3	15
D	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	1	4
E	0	0	0	1	1	0	1	0	0	0	1	4

3. 目標指標の達成状況

中城村地域福祉推進計画において、中城村の地域や住民の生活がこのようにあってほしいとする5年後（令和3年度）の姿について、基本目標ごとの目標指標を定めました。その達成状況は以下の通りです。7つある指標のうち達成は①のみですが、策定時の状況と比べて③、④、⑦の3つの指標で改善傾向がみられます。他方で、②と⑥の2つの指標で数値の変化があまりなく横ばいとなっているほか、⑤については悪化傾向がみられます。

基本目標1 地域に関心を持ち、地域活動に参加してみよう

達成項目	策定時	目標値	実績値	備考
①福祉に関心がある村民の割合を増やす	74.6%	80.0% (H33)	90.4% (R3) 達成	令和3年度地域福祉に関する村民アンケート調査 問34で「8.どれも特に興味はない」(7.3%)と「無回答」(2.3%)を全体から除いた割合
②地域活動に参加している村民の割合を増やす	43.1%	50.0% (H33)	43.9% (R3)	令和3年度地域福祉に関する村民アンケート調査 問4で「10.ほとんど参加していない」54.8%と「無回答」1.3%を全体から除いた割合 ※未達成（横ばい）

基本目標2 地域でつながる「しくみ」・「サービス」をつくろう

達成項目	策定時	目標値	実績値	備考
③地区ふれあい事業（地域主体の高齢者交流）の実施箇所を増やす	13箇所	18箇所 (H33)	16箇所 (R3)	未実施は添石、屋宜、サンヒルズタウン、県営団地2箇所 ※未達成（改善）
④生活支援コーディネーターの配置	0人	3人 (H33)	2人 (R3)	村社協に2名配置 ※未達成（改善）
⑤日常生活において特に悩みや不安はない人の割合を増やす	17.7%	増加 (H33)	減少 14.1% (R3)	令和3年度地域福祉に関する村民アンケート調査 問18で「11.特に悩みや不安はない」と回答した割合14.1% ※未達成
⑥地域を担当している民生委員児童委員の名前（または顔）も活動も知っている割合を増やす	13.8%	20.0% (H33)	14.6% (R3)	令和3年度地域福祉に関する村民アンケート調査 問32で「1.名前（または顔）も活動内容も知っている」と回答した割合14.6% ※未達成（横ばい）

基本目標3 みんなで「安全・安心」な地域をつくろう

達成項目	策定時	目標値	実績値	備考
⑦自主防災組織数の増加	1組織	21組織 (H32)	5組織 (R3)	実施は奥間、久場、北浜、サンヒルズタウン、南上原 ※未達成（改善）



IV 計画策定の経緯等

1. 策定の経緯

	月 日	内容
令和3年	6月25日(火)	■第1回 事務局会議 ①計画策定に関する説明 ②アンケート内容の説明 ③施策点検の依頼
	7月～8月	中城村における福祉施策・事業等の点検
	8月11日(水)～9月3日(金)	民生委員児童委員・自治会長アンケート実施
	8月27日(金)～9月24日(金)	村民アンケート実施
	11月5日(金)	■第2回 事務局会議 ①中城村の概況 ②上位・関連計画等の整理 ③アンケート結果 ④地域福祉推進計画点検結果の概要 ⑤地域福祉の課題
	11月12日(金)	◆第1回 策定委員会 ①地域福祉推進計画策定の背景・目的等 ②中城村の基礎データ ③地域福祉の課題
令和3年	12月21日(火)	◆第3回 事務局会議 ①地域福祉推進計画とSDGsとの関連 ②中城村がめざす地域福祉(基本理念、基本的方針、施策の体系、福祉圏域の設定など) ③取組みの内容(各論)
令和4年	1月6日(木)	■第4回 事務局会議 ①前回からの変更点の確認 ②福祉圏域の設定、取組みの目標指標の確認
	2月22日(火)	■第2回 策定委員会 ①地域福祉推進計画とSDGsとの関連 ②中城村がめざす地域福祉(基本理念、基本的方針、施策の体系、福祉圏域の設定など) ③取組みの内容(各論)
	3月2日(水)	◆第5回 事務局会議 ①計画案の確認について
	3月15日(火)	■第3回 策定委員会 ①計画案の確認について

■策定委員会 名簿

No.	氏名	役職	備考
1	島村 聡	沖縄大学人文学部福祉文化学科 教授	委員長
2	比嘉 忠典	中城村副村長	副委員長
3	比嘉 良治	中城村教育長	
4	比嘉 盛行	中城村社会福祉協議会 会長	
5	比嘉 和枝	中城村民生委員児童委員協議会 会長	
6	謝名堂 幸夫	中城村自治会会長 会長	
7	与那覇 晴枝	中城村身体障害者福祉協会 会長	
8	金城 久夫	中城村老人クラブ連合会 会長	
9	金城 健作	社会福祉法人いなほ会 春華園 総務部長	
10	伊佐 智樹	社会福祉法人ハイジ福祉会 グリーンホーム 施設長	
11	比嘉 春代	社会福祉法人ひだまり福祉会 理事長	
12	宮城 まり子	子育て支援のボランティアグループ（トトロの会）	
13	村吉 則雄	地域代表（公募）	
14	仲村 尚子	地域代表（公募）	
15	奥浜 一樹	地域代表（社協推薦・中城村商工会会長）	
16	伊佐 博子	地域代表（社協推薦）	
17	末吉 義良	地域代表（社協推薦）	

■事務局会議 名簿

No.	氏名	役職	備考
1	照屋 淳	中城村役場福祉課福祉課長	議長
2	儀間 正明	中城村社会福祉協議会事務局長	
3	知名 朝数	中城村社会福祉協議会主事	
4	儀間 由紀美	中城村生活支援コーディネーター	
5	大城 美乃	中城村生活支援コーディネーター	
6	比嘉 若菜	中城村役場健康保険課健康増進係長	
7	末吉 真梨乃	中城村役場健康保険課主任保健師	
8	辰 さおり	中城村役場こども課子育て支援係長	
9	加藤 のぞみ	中城村役場こども課主任保健師	
10	比嘉 聖也	中城村役場総務課総務係長	
11	新屋敷 幸龍	中城村役場企画課企画調整係長	
12	照屋 郁子	中城村役場福祉課福祉係長	

V 用語解説

あ行

うまんちゅ

御万人すりていクリーン・グリーン・グレイシャス運動（CGG 運動）

毎年12月第3日曜日（家庭の日）に実施される。地域の清掃を行う「クリーン活動」と地域行事に大人も子どもも参加する「御万人のふれあい活動」を通じて「地域の子は地域で守り育てる」機運を高める運動。

SNS (Social Networking Service)

個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援するインターネットを利用したサービス。

NPO (Non-Profit Organization)

政府や企業などではできない社会的な問題に、非営利で取り組む民間団体。

沖縄県就職・生活支援パーソナル・サポート・センター

働きたくても働けない方や、住むところがない方に対して、生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者自立支援事業を実施している。県内4か所に設置され、中城村に関しては中部センターが管轄している。

沖縄県福祉のまちづくり条例

お年寄りや障がいのある方をはじめ、すべての人が安心して生活し、自由に社会参加できる地域社会を実現するために平成9年に制定した条例。目的や定義のほか、施策に関する基本方針及びバリアフリー整備の対象となる施設や整備基準等が規定されている。

か行

健康生活推進員

村民ひとりひとりが健康で明るい生活を営むためには、健康づくりに対する意識の高揚と地域に密着した健康づくり事業の推進が大切であることから、これらの健康づくり運動を効率的に進めるため配置されている。

権利擁護センター

障がい者や認知症の人の権利を擁護し、生活を支える成年後見制度の利用促進を担う。

合計特殊出生率

「15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、ある期間（1年間）の出生状況に着目した期間合計特殊出生率と、ある世代の出生状況に着目したコーホート合計特殊出生率がある。

子育て世代包括支援センター

妊娠・出産・子育てに関する切れ目ない支援を実施する機関。令和2年度に中城村こども課に設置された。

子どもの居場所わらびくらぶ

満3歳～18歳までを対象に、平日の放課後および土曜日に児童生徒への食事の提供や余暇活動の見守りを行っている。

個別避難計画

災害時に避難行動要支援者が円滑に避難できるよう、支援内容に応じて作成した避難計画。令和3年の災害対策基本法の改正により、作成が市町村の努力義務となった。

さ行

自主防災組織

「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき、自主的に結成する組織。災害対策基本法において、市町村がその充実に努めなければならない旨が規定されている。（消防庁「自主防災組織の手引」より）

重層的支援体制整備事業

令和2年の社会福祉法の改正により創設された、自治体が任意で実施する事業。「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施することが必須となっている。

出生率

人口1,000人に対する出生数の割合。

障害児者相談支援事業

障害種別に関わらず相談を受け付ける窓口で、中城村では福祉課に設置されている。

人権擁護委員

人権擁護委員法に基づいて法務大臣が委嘱した民間の方々で、人権相談を受けたり人権の考えを広めたりする活動を行う。任期は3年で、再任も可能。

スクールカウンセラー

児童生徒からの相談対応のほか、保護者及び教職員からの相談対応、教職員等への研修、事件・事故等の緊急対応における被害児童生徒の心のケアなどを担っており、主に臨床心理士が採用されている。

スクールソーシャルワーカー（SSW）

教育現場を基盤に、社会福祉制度をはじめ幅広い社会的な制度や活動に関する情報、知識並びに地域福祉やソーシャルワーク（以下、SW）の領域で培われた専門的な援助技術を用いて、問題を抱えている児童生徒とその家族や学校、教職員への支援を行う専門職。

（沖縄県教育庁義務教育課「スクールソーシャルワーカーの効果的な活用のために（沖縄県版）《SSWガイドライン》より」

すくすくなかぐすく

中城村の子育て情報サイト。URL：<https://www.sukusuku-nakagusuku.jp/>（2022年3月14日時点）

生活支援コーディネーター

生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）は、高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者を指す。

成年後見制度

知的障がい者・精神障がい者・認知症の高齢者など、判断能力が十分でなく、自分自身の権利を守ることができない成人の財産管理などを支援する制度。民法の一部改正など法整備により平成12（2000）年から実施。

た行

ダブルケア問題

子育て期間と親等の介護期間が重なっている状態。晩産化や晩婚化を背景として社会問題化しつつある。

地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

（『地域共生社会』の実現に向けて（当面の改革工程）（平成29年2月7日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定）より）

地域自立支援協議会

地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担っている。

地域包括ケア推進協議会

本村に居住する高齢者、障がい者及び障がい児が、地域で安心して生活できるよう支援し、自立と社会参加を図るため、保健、医療、福祉、教育、就労等各種サービスの提供について包括的に調整し地域ネットワークを構築することを目的に設置された協議会。

地域包括支援センター

高齢者への総合的な生活支援の窓口となる地域機関。市町村または市町村から委託された法人が運営し、主任介護支援専門員・保健師・社会福祉士が配置される。介護予防の拠点として、高齢者本人や家族からの相談に対応し、介護、福祉、医療、虐待防止など必要な支援が継続的に提供されるように調整する。

地域リハビリテーション活動支援事業

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の有資格者のうち、介護予防に関する専門的知識及び経験を有する者が中城村地域包括支援センターと連携しながら、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等における介護予防の取組みを総合的に支援することにより、地域における介護予防の機能強化と高齢者の自立支援に資する取組を促すための事業。

地区ふれあい事業

高齢者の健康維持・増進のために地域が主体となって行っている活動で、令和4年3月現在、伊集、和宇慶、南浜、北浜、津覇、奥間、浜、安里、当間、伊舎堂、泊、久場、登又、新垣、北上原、南上原の村内16地区で実施されている。

な行

中城村障がい者地域活動支援センターむつみ

中城村内在住の18歳以上の方で、「身体・知的・精神」に障がいを持った方が通っている。主に、地域の中で自立した日常生活や、社会生活を営むことができるように、生産的活動や社会生活、レクリエーション、社会との交流活動など、様々な活動を行っている。

日常生活自立支援事業

高齢や障がい（知的障がい、精神障がい）により日常生活の判断能力に不安があり、在宅で生活している方または在宅で生活する予定の方に、福祉サービスの利用手続きや生活費の管理、年金証書などの大切な書類の預かりなどのお手伝いをするサービス。

認知症カフェ

認知症の方とその家族を対象に、村の企画として月2回行っている。

認知症サポーター

村が開催する認知症サポーター養成講座を受けた人の呼称。認知症を正しく理解し、自分のできる範囲のボランティア活動として認知症の人やその家族を応援する。具体的には、サポーターはそれぞれの生活する地域や職域において、認知症の人をみかけた際に、その行動を見守ったり、道案内などの手助けをしたり、あるいは周囲の人に対して、認知症についての正しい知識や配慮すべきことを伝えたりする。

認知症予防教室「ピーナッツ」

様々な講師による認知症にまつわる講座で、認知症に関する理解促進のため、毎月1回行っている。20名を定員として登録制で実施している。

は行

8050問題

80代の親が、ひきこもりなど生活課題を抱える50代の子どもを支えるという社会問題。

発達障がい児サポーター

発達障がいについての理解を深め、発達障がいなどが理由で困っている子どもたちを支援するボランティア（サポーター）。

バリアフリー

高齢者や障がい者が支障なく自立した日常生活・社会生活を送れるように、物理的・心理的・社会制度・情報環境の障壁（バリア）をすべて除去する（フリー）こと、あるいはそれらが実現した生活環境を指す。

PDCAサイクル

PDCA サイクルは、行動プロセスの枠組みのひとつ。Plan(計画)、Do(実行)、Check(確認)、Action(行動)の4つで構成されている。

避難行動要支援者

障がいにより情報の入手や発信が困難な人、移動などに介助が必要な人、避難所などでの生活に特段の配慮が必要な人のこと。

（総務省消防庁「避難行動要支援者（災害時要援護者）への対応 2. 避難行動要支援者とは」より）

フードバンク

食品を取り扱う企業から、製造・流通過程などで出る余剰食品や規格外商品、販売店舗で売れ残った賞味期限・消費期限内の商品など、安全上は問題がなくても廃棄される食品の寄付を受け、無償で必要な人や団体に提供するボランティア活動。また、それを行う団体。一般家庭で余った賞味期限内の食品も対象となる。福祉団体・生活弱者支援のボランティア活動として1960年代に米国で始まり、日本でも平成12（2000）年頃から行われている。

ふれあい総合相談所

村社協にて悩み事や心配事などを相談できる窓口。月曜～金曜の午前10時～午後4時に対応しており、相談は無料で秘密厳守。第1・第3火曜午後2時～4時には法律相談（要予約）にも応じている。

母子保健推進員

母性や乳幼児に関する問題点の把握や各種の申請、健康診査の受診等母子保健事業の対象者が必要な施策を受けられるような活動をし、中城村の母子保健の向上に寄与することを目的としている。

ま行

民生委員児童委員

厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、「児童委員」を兼ねている。（厚生労働省ホームページより）

や行

ヤングケアラー

法令上の定義はないものの、「ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書」（2021年3月）においては、「本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っていることにより、子ども自身がやりたいことができないなど、子ども自身の権利が守られていないと思われる子ども」とされている。

ユニバーサルデザイン

障害の有無、年齢、性別、国籍、人種等にかかわらずさまざまな人々が気持ちよく使えるよう、都市や生活環境を計画する考え方。

要保護児童対策地域協議会

虐待や非行などさまざまな問題を抱えた児童の早期発見と適切な保護を目的として、市町村などの地方公共団体が児童福祉法に基づいて設置する協議会。児童相談所や学校・教育委員会、警察など、地域の関係機関によって構成される。養育能力に欠ける親や育児困難が懸念される妊婦などへの支援も行う。略称として要対協ともよばれる。

VI. 福祉の窓口等一覧

村内の相談窓口等

区分	内容	担当課等	電話番号
高齢者	地域包括支援センター	福祉課	098-895-1738
障がい	障害児者相談支援事業	福祉課	098-895-1738
子育て	子育て世代包括支援センター	こども課	098-895-2271
健康	住民健診、特定健診等	健康保険課	098-895-2172
保険	国民健康保険	健康保険課	098-895-2171
年金	国民年金	住民生活課	098-895-1737
相談	ふれあい総合相談	社会福祉協議会	098-895-4081 098-895-6788
子育て	子どもの居場所わらびいくらぶ	南上原 236	098-895-2271
子育て	久場っ子クラブ	久場 241 番地	098-895-2271

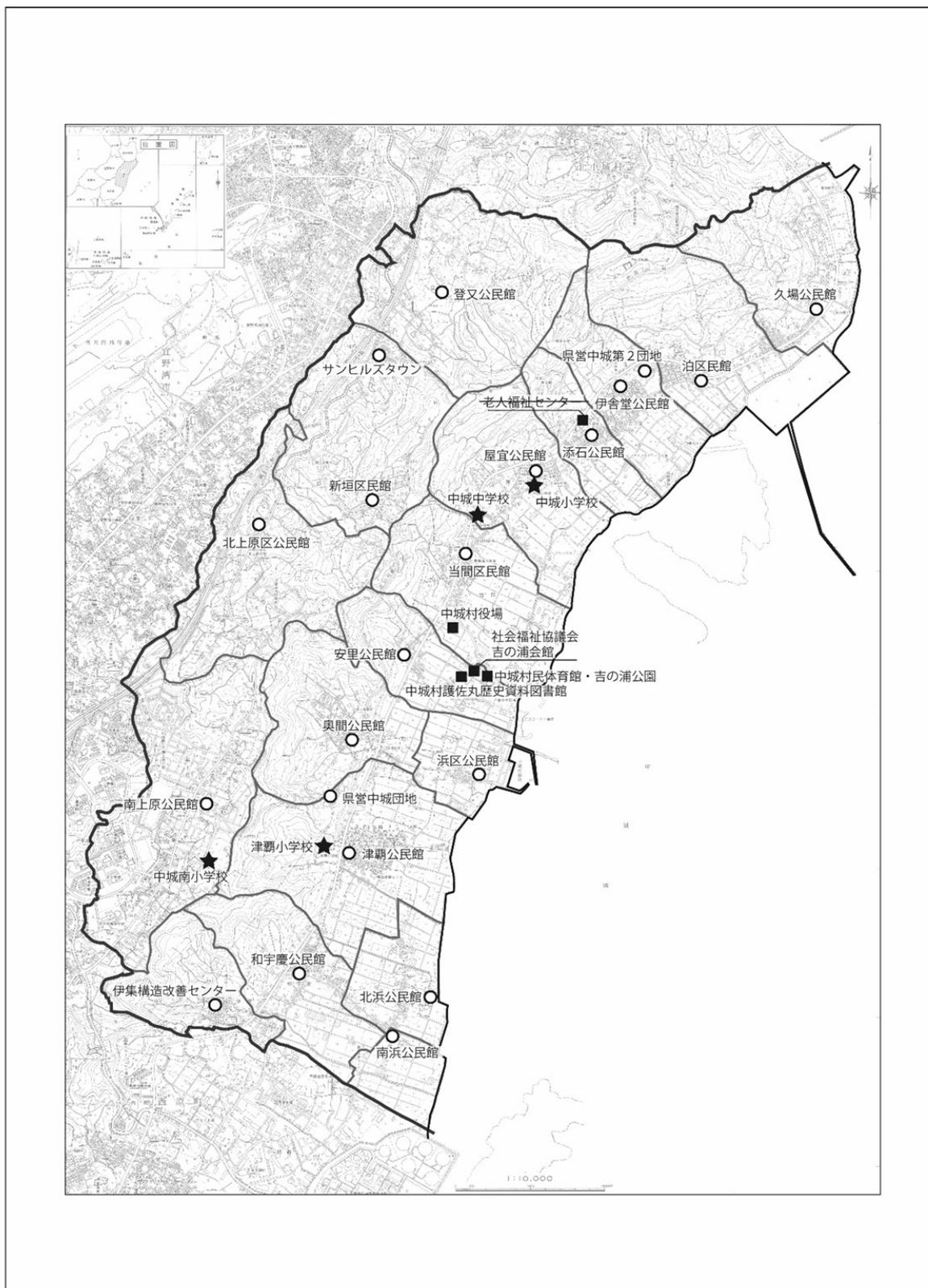
県内の相談窓口

区分	施設名	所在地	電話番号
困窮	沖縄県 就職・生活支援パーソナル・サポート・センター(中部)	沖縄市美原 1-11-3	098-923-0881
生活相談	中部福祉事務所	沖縄市美原 1-6-28	098-989-6603
青少年	子ども若者みらい相談プラザ sorae (ソラエ)	那覇市首里石嶺町 4-373-1 沖縄県総合福祉センター西棟3階	098-943-5335
こころの悩み	沖縄県立総合精神保健福祉センター こころの電話相談	南風原町宮平 212-3	098-888-1450
ひきこもり	沖縄県ひきこもり専門支援センター	同上	098-888-1455
子ども	沖縄県中央児童相談所 おきなわ子ども虐待ホットライン	那覇市首里石嶺町 4-404-2	098-886-2900
DV	沖縄県配偶者暴力相談支援センター	電話相談	098-854-1172
家庭相談等	沖縄県男女共同参画センター ているる相談室	那覇市西 3-11-1	098-868-4010 (女性専用) 098-868-4011 (男性専用)

※政府の内閣官房孤独・孤立対策担当室が、スマートフォン等で質問に答えることで約150の支援制度や窓口から状況に合った支援を探ることができるサイト (<https://www.notalone-cas.go.jp/>) を開設しています。右のQRコードからもアクセス可能です。どこに相談したらいいかわからない時などにご活用ください。



参考資料 行政区や地域の公民館等



※老人福祉センターは老朽化により令和3年度から機能を停止しております。

第2次中城村地域福祉推進計画

～とよむ福祉プラン～

令和4年3月

発行 中城村福祉課/社会福祉法人 中城村社会福祉協議会
中城村福祉課

〒901-2493 沖縄県中頭郡中城村字当間 585 番地 1

電話:098-895-1738

URL <https://vill.nakagusuku.okinawa.jp>

社会福祉法人 中城村社会福祉協議会

〒901-2407 沖縄県中頭郡中城村字安里 187 番地 1(吉の浦会館内)

電話:098-895-4081

URL <http://www.nakagusukushakyo.com>

